

「特定有害廃棄物等」
(バーゼル法の規制対象貨物) の
輸入に関する手引き

2026年3月

経済産業省

環境省

目次

I. バーゼル法の制度・規制対象物	1
II. 規制対象物該当判断に係る事前相談	6
III. 輸入に関する手続きの概要	10
IV. 環境省における通告内容の確認	12
参考 4-0 : 輸出国が環境省に送付する通告書類	20
参考 4-1 : 契約書	23
参考 4-2 : 貨物のフロー図	26
参考 4-3 : 輸出国の発生施設での発生工程図	27
参考 4-4 : 日本での処理工程及び処理施設概要	28
参考 4-5 : 成分分析表	29
参考 4-6 : 関連写真	30
参考 4-7 : 銀行保証書等	29
参考 4-8 : 有価性に係る確認書	31
参考 4-9 : 事前相談の実施の有無	32
参考 4-10 及び 4-11 : 通告内容の変更連絡	33
V. 日本のみでバーゼル条約に基づく手続きが必要な場合の通告	36
参考 5-1 : 相手国法令通告書類の作成例	38
参考 5-2 : 相手国から証明書が発行された場合の通告作成例	39
VI. 外為法の輸入承認	40
参考 6-1 : 輸入承認申請書（様式と記入例）	43
参考 6-2 : 輸入承認申請理由書（様式及び記入上の注意と記入例）	47
参考 6-3 : 特別有効期間設定申請書（様式）	53
VII. 通告内容の変更に係る手続き	54
VIII. 輸入移動書類交付申請	56
参考 8-1 : 輸入移動書類交付申請書（様式と記入例）	61
参考 8-2 : 輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 1）（様式及び記入上の注意と記入例）	63
参考 8-3 : 輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 2）（様式）	74
参考 8-4 : 輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 3）（様式及び記入例）	75
参考 8-5 : 一覧様式	77
IX. 貨物の運搬・処分（移動書類の携帯及び記載・署名）	78
参考 9-1 : 処分施設一者、様式 5（輸入移動書類）の別紙 1 を作成した場合の記入例	80
参考 9-2 : 処分施設一者、輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合の記入例	83
参考 9-3 : 処分施設が複数者、輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合の記入例	86
X. 受領及び処分完了の通知、処分完了の届出	91
参考 10-1 : 輸入特定廃棄物等の受領通知書（様式）	94
参考 10-2 : 輸入特定廃棄物等の処分完了通知書（様式）	95
参考 10-3 : 輸入特定廃棄物等の処分完了届出書（様式）	96
参考 10-4 : 受領及び処分完了の通知、処分完了の届出（記入例）	97

XI. その他各種手続き	100
参考 11-1 輸入移動書類の汚損/紛失に関する届出書（様式）	102
参考 11-2 輸入移動書類の再交付に関する申請書（様式）	103
参考 11-3 輸入移動書類の回復に関する届出書（様式）	104
参考 11-4 記載内容と異なる運搬に関する届出書（様式）	105
参考 11-5 輸入移動書類にかかる届出書（様式及び記入例）	106
XII. 問合せ先	108
手続き関連法規	111
◎バーゼル法該当貨物の輸入承認申請手続き等について＜台湾編＞	120

今後、手引きの最新版については下記 URL に掲載いたしますので、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html

（検索エンジンで「経済産業省 バーゼル」と検索してください。）

I. バーゼル法の制度・規制対象物

はじめに

有害物質を含む循環資源の輸出入に関するルールとして、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」と、その国内法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」があります。特定有害廃棄物等の輸出入を行う者は、これらの関係法令を遵守しなければなりません。

1970年代、欧米諸国を中心として先進国由来の廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような問題に対処するため、国連環境計画（UNEP）と経済協力開発機構（OECD）において国際的な枠組みが検討され、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約；1992年）と「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（OECD理事会決定；1989年）が採択されました。バーゼル条約とOECD理事会決定を履行するため、我が国は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を整備し、これら2法と「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づいて、廃棄物等の輸出入を規制しています。

バーゼル法等に基づく規制開始から四半世紀が過ぎ、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の双方について環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図るため、平成29年6月にバーゼル法が25年ぶりに改正されました。これに伴い、政省令、告示等の各種関連規定も大幅に見直しされました（当該改正は平成30年10月1日施行）。

また、2019年に開催された第14回バーゼル条約締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たにバーゼル条約の規制対象物に追加する条約附属書改正が決議され、2021年1月1日に改正附属書が発効されました。これを受け、国内では「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和2年10月1日に改正（令和3年1月1日施行）し、プラスチックの廃棄物をバーゼル法の規制対象に追加しています。

さらに、2022年に開催された第15回バーゼル条約締約国会議（COP15）において、非有害な電気及び電子機器廃棄物（e-waste）を新たにバーゼル条約の規制対象物に追加する条約附属書改正が決議され、2025年1月1日に改正附属書が発効されました。これを受け、国内では「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和6年10月23日に改正（令和7年1月1日施行）し、非有害なe-wasteを含むすべてのe-wasteをバーゼル法の規制対象に追加しています。

国内法制度

バーゼル法が規定する再生資源などの「特定有害廃棄物等」を輸出入する場合には、当該貨物を輸出入する者は、関税法の手続きに加え、以下の手続きが必要です。

- ・「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出入の承認
- ・上記承認に際しての環境大臣の確認手続等
- ・輸出入者、運搬者、処分者による移動書類等の携帯
- ・不適正処理が行われた場合の回収・適正処分 等

本手引きでは、特定有害廃棄物等の輸入手続きについて、概要を「Ⅲ. 輸入に関する手続きの概要」で、手続きの各段階での具体的な必要書類等を「Ⅳ. 環境省における通告内容の確認」以降で説明します。特定有害廃棄物等の輸入をお考えの方は、本手引の内容を十分に御理解の上、バーゼル法と外為法に基づき適正な輸入を行ってください。

バーゼル法の規制対象物

バーゼル法では、規制対象である特定有害廃棄物等を、次のように定めています。

- 一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）（*1）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。）
 - イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令（*2）で定めるもの
 - ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物
 - ハ 政令で定めるところにより、条約第三条 1 又は 2 の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物
 - ニ 条約第三条 3 の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの
 - ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条 1 に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令（*2）で定めるもの
- 二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの

*1: 具体的にはOECD理事会決定を指します

*2: 平成30年6月18日環境省令第12号「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」

ただし、船舶の航行に伴い生ずる廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された物は除かれます。

特定有害廃棄物等に該当する例としては、使用済み鉛蓄電池、有害金属を含有している汚泥、医療廃棄物等が挙げられます（再生資源として有価で販売される場合を含む。）。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の別表第一（最終処分目的、リサイクル目的）に掲げる処分作業を行うために輸出入される物	
■最終処分作業 D一 地中又は地上への投棄 D二 土壌処理 D三 地中の深部への注入 D四 表面貯留 D五 特別に設計された処分場における埋立て D六 海洋を除く水域への放出 D七 海洋への放出 D八 生物学的処理 D九 物理化学的処理 D一〇 陸上における焼却 D一一 海洋における焼却 D一二 永久保管 D一三 D一からD一二まで、D一四又D一五に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合 D一四 D一からD一三まで又はD一五に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包 D一五 D一からD一四までに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管	■リサイクル作業 R一 燃料、エネルギー回収 R二 溶剤の再生、回収 R三 有機物の再生、回収 R四 金属又は金属化合物の再生、回収 R五 無機物の再生、回収 R六 酸又は塩基の再生 R七 汚染除去のために使用した成分の回収 R八 触媒の成分の回収 R九 廃油の精製又はその他の再利用 R一〇 農業又は生態系の改良のための土壌処理 R一一 R一からR一〇の残滓の利用 R一二 R一からR一一のための交換 R一三 R一からR一二のための集積

図1 バーゼル法の規制対象物(特定有害廃棄物等)の考え方

※詳細は下記参照

- ・バーゼル条約（和文）：https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf
- ・OECD 理事会決定（仮訳）：https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/oecd_j.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲を定める省令」（平成30年6月18日環境省令第12号）
：https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/h30basel_law02.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」（令和2年10月1日環境省令第24号）
：https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law01.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年10月23日環境省令第24号）
：<https://www.env.go.jp/content/000259913.pdf>

なお、国内で廃棄物とされるものについて輸出入を行う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の規制が適用されます。貨物によっては、バーゼル法・廃棄物処理法の両方が適用となる場合もありますので、ご注意ください（図2参照）。

※廃棄物処理法については、環境省までお問合せください。

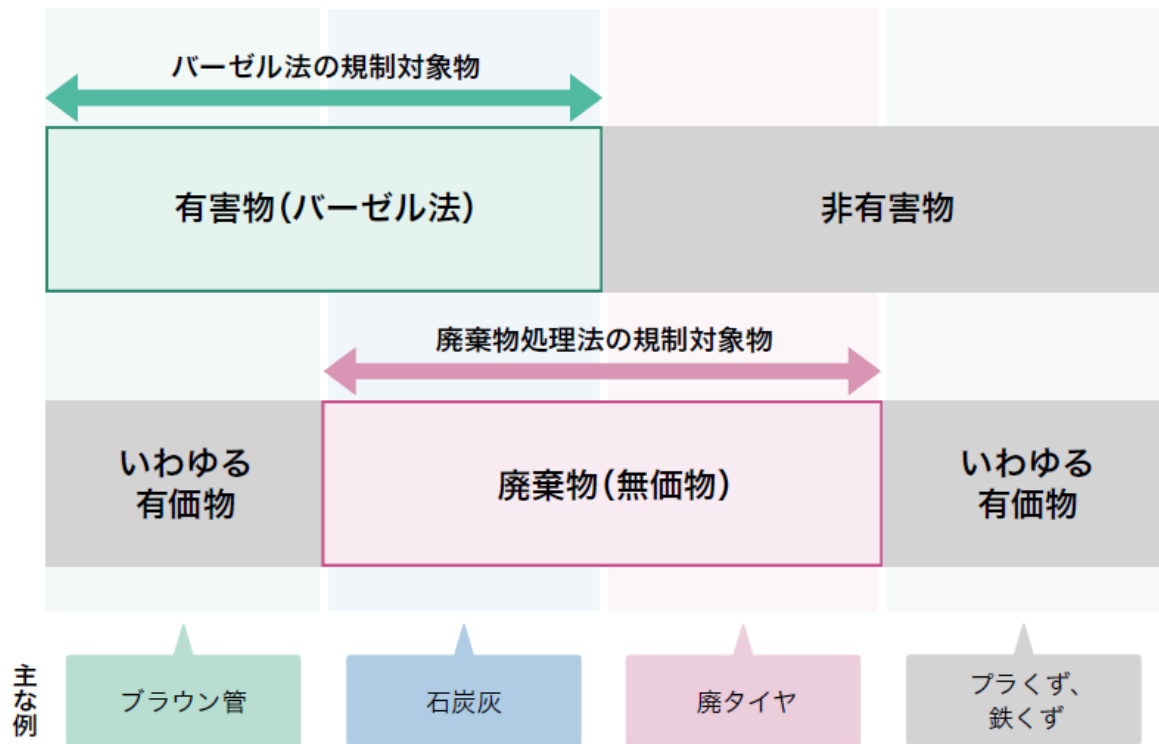


図2 バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象の考え方

Ⅱ．規制対象物該当判断に係る事前相談

事前相談制度

経済産業省と環境省は、輸入しようと考えている貨物が、

[1] バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

[2] 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

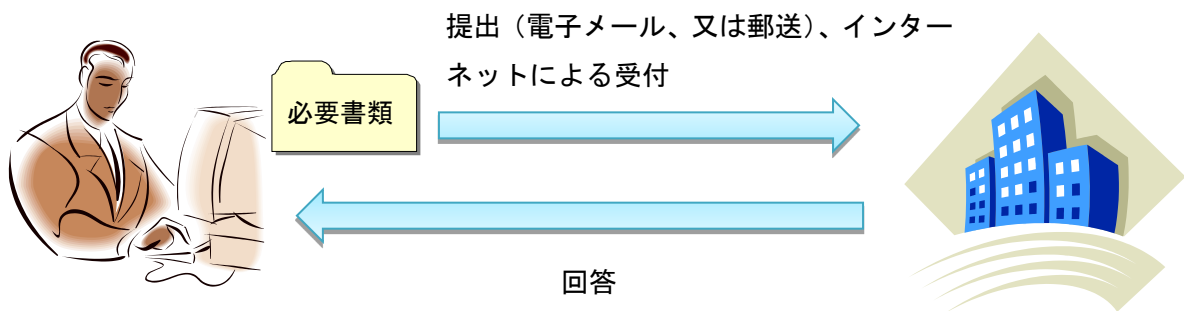
について、事前相談を受け付けています（経済産業省については、[1]のみ）。事前相談制度は行政サービスの一環であり、強制するものではありませんが、上記の[1] [2]について不明な点がある場合は、本制度をご活用ください。

利用方法

事前相談を受けることを希望する場合は、事前相談書に必要事項を記載のうえ、その他の資料とともに事前相談窓口へ送付するか、又はインターネットにより申請してください。（「Ⅶ．問合せ先」参照）

【輸入者（相談者）】

【環境省・経済産業省】



利用時の留意点

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法の規制対象に該当するか否か、及び廃棄物処理法の規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸入を行う際の関連法規遵守の義務を緩和するものではありません。また、現実輸入される貨物そのものについて、廃棄物処理法、バーゼル法等関係法規の適合を証明するものではありません。予めご承知おきください。

事前相談の窓口・相談方法について

(1) 相談窓口

輸出入する貨物の内容に応じて、以下のいずれかの機関でご相談を受け付けています。
経済産業省（委託先を含む）では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできませんので、廃棄物（廃棄物と見なされる可能性のある場合含む）の該非については、環境省の地方環境事務所に相談ください。地方環境事務所にご相談の際には、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所にお問合せください。

なお、お問合せは、各機関の業務日の業務開始時間から、終了時間の概ね1時間前まで（個別にお知らせする場合は、その時間内）に限らせていただきます。

相談内容（貨物内容）	相談先（管轄区域）	連絡先
バーゼル法・廃棄物処理法	北海道地方環境事務所 （北海道）	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 （電話）011-299-3738 （電子メール） REO-HOKKAIDO@env.go.jp
	東北地方環境事務所 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階 （電話）022-722-2871 （電子メール） REO-TOHOKU@env.go.jp
	関東地方環境事務所 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）	〒330-9720 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 （電話）048-600-0814 （電子メール） HAIRI-KANTO@env.go.jp
	中部地方環境事務所 （富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 （電話）052-955-2132 （電子メール） REO-CHUBU@env.go.jp
	近畿地方環境事務所 （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 （電話）06-6881-6502 （電子メール） kinki-junkan@env.go.jp
	中国四国地方環境事務所 （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 （電話）086-223-1584 （電子メール） REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp
	〃 四国事務所 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階 （電話）087-811-7240 （電子メール） MOE-SHIKOKU@env.go.jp

	九州地方環境事務所 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 (電話) 096-322-2410 (電子メール) RE0-KYUSHU@env.go.jp
バーゼル法のみ	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 (電子メール) basel@sanpainet.or.jp

(2) 相談方法等

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、上述の相談窓口で電子メール又は郵送により事前に送付の上、ご相談ください。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行ってください。

事前相談のほか、次の資料又はその写しの提出をお願いしています。

＜基本的に提出が必須のもの＞

- ① インボイス (管理システムは、このインボイス番号で管理されています。)
- ② 輸出入契約書
- ③ 国内取引伝票 (契約書、仕切書、納品書、受領書等)
- ④ 貨物全体の写真 (異なる貨物や種類が異なる物は、それごとの写真で鮮明なもの。)
プラスチックは廃プラスチック類の概要説明書
- ⑤ 貨物のフロー図

＜必要に応じて提出いただくもの＞

- ⑥ 成分分析表
- ⑦ 分析サンプルの写真
- ⑧ 企業概要
- ⑨ その他

事前相談をお受けした場合にも、質問をし、必要な追加書類の提出をお願いする場合があります、相談の助言には、ある程度の日数を要します。時間的な余裕をもって、ご相談ください。ご相談日にインボイス番号が確定していない場合もあり得ますが、この場合、相談窓口にお問合せください。

参考：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の場合

提出書類の不足等がない場合や財団からの質問に対し回答をいただいた場合、ご相談を受けた日 (質問の回答を得た日) から原則1週間以内に助言するよう努めています。管理システムには、その助言した日の次の業務日の午前中に登録するよう努力しています。ただし、書類等が不足している、相談内容に不明な点があるといった場合は、日数を要することになります。なお、税関申告予定日 (当日) のご相談は、基本的にお受けできません。

環境省 地方環境事務所、経済産業省の場合

両省では、上記の相談窓口で受け付けている貨物以外の、比較的、該非判断が難しい貨物等のご相談を受け付けており、確認させていただく点が多いことから、審査にあたり日数を要することにご留意ください。(貨物の内容によっては、環境省 (本省) と経済産業省で調整、協議するものもあります。)

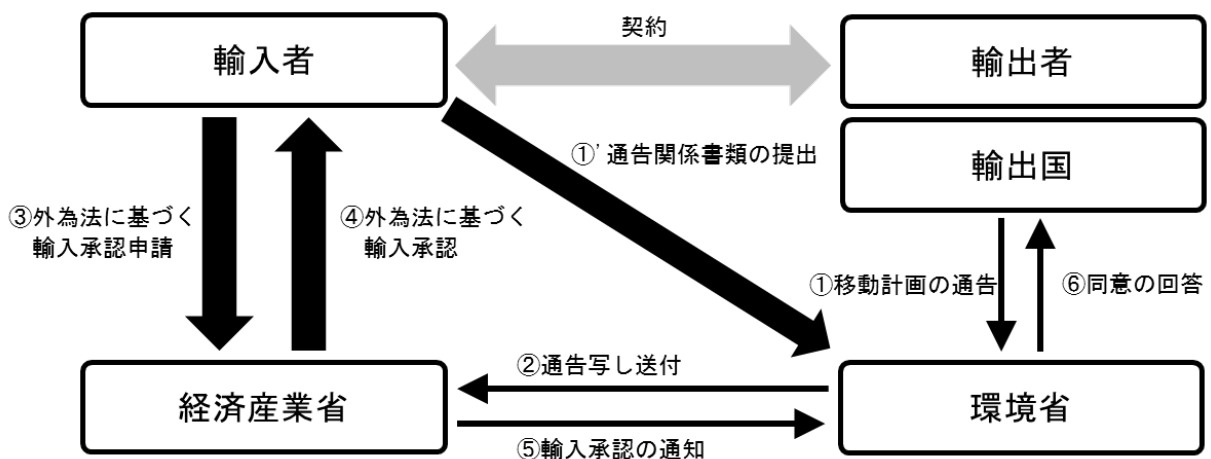
なお、事前相談の助言は、原則地方環境事務所及び経済産業省からは口頭で、経済産業省の委託先からはメールでいたします。また、ご提出いただいた資料は、原則返却いたしません。

経済産業省の当該事前相談に係る委託事業は、年度が変わると受託者が変更となる場合もありますので、ご注意ください。

Ⅲ. 輸入に関する手続きの概要

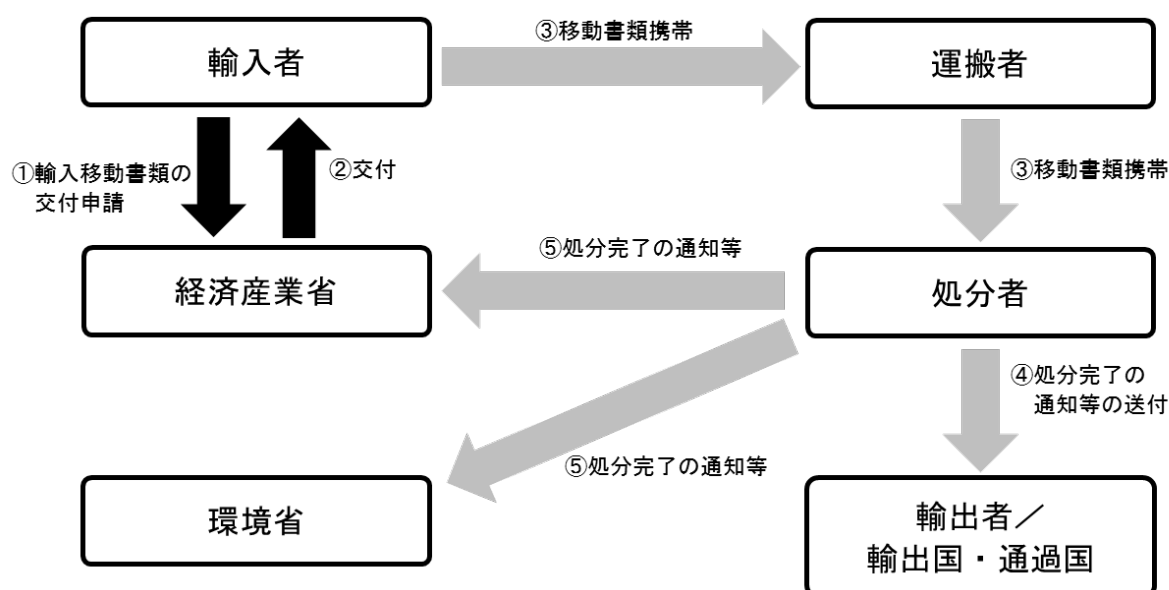
外為法の輸入承認

- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）が規制する貨物（特定有害廃棄物等）を輸入する場合は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。輸入承認を受けるためには、外為法に基づく輸入承認基準に適合（相手国からの通告の事前受領を含む）する必要があります。
- ・ 環境省は、相手国（輸出国）から受領したバーゼル条約に基づく移動計画の通告（①）について、輸入者に通告関係書類の提出を求め（①'）、バーゼル法に基づく環境汚染防止の観点からの確認を行います。その内容に問題がない場合は、通告の写しを経済産業省に送付します（②）。経済産業省は、輸入者からの申請を受け（③）、輸入承認基準への適合を審査します。
- ・ これらに基づき経済産業省は輸入承認を行い（④）、輸入承認した旨を環境省に通知し（⑤）、環境省から相手国に輸入への同意の回答を行います（⑥）。相手国が、回答を受領することで、貨物の輸入が可能となります。



輸入移動書類交付申請及びその携帯、処分完了の通知

- ・ バゼル条約は、規制対象物の移動に移動書類を携帯することを義務付けています。輸入者は、バゼル法に基づき貨物を実際に輸入しようとするときは、輸入承認を受けた後、輸入移動書類の交付を経済産業大臣に申請し輸入移動書類の交付を受ける必要があります（①、②）。また、当該移動書類は当該貨物の処分が行われる施設まで携帯されなければなりません（③）。
- ・ 輸入承認後は、移動回数が1回の場合でも、複数回にわたるものとして輸入承認を受けた場合でも、移動ごとに輸入移動書類の交付申請を行い、輸入移動書類の交付を受けなければなりません。
- ・ 輸入移動書類に係る貨物の処分を行ったときは、輸入者又は処分者は、遅滞なくその旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければなりません（⑤）。また、貨物の引き渡しを受けたとき及び貨物の処分を行ったときは、処分者は、その旨を輸出者及び輸出国・通過国の権限のある当局に通知しなければなりません（④）。



IV. 環境省における通告内容の確認

環境省における確認の概要

環境省（我が国の権限ある当局）は、輸出国の権限ある当局からバーゼル条約・OECD 理事会決定に基づく有害廃棄物等の輸出に関する事前通告を受領すると、バーゼル法第8条第2項に基づき、当該輸出入について環境の汚染を防止するために必要があると認められるか否かを検討するため、通告内容を確認します。環境省では、この確認のため、必要に応じて、輸出国当局に通告内容に関する質問等をするとともに、輸入者に通告関連書類の提出を求めます。

通告内容が確認された場合は、環境大臣は、当該通告の写しを経済産業大臣に送付するとともに、必要に応じ、当該輸入に関する環境汚染防止の観点からの意見（特段意見がない場合にはその旨）を経済産業大臣に述べます。

確認の流れと提出書類等

(1) 輸入者による通告書類の確認

輸出国の権限ある当局から有害廃棄物等の輸出に関する事前通告（参考 4-0 参照）を受領すると、環境省は、輸入者に対して、当該事前通告の写しを送付します（通常、IM番号を付番した上、電子メールで送付します。）。

輸入者は、通告書類の各項目が正しく記載されているかを確認します。記載内容に誤りがある場合等は、環境省から輸出国の当局に対して、記載内容の修正・確認を要請します。正しい通告の再送付までに時間を要する可能性がありますので、輸入者においては、輸出者が輸出国の当局へ輸出の申請を行う前に、輸出者と協力して、通告書類の各項目を正しく記載することをお勧めします。また、通告内容に著しい誤りがある場合等は、自ら輸出者に連絡し、書類を訂正の上、輸出国当局に再提出するよう手配をお願いします。

具体的な確認項目は、下表のチェックポイント（書類提出前に確認いただきたいポイント）をご参照ください。

書類名等	チェックポイント
輸出国が環境省に送付した 通告書類	☐ 各項目が正しく記載されているか。 ☐ 英語又は日本語で記載されているか。他の言語で記載されている場合、英語又は日本語の訳文が添付されているか。 ※通告書類の各欄の記入が適切に行われているかどうかは、日本から特定有害廃棄物等を輸出する場合に輸出者に作成を求めている通告書類の作成要領に準じて、確認すること。 【輸出時の通告書類の作成要領】（※様式の例は参考 4-0 を参照） ※よくある誤りを以下に列挙します。輸出者が輸出国の当局に申請する前に、輸入者が協力をして、内容を確認することを推奨します。 ・1回の船積み or 包括申請の記載（チェック）がない。 ・予定運搬期間が過去の日付になっている（以前の申請時のまま）。 ・予定運搬期間が1年を超過している（最大1年まで）。 ・運搬手段が全て記載されていない（輸出国の工場等→輸出港→輸入港（日本）

	→処分施設の場合は、通常、RSR（輸出国内の陸送-海上輸送-日本の陸送）となる）。 ・運搬者が全て記載されていない（所定用紙に入りきらない場合は、添付書類として提出することも可能。日本国内の運搬者についても記載すること。） ※日本のみバーゼル対象物（当該貨物が輸出国ではバーゼル規制対象外である場合）の運搬者は、日本での輸入通関以降に利用する運搬者とする。 ・処分者が全て記載されていない（中間処理を経るなど、複数の処分者が関係する場合は全て記載すること。また、実際の処分施設の住所等を記載すること。）。 ・スペルミス、記載漏れ（対象物の性状、Hコード等）。 ・記載されている数量が、契約書上の取引数量と一致せず、超過している。
--	---

(2) 必要書類の提出（分析試験目的での輸入を除く。）

(1)の輸出国の当局からの事前通告の写しの送付と同時に、環境省は、輸入者に対して、環境省における通告内容の確認に必要な関係書類の提出を要請します。輸入者は、下表の資料について、チェックポイント（書類提出前に確認いただきたいポイント）を確認のうえ、必要に応じて資料一覧を添えて、Eメール、ファックス、郵送のいずれかで資料を提出してください。なお、当該貨物が廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物にも該当し、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証を取得している場合については、下表の②～⑨の書類について、省略することができます。

ただし、これらの提出書類やチェックポイントはバーゼル法規制対象物の輸入申請における主なものであり、案件に応じて、環境省から必要な追加情報等の提出を要請することがあります。

書類名等	チェックポイント	サンプ
① 契約書（注1）	<契約書・共通> ☐ 契約書は、日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。 <取引契約書・共通> ☐ （輸入者＝処分者※の場合）輸出者と処分者の間の契約であるか。 ※バーゼル条約における処分作業を行う者のこと。処分作業には、リサイクルと廃棄作業の両方が含まれる。 ☐ （輸入者≠処分者の場合）輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約であるか（※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約書の提出が必要。）。 ☐ 契約書では、取引の対象物（＝バーゼル法の対象物）及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。 ☐ 契約書では、処分者・処分場所が記載されているか。 ☐ 契約書では、取引数量が記載されているか（※通告書類に記載	参考 4-1

	の輸入予定数量が契約書上の取引数量を超過する等の不整合が無いこと)。 □ 契約書の有効期間は、今回の輸入予定期間をカバーしているか。(※自動更新条項がない場合は、契約の開始日と終了日を確認すること。自動更新条項がある場合でも、提出時点において契約締結日から5年を超過している契約については、当該契約が提出時点において有効である旨を説明する書面を提出すること(5年以内に当該書類を提出している場合には、提出不要))。 【非OECD加盟国からの輸入の場合】 □ <輸出者と処分者の間の契約書> 契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか(※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別である場合は、各々の契約において、明記すること)。 【OECD加盟国からの輸入の場合】 □ <輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書> 輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか(※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること)。 □ <運搬契約書> 「輸出国内の陸送～海上～日本国内輸送」等、全ての運搬契約書が提出されているか。 □ ※日本のみバーゼル(輸出国では当該貨物についてバーゼル規制対象外とする場合)では、運搬者は輸入通関以降を対象とするため、日本国内輸送(通関以降)の運搬契約書を提出する。 □ <運搬契約書> 運搬場所、運搬の対象物(＝バーゼル法の対象物)が特定されているか。	
② 貨物のフロー図	□ 本申請にかかる関係者が漏れなく記載されているか(※参考に倣って作成すること)。	参考 4-2
③ 輸出国の発生施設での発生工程図(注1)	□ バーゼル法の対象物の発生工程が明確に理解できる内容か。 □ 発生者の名称は記載されているか。	参考 4-3
④ 日本での処理工程及び処理施設概要	□ 処理施設の住所、設備の概要等が記載されているか(※ホームページの記載事項やパンフレット等でも可)。 □ 通告書類において複数の処理施設が記載されている場合、各々の処理施設に関する資料が提出されているか。 □ 複数の金属が精製される場合、金属毎の処理工程が記載されているか(同じ資料内で記載しても可)。 ※環境上適正に処分されているか、更に確認を求める事もある。	参考 4-4
⑤ 成分分析表(注1、注2)	□ 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか(※過去の申請で提出した成分分析表を使用する場合は、当該申請と本申請の対象物が同種の物である旨の理由書を作成のうえ、添付すること)。 □ 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。 □ 分析を行った対象物の写真が添付されているか。 □ 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。 ※成分分析結果からは特定有害廃棄物等に該当することが確認できないが、特定有害廃棄物等として輸入承認申請を行いたい場合には、その旨を説明する書類の提出をお願いいたします。	参考 4-5

	※特定有害廃棄物等に該当するか否かを行政に相談したい場合は、事前相談（「Ⅱ．事前相談」参照）をご利用ください。（関連：本表⑨）	
⑥ 写真（注１、注２）	☐ バーゼル法の対象物が鮮明に写っているか。 ☐ 複数の対象物が混載している場合、品目毎の写真を提出しているか。	参考 4-6
⑦ 銀行保証書等（注１）	（バーゼル法の対象物の取引に関する銀行保証書等がある場合） ☐ 銀行保証書等がカバーしている対象は、バーゼル法の対象物と一致しているか。 ☐ 銀行保証書等の有効期間は、輸入承認予定期間をカバーしているか（自動延長条項があれば、当該期間をカバーしているものと見なす）。	参考 4-7
⑧ 有価性に係る確認書	（市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合） ☐ 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物処理法に基づく輸入許可を得る旨の確認書があるか。	参考 4-8
⑨ 事前相談実施有無	（環境省地方環境事務所または経済産業省（委託先を含む）における事前相談を受けている場合） ☐ 事前相談書提出日、提出先、相談実施者（会社名、氏名）が記載されているか（※任意の様式に、上記内容を記載のうえ、提出すること）。	参考 4-9

※注１：相手国からの通告書類に添付されている場合であっても、内容が不十分と判断される場合には、環境省から輸入者に各書類の提出を求める場合があります。

※注２：使用済み鉛バッテリーのリサイクル目的での輸入のように、明らかに特定有害廃棄物である場合は成分分析表の提出は不要です。

（３）必要書類の提出（分析試験目的（25kg 超）の輸入に限る。）

（１）の輸出国の当局からの事前通告の写しの送付と同時に、環境省は、輸入者に対して、環境省における通告内容の確認に必要な関係書類の提出を要請します。輸入者は、下表の資料について、チェックポイント（書類提出前に確認いただきたいポイント）を確認のうえ、必要に応じて資料一覧を添えて、Ｅメール、ファックス、郵送のいずれかで資料を提出してください。なお、当該貨物が廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物にも該当し、同法第１５条の４の５の規定による環境大臣の輸入許可証を取得している場合については、下表の②～④の書類について、省略することができます。

ただし、これらの提出書類やチェックポイントはバーゼル法規制対象物の輸入申請における主なものであり、案件に応じて、環境省から必要な追加情報等の提出を要請することがあります。

書類名等	チェックポイント	サンプル
① 契約書（注１）	<契約書・共通> ☐ 契約書は、日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。 <取引契約書・共通>	参考 4-1

	☐ （輸入者＝処分者※の場合）輸出者と処分者の間の契約であるか。 ※バーゼル条約における処分作業を行う者のこと。処分作業には、リサイクルと廃棄作業の両方が含まれる。 ☐ 契約書では、取引の対象物（＝バーゼル法の対象物）及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。 ☐ 契約書では、分析試験を行う者・分析試験場所が記載されているか。 ☐ 契約書では、取引数量が記載されているか（※通告書類に記載の輸入予定数量が契約書上の取引数量を超過する等の不整合が無いこと）。	
	【非 OECD 加盟国からの輸入の場合】 ☐ ＜輸出者と処分者の間の契約書＞契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか（※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別である場合は、各々の契約において、明記すること）。	
	【OECD 加盟国からの輸入の場合】 ☐ ＜輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書＞輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか（※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること）。	
② 貨物のフロー図	☐ 本申請にかかる関係者が漏れなく記載されているか（※参考 2 に倣って作成すること）。	参考 4-2
③ 日本での分析試験の工程及び分析試験を行う施設の概要	☐ 分析試験を行う目的 ☐ 分析試験を行う施設の概要の住所、設備の概要等が記載されているか（※ホームページの記載事項やパンフレット等でも可）。 ☐ 通告書類において複数の分析試験を行う施設が記載されている場合、各々の処理施設に関する資料が提出されているか。 ☐ 複数の分析試験が行われる場合、分析試験毎の工程が記載されているか（同じ資料内で記載しても可）。	参考 4-4
④ 写真（注 1）	☐ バーゼル法の対象物が鮮明に写っているか。 ☐ 複数の対象物が混載している場合、品目毎の写真を提出しているか。	参考 4-6

※注 1：相手国からの通告書類に添付されている場合であっても、内容が不十分と判断される場合には、環境省から輸入者に各書類の提出を求める場合があります。

輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き

環境省が輸出国当局から受領した通告は、その内容の変更や修正が必要となる場合があります（例：①環境省における通告内容の確認が完了するまでの間に、通告発出時に予定されていた内容に変更が生じた、②輸出国と日本のバーゼル条約の運用に違いがあった、③輸出国側（当局、輸出者）の誤記があった等）。

通告の内容を変更・修正することが必要な場合は、変更・修正の内容に応じて、次のとおりの連絡と手続きを行ってください。

※環境省の通告内容の確認完了後の変更に係る手続きは、第七章をご覧ください。

(1) 記載内容の誤記、記載漏れ等の事実関係の誤記等やスペルミス等の修正を行う場合、又は輸出入者の担当者やその連絡先等の軽微な変更の場合

輸入者は、環境省から「通告」の写しの送付を受けた後、修正が必要な項目、修正前後の内容及び修正理由を明記した書類を環境省へ提出ください（書類のサンプルは参考 4-10）。外為法に基づく輸入承認を経た後、環境省が輸出国管理当局に輸入に同意する旨を回答する際に、修正内容についても併せて連絡します。

- ・ 記載内容の取り違い

（例：「Notification concerning」（通告内容）の「Disposal」にチェックされているが通告の他の欄の内容に照らし明らかに「Recovery」とすべきである、「Intended period of time for shipment」が輸出入者間の契約書とは矛盾しないが現実的な輸出入期間となっていない、

「Waste identification」（廃棄物の同定）の Y-code と H-code が入れ違いの欄に記入されている）

- ・ 通告欄内の一部項目の記載漏れ

（例：「Exporter」の欄内で電話番号や Contact person に誤りがある、「Waste generator」の欄内で Site of generation/Process of generation のみ記載がない、「Disposal/recovery facility」の欄内で Actual site of disposal/recovery の欄に same as above の記載がない）

※上記の書類の提出は、輸出国当局から同様の通告内容の変更に係る連絡を環境省で受領した場合は、不要です。

なお、次のような場合はこの手続ではなく、下記（2）に従った対応をお願いします。

※対象とならない場合の例（下記（2）に沿った対応が必要）

- ・ 輸出入者、発生者、処分施設、廃棄物の名称及び組成といった基本的な情報について一切記載がない欄がある場合
- ・ 輸出入者、発生者（発生工程）、処分施設が変わる場合又は誤っている（例：別の処分施設が記載されている）場合
- ・ 別の貨物を輸入する場合、輸入予定の貨物の数量や予定総移動回数が変わる場合

(2) 輸出入計画の変更等により通告の実質的内容に変更がある場合

通告の実質的な内容に変更が必要な場合、すなわち次の表において「輸入者等の書類提出による対応可否」の欄が「不可」とされている項目に変更がある場合は、原則輸出国当局から通告内容を変更する旨の連絡を環境省が書面で受領する必要があります。

なお、同欄が「可」とされている項目のみに変更がある場合は、（１）の手続きに準じて、輸入者等からの書面（書類のサンプルは参考 4-11）を環境省へ提出することにより通告内容の変更を行うことが可能です。

番号	項目	輸入者等の書類提出 による対応可否
1	輸出者	不可
2	輸入者	不可
3	通告番号	不可
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可（注 1）
	B 処分／回収の別	不可（注 1）
	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可（注 1）
4	予定総移動回数	不可
5	予定総移動量	不可
6	予定運搬期間	不可（注 1）
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者（注 2）	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可（注 1）
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可（注 1）
14	廃棄物の同定	不可（注 1）
15	(a) 関係国、(b) 該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c) 特定の出入国地点（国境検問所又は港）（注 3）	通過国に係る情報に 限り可
16	入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）（注 4）	不可（注 1）
17	輸出者及び発生者による申告	不可（注 1）
18	添付資料の数	可

（注釈）

注 1 上記（1）の範囲となると判断される場合を除く

注 2 OECD 加盟国からの輸入で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。

注 3 OECD 加盟国の輸出港、輸入港の変更に限り可。

注 4 欧州連合加盟国からの輸入の場合に限り使用される欄

関係書類の提出先

通告内容の確認に係る書類の提出先は、次のとおりです。

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話：03-5501-3157（直通）

電子メール：env-basel@env.go.jp

(参考 4-0)輸出国が環境省に送付する通告書類

*下記は、フィリピン当局が環境省宛に送付した通告書類を想定したものです。通常、次ページの様式のような書類が添付されます。(下記は、通常の輸入の際の契約書のサンプルです。分析試験目的の輸入の際には、分析試験の目的が分かる等簡素な契約書で良いこととします。)

Republic of Philippines
Department of Environment and Natural Resources
ENVIRONMENTAL MANAGEMENT BUREAU

DENR Compound, ●●●Avenue, ●●●●City ×××

Telephone Nos: ×××-××××

Email: ●●●@ ●●●

JAN 13 20●●

サンプル

Mr. ■■■■■

Director

Industrial and Hazardous Waste Management Division

Environment Regeneration and Resource Circulation Bureau

Ministry of the Environment

1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku,

Tokyo, Japan

Tel. (+81-3-xxxx-xxxx)

SUBJECT: Notification about the Proposed Export of Printed Wiring Board (PWB)

Sir:

This serves as the written notification about the proposed export of Printed Wiring Board (PWB) by Islands Trading Co., Ltd., ×××- ×× Central Road, Cebu City, Cebu, Philippines to Japan. The wastes will be shipped by the importer, Rapid Samurai Co., Ltd., ××- ×× Minato-ku, Tokyo, Japan to the recycling facilities of Kurosawa Recycling Co., Ltd., ××- ×× Shinagawa-ku, Tokyo, Japan for recycling and reclamation of metals and metal compound (R4).

We hope to receive your written consent and approval the soonest possible time.

Very truly yours,

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (signature)

Director

日本からの通告の際に使用される様式を例示します。相手国からの通告は若干項目等が異なる場合があります。

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter – notifier Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		3. Notification No: Notification concerning A.(i) Individual shipment: ☐ (ii) Multiple shipments: ☐ B.(i) Disposal (1): ☐ (ii) Recovery: ☐ C. Pre-consented recovery facility (2;3) Yes ☐ No ☐	
2. Importer – consignee Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		4. Total intended number of shipments: 5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m³: (4): 6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date Last date:	
8. Intended carrier(s) Registration No: Name(7): Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		7. Packaging type(s) (5): Special handling requirements (6): Yes: ☐ No: ☐ 11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): Technology employed (6): Reason for export (1;6):	
9. Waste generator(s) – producer(s) (7) Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6) Process of generation (6)		12. Designation and composition of the waste (6): 	
10. Disposal facility (2): ☐ or recovery facility (2): ☐ Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		13. Physical characteristics (5): 14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: (viii) H-code* (5): (ix) UN class (5): (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*:	
15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)			
State of export – dispatch		State(s) of transit (entry and exit)(6)	
(a) JAPAN			
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			
I			
16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community): Entry: Exit: Export:			
17. Exporter's – notifier's / generator's – producer's (1) declaration: I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.			
Exporter's – notifier's name: Date: Signature: _____ (Printed name) ()		18. Number of annexes attached	
Generator's – producer's name: Date: Signature: _____ (Printed name) ()			
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)			
19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import – destination / transit (1) : Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority:		20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: ☐ If Yes, see block 21 (6): ☐ Name of competent authority:	

Stamp and/or signature: _____	Stamp and/or signature: _____
21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting	

- | | |
|--|--|
| (1) Required by the Basel Convention
(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required
(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies
(4) Attach detailed list if multiple shipments | (5) See list of abbreviations and codes on the next page
(6) Attach details if necessary
(7) Attach list if more than one
(8) If required by national legislation |
|--|--|

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)		
D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)	
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)	
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)	
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)	
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)	
D6	Release into a water body except seas/oceans	
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion	
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list	
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)	
D10	Incineration on land	
D11	Incineration at sea	
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)	
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list	
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list	
D15	Storage pending any of the operations in this list	
RECOVERY OPERATIONS (block 11)		
R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OEC-) – Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)	
R2	Solvent reclamation/regeneration	
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents	
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds	
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials	
R6	Regeneration of acids or bases	
R7	Recovery of components used for pollution abatement	
R8	Recovery of components from catalysts	
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil	
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement	
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10	
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11	
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list.	
PACKAGING TYPES (block 7)		
1.	Drum	
2.	Wooden barrel	
3.	Jerrican	
4.	Box	
5.	Bag	
6.	Composite packaging	
7.	Pressure receptacle	
8.	Bulk	
9.	Other (specify)	
MEANS OF TRANSPORT (block 8)		
R = Road		
T = Train/rail		
S = Sea		
A = Air		
W = Inland waterways		
PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)		
1.	Powdery/powder	
2.	Solid	
3.	Viscous/paste	
4.	Sludgy	
5.	Liquid	
6.	Gaseous	
7.	Other (specify)	
H-CODE AND UN CLASS (block 14)		
UN Class	H-code	Characteristics
1	H1	Explosive
3	H3	Flammable liquids
4.1	H4.1	Flammable solids
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	Oxidizing
5.2	H5.2	Organic peroxides
6.1	H6.1	Poisonous (acute)
6.2	H6.2	Infectious substances
8	H8	Corrosives
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	Toxic (delayed or chronic)
9	H12	Ecotoxic
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention

(参考 4-1) 契約書

*以下の契約書は主なチェックポイントを示すサンプルであり、実際に環境省に提出いただく契約書が以下の形式でなければいけないということではありません。

■取引契約書

サンプル

- 契約書は、日本語または英語か(※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要)。

SALES AGREEMENT

Between

The Shipper:

ABC WASTE SERVICES LTD.
3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand

And

The Recycler:

KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD.
100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

- (輸入者＝処分者の場合)輸出者と処分者の間の契約であるか。
- (輸入者≠処分者の場合)輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約であるか(※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約の提出が必要。)

- 契約書の日付は記載されているか。

This Sales Agreement (“Agreement”) is made as of 31 January 2013 (“Effective Date”) by and between ABC WASTE SERVICES LTD. With its principal place of business at 3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand (“The Shipper”), and KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD. With its principal place of business at 100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan (“The Recycler”) (individually “Party” and collectively “Parties”).

Now, therefore, in consideration of the mutual agreements contained herein, the Parties hereto agree as follows:

Section 1 (Objective)

The objective of this Agreement is to ensure that Shipper sells to the Recycler and the Recycler purchases from the Shipper the Products defined in Section 2 and the Recycler recycles it to recover precious metals from the Products.

Section 2 (Products)

The Product to be sold and purchased in this Agreement is defined as Printed Circuit Board retrieved from desk top computers (“Products”).

- 契約書では、取引の対象物(＝パーゼル法の対象物)及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。

- 取引数量が記載されているか。

Section 3 (Quantity)

The maximum quantity of the Products to be sold and purchased in this Agreement is one hundred tons in annum.

Section 4 (Recycling Facility)

The Recycler shall recycle the Products in Yokohama Recycle Center, which is owned by the Recycler and located in 200 Minato-town, Yokohama-city, Kanagawa, Japan.

- 処分者・処分場所が記載されているか。

(中略)

【非 OECD 諸国からの輸入の場合】＜輸出者と処分者の間の契約書＞

- 契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか。（※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別個である場合は、各々の契約において、明記すること）

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the Basel Convention and domestic laws and regulations in Japan and Thailand concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where pollution arises, the Party responsible for the pollution shall be responsible for addressing problems entailed by it.

【OECD 諸国からの輸入の場合】＜輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書＞

- 輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか。（※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること。）

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the OECD Council Decision C(2001)107/FINAL and domestic laws and regulations in Japan and Republic of Korea concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out before delivering the Products in Yokohama Port, Japan that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Shipper, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out after getting the delivery of the Products in Yokohama Port, Japan that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Recycler, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner.

(中略)

- 契約書の有効期間は、バーゼル法の承認期間をカバーしているか。（※自動更新条項があっても、申請時点において契約締結日から 5 年を超えている契約については、当該契約が申請時点において有効である旨を説明する書面を提出すること。）

Section 15 (Term)

This Agreement shall be valid from one year from Effective Date and automatically renewed and extended for another one year period subsequently unless otherwise either Party notifies the other Party of its unwillingness to extend the duration of this Agreement in writing at least three months before the expiration of the original duration.

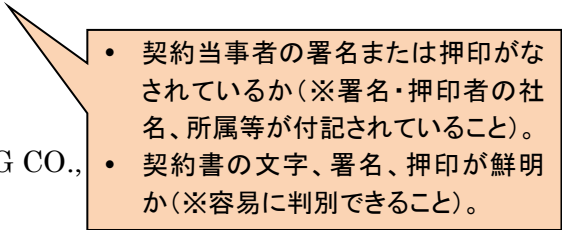
(中略)

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused their authorized representatives to execute this Agreement as of the date first above written.

The Shipper : ABC WASTE SERVICES LTD.

By: _____

Name: Ms. XXXX
Title: General Manager

- 
- 契約当事者の署名または押印がなされているか(※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること)。
 - 契約書の文字、署名、押印が鮮明か(※容易に判別できること)。

The Recycler : KASUMIGASEKI RECYCLING CO.,

By: _____

Name: Mr. ZZZZ
Title: Managing Director

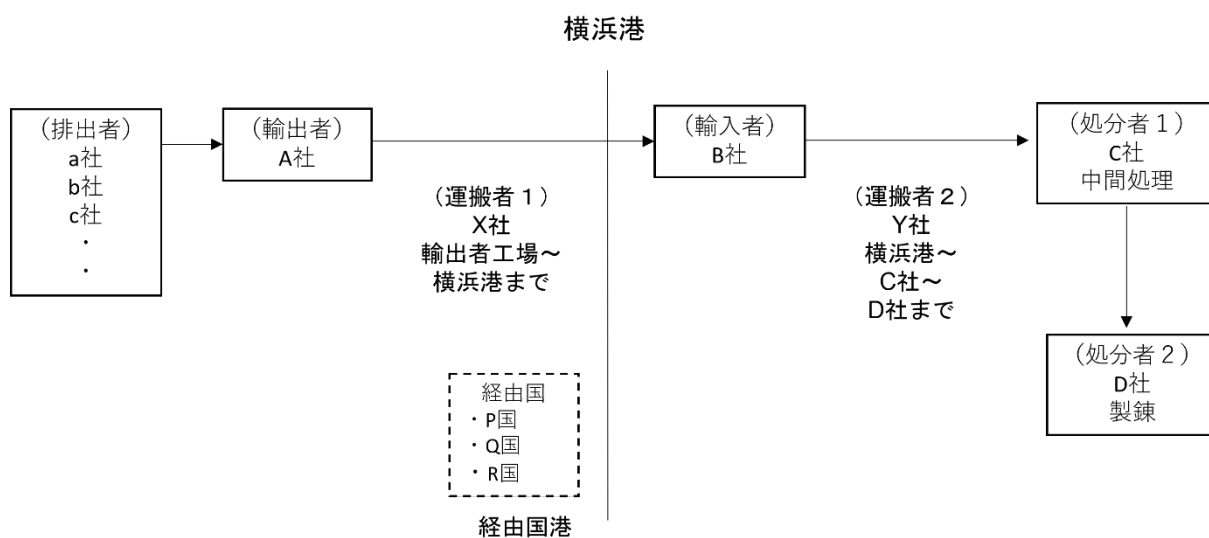
サンプル

(参考 4-2)貨物のフロー図

貨物のフロー図

【輸出国】※輸出港を記載

【輸入国＝日本】



【注意事項】

- 当該申請の関係者を遺漏無く記載する。
- 全ての項目において、通告書類の記載内容と必ず一致させる。
- 排出者が多数の場合は、「a社等」としてもよい。
- 同じ区間で起用する可能性のある運搬者が複数の場合は、それぞれ記載する。

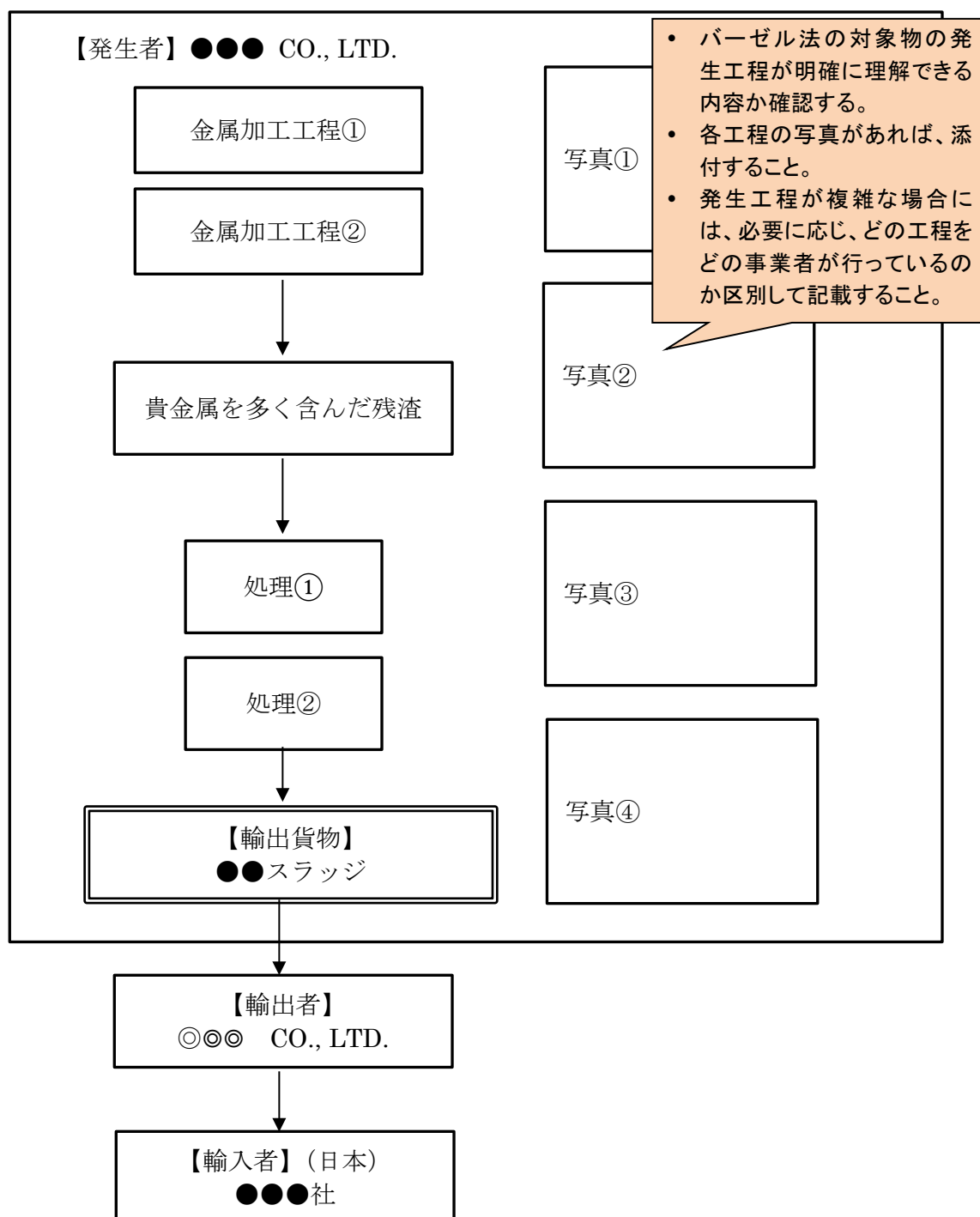
(参考 4-3)輸出国の発生施設での発生工程図

サンプル

20xx 年●月●日
株式会社 ●●

輸出国における発生工程図

発生者名	●●● CO., LTD.
------	---------------



(参考 4-4) 日本での処理工程及び処理施設概要

サンプル

20xx 年●月●日
 株式会社 ●●

日 本 で の 処 理 工 程 図

処理業者名	株式会社 ●●●●メタルリサイクル
所在地	●●県●●市●●●●●●●●●●
処理施設の概要	破砕処理システム、精錬プラント、貴金属回収精製プラント

```

graph TD
    A[リサイクル原料（輸入貨物）] --> B[前処理]
    B --> C[溶錬工程（製錬工程）]
    C --> D[スラグ（販売）]
    C --> E[粗銅]
    E --> F[電解工程]
    F --> G[金属]
    F --> H[アノードスライム]
    H --> I["貴金属回収精製工程  
湿式プロセス  
乾式：電解プロセス"]
    I --> J[貴金属地金]
      
```

- 処理施設の住所、設備の概要等が記載されているか（※ホームページの記載事項やパンフレット等でも可）。
- 通告書類において複数の処理施設が記載されている場合、各々の処理施設に関する資料が提出されているか。
- 複数の金属が精製される場合、金属毎の処理工程が記載されているか。
- 処分工程が複雑な場合には、必要に応じ、どの工程をどの事業者が行っているのか区別して記載すること。

(参考 4-5)成分分析表

溶出試験例

サンプル

発行日：20xx 年●月●日

分 析 報 告 書

株式会社 ●●●● 様

対象試料 ●●スラッジ

試料受付日 平成●年●月●日

試料採取者 弊社受け取り

• 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。

• 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか。

事業者 株式会社●●分析センター

代表者 ●● ●●

事業所 東京都●●区●●

電話 03-●●-●●●●

貴社より受託した試料の分析結果（溶出）は、下記のとおりであることをご報告申し上げます。

項 目	分 析 結 果	基準値	単位	分 析 方 法
アルキル水銀 (R-Hg)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 2
総水銀 (T-Hg)	0.0005 未満	0.0005 以下	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 1
カドミウム (Cd)	0.001	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55
鉛 (Pb)	0.06	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.01 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2
砒素 (As)	0.01 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61
シアン (CN)	不検出 (0.01 未満)	検出されないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2
	以下余白			

• 分析を行った対象物の写真が添付されているか。
• 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。

備 考 *不検出とは、検出限界未満を表します。

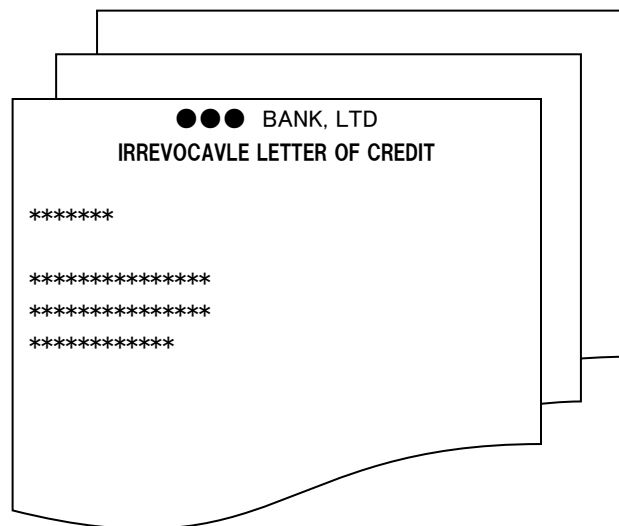
サンプル

(参考 4-6)関連写真

- パーゼル法の対象物が鮮明に写っているか。
- 複数の対象物が混載される場合、品目毎の写真が提出されているか。



(参考 4-7)銀行保証書等



(参考 4-8)有価性に係る確認書

サンプル

20xx 年〇月〇日

環境大臣 殿

- 当該取引の責任者名が記載されているか

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇

社名 〇〇株式会社

責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

市況変動により逆有償取引となる場合の対応について

下記の輸出国当局からの通告案件に係る特定有害廃棄物等の輸入について、市況の変動により輸入時の取引価格が逆有償となる場合には、取引を見合わせます／廃棄物処理法に基づく輸入許可を得て輸入を行います。

- 「取引を見合わせます」又は「廃棄物処理法に基づく輸入許可を得て輸入を行います」いずれか一方の旨が記載されているか。

記

以上

以上

輸出国： 〇〇共和国
輸出者： 〇〇Co., Ltd.
輸入者： 〇〇株式会社
対象貨物： 〇〇含有スラッジ（※相手国通告に記載の英文での記載可）
輸入数量： 計〇〇kg／トン
輸出国通告日： 〇年〇月〇日
通告番号： （※記入がある場合）

- どの輸出国通告に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されているか
- 各項目の内容は通告内容と整合しているか

サンプル

(参考 4-9)事前相談の実施の有無

1	事前相談書提出日	20XX 年●月●日
2	提出先	環境省関東地方環境事務所
3	相談実施者 (会社名、担当者名)	●●株式会社 担当：△△
4	その他特記事項	事前相談時点から■■が変更となっています。



(参考 4-10) 通告内容の変更連絡

IM 番号

変更箇所	旧	新	変更理由

※ 通告書の Box の番号順に記載すること。

※ 必要に応じて行を追加すること。

※ 環境省担当官あてに送付する電子メールに添付する際は PDF ファイルに変換すること。

20xx 年 月 日

住所

社名

担当者役職・氏名

連絡先



(参考 4-11-1) 通告内容の変更連絡

20xx 年 月 日

環境大臣 殿

経済産業省へ提出する場合の宛先は、
「経済産業大臣 殿」と記載すること。
(※第七章を参照)

住所
社名
担当者役職・氏名
連絡先

越境移動に関する情報の変更について

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸出国からの通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして、変更がありましたので、連絡いたします。

1. 通告の概要

IM 番号 : IM 2 0 2 0 ○ ○ ○
輸出国 : ○ ○ 国
輸出者 : ○ ○ CO.,LTD
輸入者 : ○ ○ 株式会社
対象貨物 : ○ ○
輸入数量 : ○ ○
輸出国通告日 : ○ 年 ○ 月 ○ 日
通告番号 : ※ 通告書に記載があれば。

2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	変更理由
Box 8. Intended carrier(s) Contact Person	2 社 ・ ○ △ 社 ・ □ ○ 有限会社	新たに 1 社追加 ・ ○ △ 社 ・ □ ○ 有限会社 ・ △ △ 社佐藤一郎	日本国内の運搬者の追加のため。

※ 通告書の Box の番号順に記載すること。必要に応じて行を追加すること。

(参考 4-11-2) 通告内容の変更連絡 (英語表記)



Block	Item 項目	Information on ND (修正前の内容)	Amendment (修正後の内容)
8	Intended carrier(s) Contact Person	2 companies ・○△ Company ・□○ Ltd.	Add 1 company ・○△ Company ・□○ Ltd. ・△△ Company Sato Ichiro

※参考 4-11-1 の「2. 変更の内容及びその理由」に記載した変更内容について、英語版を作成下さい。

※Block は p17 の「Notification document for transboundary movements/shipments of waste」の各欄の左上にある数字を記入ください(例: 輸入者を変更する場合は、「2. Importer」を変更するので、「2」と記載ください。)

※Item は、今回変更したい内容について、p17 の「Notification document for transboundary movements/shipments of waste」におけるどの項目を変更したいのかを記入ください(例: 輸入者の住所を変更する場合は、「2. Importer」の「Address」を変更するので、「Importer Address」と記載ください。)

※本紙に記載頂いた内容は輸出国へ連絡致します。

V. 日本のみでバーゼル条約に基づく手続きが必要な場合の通告

日本に特定有害廃棄物等を輸入しようとするとき、輸出国の法令では当該特定有害廃棄物等がバーゼル条約の規制対象外と判断され、日本の環境省宛に輸出に係る事前通告が送付されない場合があります。この場合にあっては、日本への輸入に際しては、バーゼル法に基づき、外為法に基づく輸入承認が必要となります。

こうした場合は、バーゼル条約の規定に従い、下記のとおり、輸出国（権限ある当局又は輸出者）に代わり輸入者が通告に関する書類を作成し、環境省に通告を行った上で、以降のバーゼル法に基づく輸入手続きを行っていただくようお願いします。

必要な通告関係書類について

（１）提出が必要な書類

- ・ 輸出国法令の下では当該特定有害廃棄物等がバーゼル条約の規制対象外であることを証する書類（証明書類）（参考 5-1、5-2 参照）
- ・ 通告書類の別紙様式（参考 4-0 参照）

（２）書類の作成

①証明書類

どのような方法で輸出国法令では当該特定有害廃棄物等が規制対象外であると判断されたのかを示す書類を、輸出国当局による証明書類の発行の有無に応じて次のとおり作成してください。

- ・ 輸出国の権限ある当局から証明書類が発行されていないが、輸出国法令に照らして当該特定有害廃棄物等が規制対象外であると判断できる場合

参考 5-1 のサンプルを参照し、当該特定有害廃棄物等が輸出国法令の下ではバーゼル条約の規制対象（有害廃棄物等）とみなされないことが輸出国法令に照らして判断できる旨を説明する書類を、輸出国法令の内容を説明する書類を添付した上で提出してください。輸出国法令の内容を説明する書類については、情報の出典を明らかにし、輸出国当局が対外的に公表している条文等に基づき、当該判断に至った理由がわかるよう記述するとともに、当該法令の関係条文を含めてください。当該法令が英語以外の外国語で記述されている場合には、日本語訳又は英語訳を添付してください。この場合、規制対象外の判断が適切かどうかは提出いただいた日本語訳又は英語訳で判断いたします。

なお、輸入者から説明された輸出国法令の内容等に関しては、必要に応じ環境省から当該国の権限ある当局に確認を取る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 輸出国の権限ある当局から証明書類が発行されている場合

参考 5-2 のサンプルを参照し、当該特定有害廃棄物等が輸出国法令の下ではバーゼル条約の規制対象（有害廃棄物等）とみなされないことを輸出国の権限ある当局に確認した旨を説明する書類を、証明書類（写しで可）とともに提出してください。

なお、証明書類の内容等に関しては、必要に応じ環境省から当該国の権限ある当局に確認を取る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②通告の別紙様式

下記の経済産業省ホームページに掲載している輸出承認申請時の通告の別紙様式及びその作成要領を参考にして書類を作成してください。なお、下記で紹介している作成要領は輸出の際に必要となる手続きに係るものですので、輸出入国の権限ある当局の欄等は必要に応じて修正してください。

輸出承認申請時の別紙様式（通告書）に示す書類

- ・ 別紙様式（エクセル形式）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/download/basel_ndyoshiki.xlsx

※輸入の場合は、PDF ファイルのみ提出してください。

- ・ 記入例

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/download/basel_ndsample.pdf

提出先

○上記の通告関係書類の提出先は、次のとおりです。

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

電 話：03-5501-3157（直通）

電子メール：env-basel@env.go.jp

サンプル

(参考 5-1)相手国法令通告書類の作成例

20xx 年○月○日

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制担当参事官 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇

社名 〇〇株式会社

責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

(国名) から日本への有害廃棄物の越境移動に係る通告について

(輸出者名) から (輸入者名) への (貨物名) の越境移動について、輸出国又は地域では有害廃棄物又は他の廃棄物と定義され又は認められていないことが輸出国又は地域の法令に照らし別添のとおり判断できるため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第6条第5項(b)の規定に基づき、輸出者に代わり、別紙のとおり、書面による通告を送付します。

(※情報の出典を明らかにしつつ、輸出国又は地域の当局が対外的に公表している条文等に基づき、当該判断に至った理由を説明する書類及び当該法令の関係条文を添付してください)

サンプル

(参考 5-2) 相手国から証明書が発行された場合の通告作成例

20xx 年〇月〇日

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制担当参事官 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇

社名 〇〇株式会社

責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

(国名) から日本への有害廃棄物の越境移動に係る通告について

(輸出者名) から (輸入者名) への (貨物名) の越境移動について、輸出国又は地域では有害廃棄物又は他の廃棄物と定義され又は認められていないことを輸出国又は地域の権限ある当局に別添のとおり確認したため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第 6 条第 5 項 (b) の規定に基づき、輸出者に代わり、別紙のとおり、書面による通告を送付します。

(※輸出国又は地域の権限ある当局に確認した結果を示す証明書類を添付してください)

VI. 外為法の輸入承認

バーゼル法が規制する貨物（特定有害廃棄物等）を輸入する者は、バーゼル法第8条第1項の規定に従い、外為法第52条の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。輸入承認申請の内容は、輸出国からの通告内容と一致している必要があります。

申請に必要な書類、輸入承認の基準等は以下のとおりです。

また、輸入承認申請は、NACCSシステム（外為法関連業務）を利用して電子申請でも行えます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

輸入承認の申請

輸入承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
（参考 6-1 を参照）
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1の様式によるもの） 1通
（参考 6-2 を参照）
- ③ 輸入契約書の写し（※環境省における通告内容の確認に際し提出したもの） 1通
- ④ 特定有害廃棄物等の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し（※環境省における通告内容の確認に際し提出したもの） 各1通
- ⑤ 特定有害廃棄物等（条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うものに限る。）のOECD加盟国からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書（※環境省における通告内容の確認に際し提出したもの）、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通
- ⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 各1通
- ⑦ 当該貨物が廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通
- ⑧ その他必要と認められる書類〔原則その写し1通〕
例えば、以下の書類が必要となる場合があります。
特別有効期間設定申請書（参考 6-3 を参照）

（注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

輸入承認の基準

輸入承認の申請は、以下の基準に該当する場合に限り承認されます。

- （1）OECD加盟国からの輸入の場合（条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うものに限る。）
特定有害廃棄物等（条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うものに限る。）の輸入であってOECD加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行

うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - イ 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）
 - ロ 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法上の火薬類に該当する場合は、火薬類取締法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物劇物取締法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒物劇物取締法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - ハ その他必要な事項に適合していること。
- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（2）上記（1）以外（OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であって（1）に該当しないもの）の輸入の場合

特定有害廃棄物等（（1）に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足る理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - イ 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - ロ 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法上の火薬類に該当する場合は、火薬類取締法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物劇物取締法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒物劇物取締法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - ハ その他必要な事項に適合していること。
- ④ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

輸入承認の条件

輸入承認の申請が承認される場合は、次の条件が付されます。（輸入承認証の条件欄に記載されます。）

「通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。」

輸入承認後の環境省による輸出国への輸入同意回答

経済産業大臣による輸入承認後、承認内容に基づき、環境省から輸出国の権限ある当局に対し、当該特定有害廃棄物等の輸入に同意する旨の書面による回答を送付します。

輸出国からの実際の輸出は、当該回答を輸出国の権限ある当局が受領して以降に可能となります。

電子申請（NACCSシステムの利用）

輸入承認の申請をされる場合、NACCSシステム（外為法関連業務）を利用した電子申請を推奨しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

NACCSシステムをご利用いただくためには、まず、NACCSセンターへ利用申込みを行う必要がありますので、輸入承認の申請時期を考慮し早めの利用登録をお願いします。

NACCSセンターより利用者IDの通知がありましたら、当該IDを用いて電子申請を行う許可・承認申請等の申請者名（申請業務を行う担当者ではありません）を、NACCS利用開始日前に、申請者届出にて経済産業省へ届け出てください。

詳細は、経済産業省 貿易管理課 電子化・効率化推進室までお問合せください。

（１）NACCSセンターへの利用申込みについて

<https://bbs.naccscenter.com/nss/appl.html>

（２）経済産業省への申請者届出手続き（登録・変更・廃止）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

提出先

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電 話：03-3501-1659（直通）

電子申請の利用方法等について

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易管理課 電子化・効率化推進室

e-mail：bzl-qgfcj@meti.go.jp

(参考) 輸入承認申請に必要な書類の様式と記入例

(参考 6-1) 輸入承認申請書 (様式と記入例)

別表第一
T2010

根拠法規	輸 入 貿 易 管 理 規 則
主務官庁	経 済 産 業 省

輸入 (承認・割当) 申請書

申 請 者

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住 所 _____ 資 格 _____

電 話 番 号 _____ 申 請 年 月 日 _____

次の $\left(\begin{array}{l} \triangle \text{輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項} \\ \triangle \text{輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項} \end{array} \right)$ の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
					総額(US\$)
備 考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位 (割当額)	※証明書番号 _____
	※期間満了日 _____

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、II の数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定						
上記「I 申請の明細」欄中	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。	1	2			
1	2					

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※承認番号 _____	※延長後有効期間満了日 _____
※有効期間満了日 _____	

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

日 付 _____ 日 付 _____

資 格 _____ 資 格 _____

記名押印 _____ 記名押印 _____

(裏面)

1 ※輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関（輸入承認関係）

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税関押印

3 ※銀行等又は資金移動業者の記載欄（輸入承認関係）

送 金 年 月 日	金 額	銀行等、資金移動業者又は 暗号資産交換業者確認欄

注 （１）※印のある欄は、記入しないこと。

（２）「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。

（３）用紙の大きさは、A列４番とすること。

（４）記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

別表第一
T 2010

根拠法規	輸 入 貿 易 管 理 規 則
主務官庁	経 済 産 業 省



輸入（承認~~・~~割当）申請書

作成枚数
原本：2通

申 請 者

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

住 所 東京都〇〇区〇〇〇1-2-3

資 格 代表取締役社長

電 話 番 号 03-××××-××××

申請年月日

次の △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
XXXX.XX (例) 7112.91 7112.99 7204.29	〇〇〇〇 (例) 〇〇スラッジ		〇〇〇 (例) タイ王国	〇〇〇 (例) タイ王国	XXX, XXXkg (例) 100,000kg
	申請する前に、必ず関税率表等で確認してください。 4桁又は6桁で記載のこと。				総額(US\$)

備 考

II 輸入割当て

※割当数量及び単位 (割当額)	注意点 ①輸入承認申請書は、両面印刷で作成すること。 ②申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること（その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを明記すること）。
	※期間満了日

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、II の数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定					
上記「I 申請の明細」欄中	1	2			の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号	
※延長後有効期間満了日	
※承認番号	
※有効期間満了日	

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印（輸入割当て）

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）

日 付

日 付

資 格

資 格

記名押印

記名押印

(裏面)

1 ※輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関（輸入承認関係）

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税関押印

3 ※銀行等又は資金移動業者の記載欄（輸入承認関係）

送 金 年 月 日	金 額	銀行等、資金移動業者又は 暗号資産交換業者確認欄

注 （１）※印のある欄は、記入しないこと。

（２）「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。

（３）用紙の大きさは、A列４番とすること。

（４）記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

輸入承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住所

申請年月日

電話番号

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		3. 通告内容： （通告番号： ） A(i)1回の移動： ☐ (ii)複数回の移動： ☐ B(i)処分： ☐ (ii)回収： ☐ C. 事前承認が与えられている回収施設 あり ☐ なし ☐	
2. 輸入者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		4. 予定総移動回数： 5. 予定総移動量： KG（キログラム）： 立方メートル： 6. 予定運搬期間： 移動開始日： 移動完了日：	
8. 予定されている全ての運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 運搬手段：		7. 全てのこの包の形態： 特別な取扱の指示 あり： ☐ なし： ☐ ＊詳細については、資料を提出すること。 11. 全ての処分又は回収作業 分類記号 D／分類記号 R： 適用技術： 輸入の理由：	
9. 全ての特定有害廃棄物等の発生者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 発生場所： 発生過程：		12. 特定有害廃棄物等の名称及び組成： 13. 物理的特性： ＊詳細については、資料を添付すること。 14. 廃棄物の同定 (i)バーゼル条約附属書Ⅷ（又は該当する場合Ⅸ）： (ii)OECD 分類記号（(i)に該当しない場合）： (iii)EC 廃棄物一覧： (iv)輸出国の法規による分類記号： (v)輸入国の法規による分類記号： (vi)その他（明細を記述すること）： (vii)Y 番号： (viii)H 番号： (ix)国際連合分類区分： (x)国際連合番号： (xi)国際連合品名： (xii)輸入統計品目番号（HS コード）：	
10. 処分施設： ☐ 又は回収施設： ☐ 施設名： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 実際の処分又は回収の場所（上記内容と異なる場合）：			
15. 関係国			
輸出国(船積地)		通過国	
		輸入国（入港予定地）	

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1、2、8欄)

輸出者、輸入者及び予定されているすべての運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称、住所又は所在地
- ・連絡責任者氏名、電話番号(Tel)、ファクシミリ番号(Fax)、及び電子メールアドレス(E-mail)

(第3欄)

通告番号欄には、輸出国の通告番号を記入すること。

A 輸出国の通告は、(i) 1回の移動を対象としているか、又は(ii) 複数回の移動(包括的な通告)を対象としているか、

B 処分作業の種類には、(i) 処分(非回収)作業、(ii) 回収作業のいずれに該当するか、

C 回収施設は、事前承認が与えられている施設か、

について該当欄に「×」印を記入すること。

(第4欄)

1回の移動の場合には「1」と記入すること。

複数回の移動(包括的な通告)の場合には、総移動回数を記入すること(例…総移動回数が6回の場合は、「6」と記入する)。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積を記入すること(輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位で記入する。)。

(第6欄)

1回の移動の予定日、又は複数回の移動の場合は最初と最後の移動の完了日を記入すること。

(第7欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「あり」の場合には、その具体的内容(例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第8欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

また、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

(第 9 欄)

特定有害廃棄物等の発生者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である場合は、「第 1 欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の発生者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各発生者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第 10 欄)

あてはまる施設の種類（処分施設か回収施設か）の該当欄に「×」印を記入すること。

処分又は回収施設が輸入者である場合には、「第 2 欄に同じ」と記入すること。

また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記載すること。

(第 11 欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するコードを記入すること。

特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

また、輸入の理由についても記載すること。

(第 12 欄)

特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称、及び有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

(第 13 欄)

特定有害廃棄物等の「物理的特性」を、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する番号を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第 14 欄)

(i) バーゼル条約附属書Ⅷに記載された分類記号を記入すること。

(ii) OECD 理事会決定（注）附属書 3 及び 4 の第 II 部に記載された分類記号を記入すること。

(vii) バーゼル条約附属書 I 及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 I に掲げる Y 番号のうち該当するものを記入すること。

(viii) バーゼル条約附属書 I 及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する H 番号を記入すること。

(xii) 輸入統計品目番号（HSコード）を記入すること。

上記以外の欄については、記載が可能な場合は記入すること。

(第 15 欄)

関係国（輸出国、通過国及び輸入国）の国・地域名（領有地等の領有地名等）、入国及び出国の地点を記入すること。

（注）「OECD 理事会決定」とは、「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（1992年3月30日）を指す。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）一主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

- 1. ドラム缶
- 2. 木樽
- 3. ジェリー缶
- 4. 箱
- 5. 袋
- 6. 混合こん包
- 7. 圧縮容器
- 8. ばら積み
- 9. その他（明細を記入すること）

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合 分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	酸化性

運搬手段（第 8 欄） R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
	9	H11	毒性（遅発性又は慢性）
物理的特性（第 13 欄） 1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘着性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

別:

サンプル

作成枚数
原本：1通

注意点

申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること
(その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを記入すること)。経済産業大臣 殿
申請者氏名又は名称 ○○○○株式会社
及び代表者の氏名 代表取締役社長 ○○ ○○
住所 東京都○○区○○○ 1-2-3申請年月日 ○○年○月○日
電話番号 03-××××-××××

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します

1. 輸出者 氏名又は名称: ×××(Thailand) Co., Ltd. 住所又は所在地: ×××, Bangkok 1234, Thailand 連絡責任者氏名: Mr. ×××× Tel: +66-XX-XXX-XXX Fax: +66-XX-XXX-XXX E-mail: XXX@XXX		3. 通告内容: (通 該当する欄にチェック (例は包括的なケース)) A (i) 1回の移動: ☐ (ii) 複数回の移動: ☒ B (i) 処分: ☐ (ii) 回収: ☒ C. 事前承認が与えられている回収施設 あり ☐ なし ☒							
2. 輸入者 氏名又は名称: ○○○○株式会社 住所又は所在地: 東京都○○区○○○ 1-2-3 連絡責任者氏名: ○○ ○○ Tel: 03-XXXX-XXXX Fax: 03-YYYY-YYYY E-mail: XXX@XXX		4. 予定総移動回数: 6 5. 予定総移動量: KG (キログラム): XXX kg 立方メートル: XXX m ³ 6. 予定運搬期間 国内での移動開始が予定されている日付: 20XX年XX月XX日 移動完了日: 20XX年XX月XX日							
8. 予定されている全ての運搬者 氏名又は名称: △△△△△ 住所又は所在地: △△ △△△ △△ 連絡責任者氏名: Mr. △△△△△ Tel: XXX-XXX-XXXXX Fax: XXX-XXX-XXXXX E-mail: XXX@XXX 運搬手段: R-S-R		7. 全てのこの包の形 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照 特別な取扱の指示 あり: ☐ なし: ☒ *詳細については、資料を提出すること。 11. 全ての処分又は回収作業 分類記号D/分類記号R: R 4 適用技術: 湿式製錬 輸入の理由: 金属回収 12. 特定有害廃棄物等の名称及び組成: ○○スラッジ							
9. 全ての特定有害廃棄物等の発生者 氏名又は名称: ××× 住所又は所在地: ××× 連絡責任者氏名: ××× Tel: XX-XX-XXXXX Fax: XX-XX-XXXXX E-mail: XXX@XXX 発生場所: 同敷地内工場 発生過程: 別添資料発生工程図参照		13. 物理的特性: 4 (泥状) *詳細については、資料を添付すること。 14. 廃棄物の同定 (i) バーゼル条約附属書VIII (又は該当する場合IX): A 1 0 5 0 (ii) OECD分類記号 ((i) に該当しない場合): (iii) EC廃棄物一覧: (iv) 輸出国の法規による分類記号: 規による分類記号: (v) その他 (明細を記述する) 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照 (vi) Y番号: Y 1 7 (vii) H番号: H 1 1 (ix) 国際連合分類区分: 9 (x) 国際連合番号: (xi) 国際連合品名: (xii) 輸入統計品目番号 (HSコード) XXXXXX							
10. 処分施設 ☒ 回収施設 ☐ 施設名: ○○○○株式会社○○工場 住所又は所在地: ○○県○○市○○ 連絡責任者氏名: ○○工場○○課 ○○ ○○ Tel: XXX-XXX-XXXXX Fax: XXX-XXX-XXXXX E-mail: XXX@XXX 実際の処分又は回収の場所 (上記内容と異なる場合):		15. 関係国 <table border="1"> <thead> <tr> <th>輸出国 (船積地)</th> <th>通過国</th> <th>輸入国 (入港予定地)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイ, MOI, バンコク港</td> <td>なし</td> <td>日本, MOE, ○○港</td> </tr> </tbody> </table>		輸出国 (船積地)	通過国	輸入国 (入港予定地)	タイ, MOI, バンコク港	なし	日本, MOE, ○○港
輸出国 (船積地)	通過国	輸入国 (入港予定地)							
タイ, MOI, バンコク港	なし	日本, MOE, ○○港							

(注) 1用紙の大きさは、A列4番とします。

(参考 6-3)特別有効期間設定申請書（様式）

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者（氏名又は名称
及び代表者の氏名）
（住 所）
担当者（所属部署名）
（氏 名）
（電話番号）

特別有効期間設定申請書

当該貨物は、契約が包括的で移動回数も複数回にわたるため、承認時から〇ヶ月まで特別有効期間の設定をお願い致します。

1. 輸出国：
2. 輸出者名：
3. 貨物の概要（商品名、型及び等級）：
4. 数量

Ⅶ. 通告内容の変更に係る手続き

環境省における通告内容の確認（第Ⅳ章参照）に係る手続きが完了した後、通告発出時点から予定されていた内容に変更が生じた等の理由で通告内容の変更や修正が必要となる場合は、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

なお、本章の手続きの基本的な流れや提出書類等は第Ⅳ章の「輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き」と共通ですので、本章の手続きをお考えの方は第Ⅳ章もご一読ください。

（１） 記載内容の誤記、通告欄内の一部項目の記載漏れ等の事実関係の誤記等やスペルミス等の修正を行う場合、又は輸出入者の担当者やその連絡先等の軽微な変更の場合

記載内容の取り違いや通告欄内の一部項目の記載漏れによる修正等が生じた場合は、輸入者は、変更が必要な項目、変更前後の内容及び変更理由を明記した書類を提出してください。また、輸出入者の担当者やその連絡先等の変更が生じた場合も同様の手続きを行ってください。

（書類のサンプルは、第Ⅳ章の参考 4-10 参照）

変更連絡の提出先は、以下とおりです。

○環境省から経済産業省へ通告書が送付された後であって環境省から相手国へ同意回答前：
経済産業省

※修正内容は、必要に応じて環境省からの輸入同意回答時に輸出国当局に連絡します。

○環境省から相手国へ同意回答後：環境省と経済産業省

なお、この手続きの対象となる範囲は、第Ⅳ章の「輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き」の（１）と同一です。

（２） 事実関係の誤記等ではなく、輸出入に係る計画の変更等により通告内容の変更が必要な場合

通告の基本的な内容に変更が必要となった場合（例：処分者の追加が必要）には、第Ⅳ章の「輸出国当局からの通告内容に変更・修正がある場合の手続き」の（２）の場合と同様に、原則輸出国当局から通告内容の変更に係る書面を環境省で受領する必要があります。変更の際して輸出国からの書面受領が必要となる具体的な項目については、第Ⅳ章をご覧ください。

それ以外の場合（例：予定されている運搬者の変更等）、輸入者等からの書面提出により通告内容の変更を行うことが可能です（書類のサンプルは、第Ⅳ章の参考 4-11 参照）。

変更連絡の提出先は以下のとおりです。

○環境省から経済産業省へ通告書が送付された後であって環境省から相手国へ同意回答前：
経済産業省

※修正内容は、必要に応じて環境省からの輸入同意回答時に輸出国当局に連絡します。

○環境省から相手国へ同意回答後：環境省と経済産業省

なお、（１）（２）のいずれであっても、輸出国当局から当該変更に係る書類が環境省で受領された場合を除いては、当該変更に係る輸出国当局への連絡は輸入者から行うようお願いします。

（３）上記の手続きを輸入承認後に行う場合であって、輸入承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合は、経済産業省に「輸入承認証内容変更承認申請書」を提出し、承認を得なければなりません。

提出先

○本章の手続きに係る書類の提出先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電 話：03-3501-1659（直通）

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

電 話：03-5501-3157（直通）

電子メール：env-basel@env.go.jp

Ⅷ. 輸入移動書類交付申請

輸入承認を受けた後、貨物を実際に輸入しようとするときは、バーゼル法第9条第1項の規定に基づき、輸入毎に輸入移動書類の交付を受けなければなりません。このため、移動回数が一回ではなく複数回にわたるものとして、輸入承認が行われた場合、輸入を行おうとする毎に輸入移動書類の交付を受けなければなりません。

輸入移動書類は、原則、輸出国が交付した移動書類がバーゼル条約締約国及び経済協力開発機構（OECD）加盟国に推奨されている様式（以下「国際様式」という。）に準拠している場合、これを輸入移動書類交付申請書に添付して申請・交付を受けることにより、日本国内で輸入移動書類としてそのまま使用できます（様式へ転記不要）。ただし、輸出国から移動書類の交付がない場合（※）や、移動書類はあるが国際様式に準拠していない場合は、所定の様式（別紙1：参考8-2を参照）を用いて作成する必要があります。

※ 輸出国の国内法令ではバーゼル条約の規制対象貨物とならないが（ゆえに通告書も移動書類も発行されない）、我が国のバーゼル法では規制対象貨物となりこれを輸入する場合

また輸入移動書類の交付申請は、NACCSシステムを利用して電子申請でも行えます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

申請書の作成手順（全体の流れ）

輸入移動書類の交付申請にあたっては、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令」（以下「届出省令」という。）の様式第5「輸入移動書類交付申請書」（60ページ；参考8-1を参照）を用いて、以下の順に書類を揃えたものを2通作成してください。

- 1) 「輸入移動書類交付申請書」（参考8-1を参照）に必要事項を記入し、押印又は署名の上、2通作成する。そのうち、1通には、所定の収入印紙を貼付する。
- 2) 輸出国から交付された移動書類の原本とその写し1通を用意し、1)で作成した申請書にそれぞれ添付する。移動書類がない場合等は、別紙1（参考8-2を参照）を用いて2通作成し（※）、それぞれ添付する。なお、国際様式に準拠していない輸出国から交付された移動書類がある場合は、当該輸出国側の移動書類の原本及びその写し1通を、作成した別紙1（2通）に1通ずつ添付すること。
- 3) 続いて、別紙2（参考8-3を参照）を2通用意し、申請時には何も記載せず、1)で作成した申請書にそれぞれ添付する。本紙は、輸入移動書類交付後、各運搬者及び処分者がそれぞれ貨物の引渡しを受けた際又は処分を行った際、移動書類中の記入を要する欄（後述）と併せ、記入を行う必要がある。
- 4) 必要に応じ、別紙3（参考8-4を参照）を2通用意し、1)で作成した申請書にそれぞれ添付する。本紙は、2)で添付した輸出国から交付された移動書類の記載が一部不明瞭であるなどの場

合に、該当する項目について補足的な記載説明を行う等自由に活用できる。特に記載事項がなければ提出不要。

※ 2) で、移動書類がない場合等については、65～67 ページの「別紙 1 の記入上の注意点」を踏まえ、別紙 1 を作成すること。

必要な提出書類

輸入移動書類の交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 輸出国側の移動書類がそのまま使える場合

- ① 輸入移動書類交付申請書 [2 通] (参考 8-1 を参照)
※手数料 : 16,700 円 (うち 1 通に収入印紙を貼付)
- ② 輸出国が交付した移動書類 [原本及びその写し]
- ③ 交付申請書添付書類 (別紙 2) [2 通] (参考 8-3 を参照)
※申請時に記載不要
- ④ 交付申請書添付書類 (別紙 3) [2 通] (参考 8-4 を参照)
- ⑤ その他必要な書類
例えば、次の書類が必要となる場合があります。
 - ・ 輸入承認証の写し [1 通]

※ 電子申請については、後述「電子申請 (NACCS システムによる申請)」をご確認ください。

[よくある質問] 輸入移動書類交付申請の際に、輸入移動書類交付申請書 2 通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類 (原本) 及びその写し各 1 通を添付し、経済産業大臣に提出することになっています。当該貨物の移動スケジュールの都合上、輸入移動書類交付申請の際に、移動書類 (原本) の提出が困難な場合には、どのようにすればよいのでしょうか。

[回答] 輸入移動書類の交付申請時において輸出国側が交付した移動書類の原本の提出が困難な場合には、その写しを提出してください。ただし、輸入移動書類の交付には輸出国が交付した移動書類の原本が必要ですので、後日、原本を必ず提出ください。移動書類の原本を確認できないものについては、輸入移動書類を交付できません。

(2) 輸出国側で移動書類の交付がない(規制対象物ではない) 場合及び輸出国側の移動書類が別紙 1 に準じていない等により、そのまま使えない場合

- ① 輸入移動書類交付申請書(様式第 5) [2 通] (参考 8-1 を参照)
※手数料: 16,700 円(うち 1 通に収入印紙を貼付)
- ② 交付申請書添付書類(別紙 1) [2 通] (参考 8-2 を参照)
なお、国際様式に準拠していない輸出国から交付された移動書類がある場合は、当該輸出国側の移動書類の原本及びその写し 1 通を、作成した別紙 1 (2 通) に 1 通ずつ添付すること。
- ③ 交付申請書添付書類(別紙 2) [2 通] (参考 8-3 を参照)
※申請時に記載不要
- ④ 交付申請書添付書類(別紙 3) [2 通] (参考 8-4 を参照)
- ⑤ 交付申請書添付書類(輸出国側で移動書類の交付がない場合に限る) [写し各 1 通]
船荷証券(B/L)、インボイス及びパッキングリスト
- ⑥ その他必要な書類
※例えば、次の書類が必要となる場合があります
・輸入承認証の写し[1 通]

※ 電子申請については、後述「電子申請(NACCS システムによる申請)」をご確認ください。

[よくある質問 1] 輸入移動書類交付申請書の記入上の注意事項において、「2. 輸出国側で移動書類の交付がない場合には、別紙 1 に必要な事項を記載の上、これを移動書類として添付してください」との記述がありますが、これは具体的にどのような場合でしょうか。

[回答] 輸出国の国内法令ではバーゼル条約の規制対象貨物とならないが、我が国では規制対象貨物となりこれを輸入する場合には、輸出国側で移動書類の交付がありません。この場合には、別紙 1 に必要な事項を記載の上、提出してください。

[よくある質問 2] 輸入移動書類交付申請書の記入上の注意事項において、「3. 移動書類が別紙 1 に準じていない場合には、別紙 1 に必要な事項を記載の上、これを移動書類に添付してください」との記述がありますが、これは具体的にどのような場合でしょうか。

[回答] 一部の国では、バーゼル条約締約国及び経済協力開発機構(OECD)加盟国に推奨されている様式(国際様式)を導入していない場合があります。経済産業省が申請者から提出された輸出国側が交付した移動書類を審査した結果、これが国際様式に準じていると認められない場合には、国際様式に準じた別紙 1 の提出を求めることとなります。この場合には、別紙 1 に必要な事項を記載の上、提出してください。

【よくある質問 3】 輸入移動書類の第 8 欄には何を記載するのでしょうか。全ての運搬者を記入しなければならないのでしょうか。

[回答] 予定される全ての運搬者の情報を記載しなければなりません。
ただし、運搬手段 (Means of transport)、移動日 (Date of receipt/transfer) 及び署名の欄については、移動書類の交付申請時ではなく、運搬を開始した後に**運搬者**が記入する必要があります。
運搬者が3者以内の場合は、この BLOCK に直接記載ください。
運搬者が3者より多い場合は、「More than 3 carriers」にチェックするとともに、「8. (a) 第一運搬者 (1st Carrier)」欄に「SEE ATTACHED SHEET NO. X」と記入して、全ての運搬者の情報を、一覧様式に記載ください (通告書添付の ATTACHED SHEET は使用しないでください)。

一覧様式 (76 ページ; 参考 8-5)

【よくある質問 4】 輸入移動書類 (様式第5) 別紙1 の第 15 欄は輸出者の申告となっていますが、輸入者が記入することは可能ですか。

[回答] 可能です。輸出者において、記載された情報が正確であることを確認するなどを行い、署名及び署名した日付を記す欄ですが、輸出者が本欄への記入を行わないときは、輸出者に代わり、輸入者が本欄に記入してください。

※よくある質問については、以下の URL アドレスからも御覧頂けます。

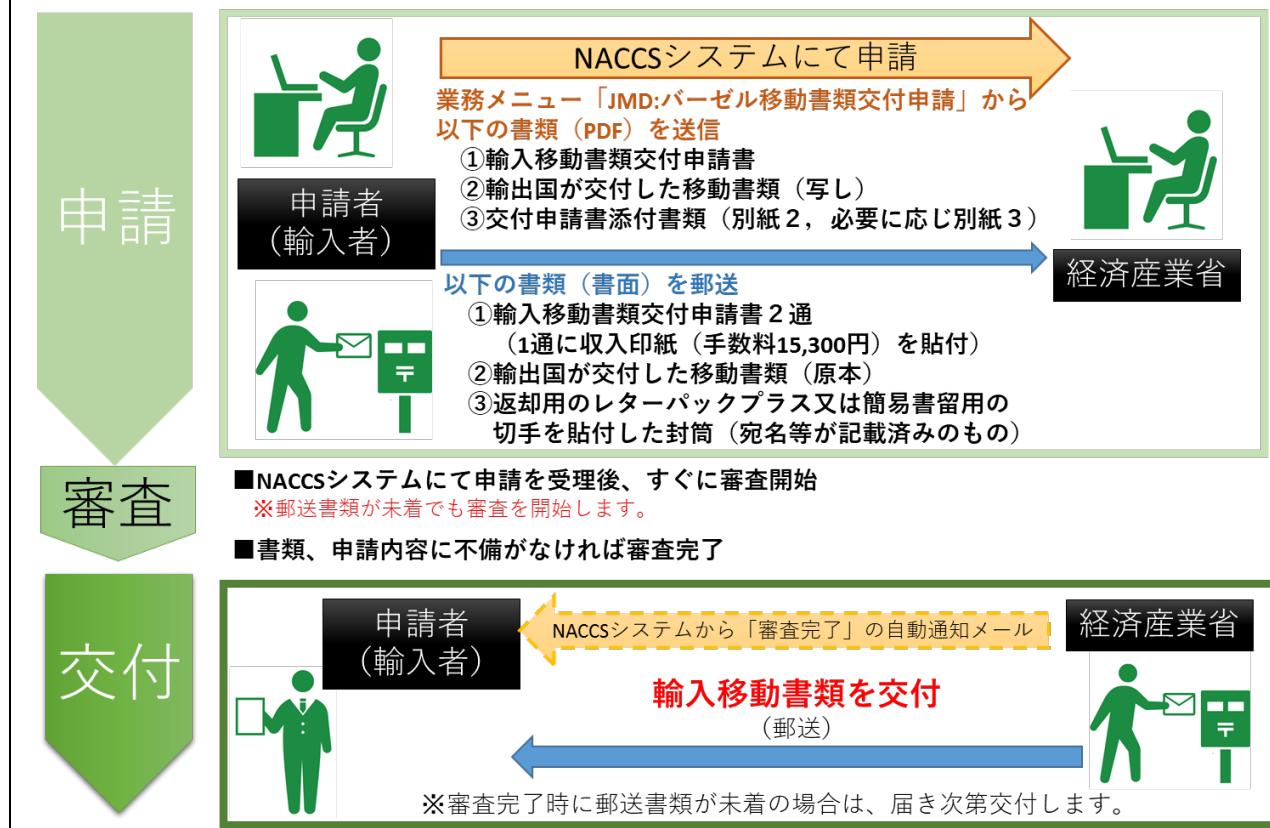
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_base/base_ga.html

電子申請（NACCSシステムによる申請）

電子交付された輸入承認証に基づき輸入移動書類の交付申請をする場合、電子申請が可能です。
（※一部、原本の提出（郵送）が必要な書類があります。）

輸入移動書類のNACCS（電子申請）の流れ

電子交付されたILに基づく輸入移動書類は電子申請が可能です



提出先

○本章の手続きに関する書類の提出先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

(参考) 輸入移動書類交付申請に必要な書類の様式と記入例

(参考 8-1) 輸入移動書類交付申請書 (様式及び記入例)

様式第5 (第4条関係)

輸 入 移 動 書 類 交 付 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

※交付番号	
※交付年月日	

申 請 者

記名

又は署名

申請年月日

住 所

電 話 番 号

次の輸入の承認に係る特定有害廃棄物等について、輸入移動書類の交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第4条第1項の規定により、移動書類、別紙2及び別紙3を添えて申請します。

なお、本輸入移動書類交付申請の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

輸入承認番号

輸入承認の日付

※ 交付又は不交付

この輸入移動書類交付申請に係る移動書類は、輸入の承認に係る通告の内容と一致 する ため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第9条第1項の規定により輸入移動書類を交付 しない する。しない。

経済産業大臣の記名押印

日 付

資 格

記名押印

記入上の注意事項

1. ※印の欄は、記入しないでください。
2. 輸出国側で移動書類の交付がない場合には、別紙1に必要な事項を記載の上、これを移動書類として添付してください。
3. 移動書類が別紙1に準じていない場合には、別紙1に必要な事項を記載の上、これを移動書類に添付してください。
4. 別紙2は、申請時には記載は不要です。
5. 移動書類の記載内容に追加・修正等がある場合は別紙3に記載してください。
6. 用紙の大きさは日本産業規格A4とします。

サンプル

提出部数

原本： 2部

輸入移動書類交付申請書

経済産業大臣 殿

※ 交付番号	
※ 交付年月日	

申請者

記名又は署名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 申請年月日 2020年9月1日
 住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話番号 03-XXXX-XXXX

次の輸入の承認に係る特定有害廃棄物等について、輸入移動書類の交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第4条第1項の規定により、移動書類、別紙2及び別紙3を添えて申請します。

なお、本輸入移動書類交付申請の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

輸入承認番号 IL(XX-XTA)HAB-XXXXXX 輸入承認の日付 2020年X月X日

※ 交付又は不交付

この輸入移動書類交付申請に係る移動書類は、輸入の承認に係る通告の内容と一致 する
 しない

ため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第9条第1項の規定により輸入移動書類を
 交付 する。

しない。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

記入上の注意事項

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 輸出国側で移動書類の交付がない場合には、別紙1に必要な事項を記載の上、これを移動書類として添付してください。
- 移動書類が別紙1に準じていない場合には、別紙1に必要な事項を記載の上、これを移動書類に添付してください。
- 別紙2は、申請時には記載は不要です。
- 移動書類の記載内容に追加・修正等がある場合は別紙3に記載してください。
- 用紙の大きさは日本産業規格A4とします。

提出部数 2 部のうち、1 部に
 16,700 円分※の収入印紙を下部
 余白に貼付してください。
 ※ 電子申請の場合、15,300 円

(参考 8-2)輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 1）（様式及び記入例）

別紙 1

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1. 通告番号 Corresponding to notification No:		2. 移動番号/総回数 Serial/total number of shipments: /	
3. 輸出者 Exporter - notifier Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail:		4. 輸入者 Importer - consignee Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	
5. 実際の運搬量 Actual quantity: Tonnes(Mg): m ³ :		6. 実際の移動日 Actual of shipment: date	
7. 全てのこの包の形態 Packaging (1): 形態 Type(s) こん包数 Number of packages: 特別な取扱の指示 Special handling requirements: (2) Yes: ☐ No: ☐			
8.(a) 第一運搬者 1st Carrier (3): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:		8.(b) 第二運搬者 2nd Carrier : 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	
8.(c) 第三運搬者 3rd Carrier : 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:			
運搬者が 3 者より多い場合 More than 3 carriers (2) ☐			
運搬手段 Means of transport (1): 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:		運搬手段 Means of transport (1): 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:	
9. 全ての発生者－生産者 Waste generator(s) - producer(s) (5): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 発生場所 Site of generation (2):		12. 廃棄物の名称及び組成 Designation and composition of the waste (2):	
		13. 物理的特性 Physical characteristics (1):	
10. 処分施設 Disposal facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☐ 登録番号 Registration No: 施設名 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 実際の処分/回収の場所 Actual site of disposal/recovery (2):		14. 廃棄物の同定 Waste identification 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項 (fill in relevant codes)*(required to state) (i) バーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: (ii) OECD 分類コード ((i)に該当しない場合) OECD code (if different from (i))*: (iii) EC 廃棄物一覧 EC list of wastes: (iv) 輸出国の法規による分類コード National code in country of export: (v) 輸入国の法規による分類コード National code in country of import: (vi) その他 (明細を記述のこと) Other (specify): (vii) Y 番号 Y-code*: (viii) H 番号 H-code* (1): (ix) 国際連合分類区分 UN class (1): (x) 国際連合番号 UN Number: (xi) 国際連合品名 UN Shipping name: (xii) 輸出入統計品目 Customs code(s) (HS)*:	
11. 全ての処分又は回収作業 Disposal/recovery operation(s) 分類コード D D-code / 分類コード R R-code (1):			
15. 輸出者による申告: 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。			
Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declaration: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned.			

氏名/名称 Name:	日付 Date:	署名 Signature:
16.越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄 For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required		
17.輸入者による廃棄物の受領（処分・回収施設での受領でない場合） 日付 Date: 氏名/名称 Name: 署名 Signature: Shipment received by importer - consignee (if not facility):		
処分施設又は回収施設の記入欄 TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY		
18.廃棄物の受領 Shipment received 処分施設 at disposal facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☐ 引渡しを受けた日付 Date of reception: 受入 Accepted ☐ 拒否 Rejected*: ☐ *ただちに権限のある当局に連絡すること immediately contact competent authorities 引渡しを受けた量 Quantity received: Tonnes (Mg): m³: 処分を予定している日付 Approximate date of disposal/recovery: 処分の方法 Disposal/recovery operation ⁽¹⁾ : 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名 Signature:	19.上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名及び押印 Signature and stamp:	

- (1)次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。See list of abbreviations and codes on the next page
(2)必要な場合詳細を添付すること。Attach details if necessary
(3)運搬者が3社より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c).
(4)非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項 Required by the Basel Convention
(5)複数の場合、一覧を添付すること。Attach list if more than one

税関の使用欄 FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)			
20.輸出国又は出国税関 Country of export - dispatch or customs office of exit この移動書類に記載された廃棄物が出国した The waste described in this movement document left the country on: (日付) 署名 Signature: 押印 Stamp:		21.輸入国一最終目的地又は入国税関 Country of import - destination or customs office of entry この移動書類に記載された廃棄物が入国した The waste described in this movement document entered the country on: (日付) 署名 Signature: 押印 Stamp:	
22.通過国税関の押印 Stamps of customs offices of transit countries			
国名 Name of country: 入国 Entry: 出国 Exit:		国名 Name of country: 入国 Entry: 出国 Exit:	
国名 Name of country: 入国 Entry: 出国 Exit:		国名 Name of country: 入国 Entry: 出国 Exit:	

移動書類で使用する略語及び分類記号一覧 List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document

処分作業（第11欄）DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て） Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解） Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入） Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること） Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋立てること） Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc.
D6 海洋を除く水域への放出 Release into a water body except seas/oceans
D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む） Release into seas/oceans including sea-bed insertion
D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿） Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
D10 陸上における焼却 Incineration on land
D11 海洋における焼却 Incineration at sea
D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること） Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list

- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ小包 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管 Storage pending any of the operations in this list

回収作業（第11欄）RECOVERY OPERATIONS (block 11)

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及びOECD決定）—主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
R2 溶剤の回収利用又は再生 Solvent reclamation/regeneration
R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of metals and metal compounds
R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of other inorganic materials
R6 酸又は塩基の再生 Regeneration of acids or bases
R7 汚染の除去のために使用した成分の回収 Recovery of components used for pollution abatement
R8 触媒からの成分の回収 Recovery of components from catalysts
R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
R11 R1からR10までに掲げる作業から得られた残渣の利用 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
R12 R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積 Accumulation of material intended for any operation in this list

小包装の形態（第7欄）PACKAGING TYPES (block 7)

1. ドラム缶 Drum 2. 木樽 Wooden barrel 3. ジェリー缶 Jerrican 4. 箱 Box 5. 袋 Bag 6. 混合小包装 Composite packaging 7. 圧縮容器 Pressure receptacle
8. ばら積み Bulk 9. その他（明細を記入すること）Other (specify)

運搬輸送手段（第8欄）MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = 道路 Road T = 鉄道 Train/rail S = 海路 Sea A = 空路 Air W = 内水航路 Inland waterways

物理的特性（第13欄）PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

1. 粉状又は粉 Powdery / powder 2. 固体状 Solid 3. 高粘性性/糊状 Viscous / paste 4. 泥状 Sludgy 5. 液状 Liquid 6. ガス状 Gaseous
7. その他（明細を記入すること）Other (specify)

H番号及び国際連合分類区分（第14欄）H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN class	H-code	特性 Characteristics
1	H1	爆発性 Explosive
3	H3	引火性の液体 Flammable liquids
4.1	H4.1	可燃性の固体 Flammable solids
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物 Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	酸化性 Oxidizing
5.2	H5.2	有機過酸化物 Organic peroxides
6.1	H6.1	毒性（急性） Poisonous (acute)
6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質 Infectious substances
8	H8	腐食性 Corrosives
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	毒性（遅発性又は慢性） Toxic (delayed or chronic)
9	H12	生態毒性 Ecotoxic
9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物 Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第14欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅶ及びⅧの分類記号、OECD決定の分類記号及びY番号については、OECD及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention

輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙１）の記入上の注意

別紙１を作成する際には、以下の注意点を踏まえること。

○全般に係る記入要領

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。日付は、原則、６桁又は８桁の表記を用いること。例えば、2020年２月１日は01.02.20（日、月、年）と表すこと。ただし、輸出国から移動書類の交付がなく別紙１を作成する場合には、日本語での記載も可能。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」）。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第１～第１６欄は、輸出者が記入した内容について輸入者が確認する。ただし、第８欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が記入する。輸入者が、処分者でも回収者でもなく、また、特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後は輸入者が特定有害廃棄物等の運搬に責任を有する場合は、第１７欄にも記入することとなる。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

○各欄の記入要領

第１欄：通告番号を記入する。輸出国からの通告がない場合は記入不要。

第２欄：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第４欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の４回目の移動であれば、「4 / 11」と記入）。移動が１回のみの通告の場合は、1 / 1と記入する。

第３欄及び第４欄：輸出者及び輸入者について、輸出国からの通告書の第１欄及び第２欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第５欄：運搬する実際の特定有害廃棄物等の重量をトン（１メガグラム（Mg）又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。（なお、重量はNETで記入する）

第 6 欄：実際に移動が開始する日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内ではなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

第 7 欄：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

第 8 欄(a)、(b) 及び (c)：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が 3 者より多い場合は、所定の一覧様式に記入し、添付すること。日本国内での運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に運搬者が行う。また、この記入を行う際、輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合（別紙 1 を利用していない場合）には、様式第 5 の別紙 2 【運搬に係る記載事項】欄にも、それぞれ漏れなく必要事項を記入すること。貨物を複数の運搬者が運搬する場合には、それぞれの運搬者が同じ要請に従うとともに、書類の署名も行わなければならない。ただし、輸出国側で移動書類の交付がない場合は、輸出国及び海上輸送を行った運搬者による、引渡しを受けた日、運搬を開始した日及び署名欄の記入は不要。

第 9 欄：発生者に関して、通告書の第 9 欄に記載された情報を記入する。

第 10 欄及び第 11 欄：通告書の第 10 及び第 11 欄に記載された情報を記入する。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」（第 4 欄に同じ）と記入すること。

第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄：通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入する。

第 15 欄：輸出者において、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。様式第 5 別紙 1 を用いて移動書類を作成する場合、輸出者が本欄への記入を行わないときは、輸出者に代わり、輸入者が本欄への記入を行う。

第 16 欄：越境移動の関係者が、追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

第 17 欄：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記載する。

第 18 欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入する。なお、本欄に記入を行うのは最終的な処分又は回収施設の 1 者のみとする。中間処理施設など他にも処分を行った施設がある場合は、様式第 5 の別紙 2 【処分に係る記載事項】欄にそれぞれ漏れなく必要事項を記入すること。引渡しを受けた量が、第 5 欄と異なる場合には、簡潔にその理由を余白へ記入すること（計量誤差等、軽微な差異の場合に限る）。

署名入りの移動書類の写しを、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から 3 営業日以内に輸出者及び関係国の権限のある当局に送付しなければならないとされているので、漏れなく記入・署名の上で送付すること。送付する写しは、様式第 5 の別紙 1（輸出国からの移動書類がある場合は当該移動書類）のページのみでよく、輸入移動書類交付申請書、別紙 2 及び別紙 3 は不要。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が処分完了届出まで保有することになる。

第 19 欄：処分者が特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する。なお、本欄に記入を行うのは最終的な処分施設の 1 者のみであり、かつ第 18 欄を記入した者と同一でなければならない。中間処理施設など他にも処分を行った施設がある場合は、様式第 5 の別紙 2 【処分に係る記載事項】欄にそれぞれ漏れなく必要事項を記入すること。署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局に送付する必要があるので、漏れなく記入・署名の上で送付すること。この送付は、処分完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこと。なお、処分プロセスにおいて実際に処分された日を特定することが困難な場合には、処分プロセスへの投入日を記載することも可とする。

第 20 欄、第 21 欄及び第 22 欄：記入不要。

サンプル
処分者が1者の場合

別紙1

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

Movement document for transboundary movements/shippments of waste

1. 通達番号 Corresponding to notification No: ID 03X - 00Y19		2. 移動番号/総回数 Serial/total number of shipments: 10 / 50	
3. 輸出者 Exporter - notifier Registration No: ABC HOLDINGS LTD. 氏名/名称 Name: ROOM1000, ABCD BUILDING, 10 ABCD ROAD, INDONESIA 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: ABCD EFGH Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8911 E-mail: Abcd@abc.com		4. 輸入者 Importer - consignee Registration No: METI CO., LTD 氏名/名称 Name: 1-3-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: TARO KEIZAI Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: kerzai@meti.com	
5. 実量の運搬量 Actual quantity: Tonnes(Mg): 500,000 m ³ :		6. 実際の移動日 Actual date of shipment: 03.09.2019	
7. 全てのこの包の形態 Packaging 形態 Type(s) (1): こん包数 Number of packages: 特別な取扱の指示 Special handling requirements: (2) Yes: ☐ No: ☒			
8(a) 第一運搬者 1 st Carrier (3): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: INTERNATIONAL COMPANY 住所/所在地 Address: FLAT A, INDUSTRIAL PARK, INDONESIA 連絡責任者 Contact person: IJK LMNO Tel: 123-4567-9901 Fax: 123-4567-9999 E-mail: ijk@int.com		8(b) 第二運搬者 2 nd Carrier: 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: METI LOGISTICS 住所/所在地 Address: 1-2-3, MONGAI, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: JIRO KEIZAI Tel: 03-3501-1500 Fax: 03-3501-1500 E-mail: jiro@meti.com	
		8(c) 第三運搬者 3 rd Carrier: 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: METI EXPRESS 住所/所在地 Address: 1-2-3, GINZAGAI, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: HANAKO KEIZAI Tel: 03-3500-1500 Fax: 03-3500-1500 E-mail: hanako@meti.co.jp	
運搬者が3者より多い場合 More than 3 carriers (2) ☐			
運搬手段 Means of transport (1): R, S 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature: IJK LMNO (※輸出国運搬者サイン要)		運搬手段 Means of transport (1): R 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:	
9. 全ての発生者・生産者 Waste generator(s) - producer(s) (3): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: INDONESIA RECYCLE COMPANY LIMITED 住所/所在地 Address: FLAT 1-B, INDUSTRIAL PARK, INDONESIA 連絡責任者 Contact person: PQRS TUW Tel: 123-4578-9012 Fax: 123-4578-9013 E-mail: xxxxyz@co.com 発生場所 Site of generation (2): SAME AS ABOVE		12. 廃棄物の名称及び組成 Designation and composition of the waste (2): Sludge	
		13. 物理的特性 Physical characteristics (1): 4	
10. 処分施設 Disposal facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒ 登録番号 Registration No: 施設名 Name: KEIZAI RECOVERY CO, SASEI REFINARY 住所/所在地 Address: 1-20-3, GINZAGAI, KASUMIGASEKI - GUN, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: METI KEIZAI Tel: 0428-123-4567 Fax: 0428-123-4589 E-mail: meti-keizai@keizai.co.jp 実際の処分/回収の場所 Actual site of disposal/recovery (2): SAME AS ABOVE		14. 廃棄物の同定 Waste identification 関連する分類は号欄に記入。*印は必須事項 (if irrelevant codes) (4) required to state: (i) バーゼル条約附属書 VII (又は該当する場合 附属書 IX) Basel/Annex VII (or IX if applicable) *A1050 (ii) OECD 分類コード ((i)に該当しない場合) OECD code (if different from (i)): (iii) EC 廃棄物一覧 EC list of wastes (iv) 輸出国の法域による分類コード National code in country of export (v) 輸入国の法域による分類コード National code in country of import (vi) その他 (明細を記述のこと) Other (specify): (vii) Y 番号 Y code *Y17 (viii) H 番号 H code *H11 (ix) 国際適合分類区分 UN class 9 (x) 国際適合番号 UN Number (xi) 国際適合品名 UN Shipping name (xii) 輸出入統計品目 Customs code (4) (5) *123456	
11. 全ての処分又は回収作業 Disposal/recovery operation(s) 分類コード D-code / 分類コード R-code (1): R4			
15. 輸出者による申告 Exporter's - notifier's / generator's (6) declaration: 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務が履行されていること、該契約に對して適用される保険又は金融的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 氏名/名称 Name: ABC HOLDINGS LTD. 日付 Date: 02. 09. 2019 署名 Signature: ABCD EFGH (※輸出者のサイン要)			
16. 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄 For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required			
17. 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合) 日付 Date: 氏名/名称 Name: 署名 Signature: Shipment received by importer - consignee (if not facility):			
処分施設又は回収施設の記入欄 TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY			
18. 廃棄物の受領 Shipment received 処分施設 at disposal facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☐ 引渡しを受けた日付 Date of reception: 受入 Accepted ☐ 拒否 Rejected*: ☐ *ただし権限のある当局に連絡すること Immediately contact competent authorities 引渡しを受けた量 Quantity received: Tonnes (Mg): m ³ : 処分を予定している日付 Approximate date of disposal/recovery: 処分の方法 Disposal/recovery operation (1): 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名 Signature:		19. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名及び押印 Signature and stamp:	

(1) 次のページの略語及び分類記号一覧を参照すること。 See list of abbreviations and codes on the next page

(2) 必要な場合詳細を添付すること。 Attach details if necessary

(3) 運搬者が3者より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。 If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c)

(4) 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項 Required by the Basel Convention

(5) 複数の場合、一覧を添付すること。 Attach list if more than one

税関の使用欄 FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)			
20.輸出国又は出国税関 Country of export - dispatch or customs office of exit この移動書類に記載された廃棄物が出国した The waste described in this movement document left the country on: (日付) 署名 Signature: 押印 Stamp:		21.輸入国—最終目的地又は入国税関 Country of import - destination or customs office of entry この移動書類に記載された廃棄物が入国した The waste described in this movement document entered the country on: (日付) 署名 Signature: 押印 Stamp:	
22.通過国税関の押印 Stamps of customs offices of transit countries			
国名 Name of country: 入国 Entry:		国名 Name of country: 入国 Entry:	
出国 Exit:		出国 Exit:	
国名 Name of country: 入国 Entry:		国名 Name of country: 入国 Entry:	
出国 Exit:		出国 Exit:	

移動書類で使用する略語及び分類記号一覧 List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document

処分作業 (第11欄) DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

- D1 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て) Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
 D2 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解) Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
 D3 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留層へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入) Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
 D4 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は湖に貯留すること) Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
 D5 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画に埋立てること) Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc.
 D6 海洋を除く水域への放出 Release into a water body except seas/oceans
 D7 海洋への放出 (海底下への挿入を含む) Release into seas/oceans including sea-bed insertion
 D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
 D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿) Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
 D10 陸上における焼却 Incineration on land
 D11 海洋における焼却 Incineration at sea
 D12 永久保管 (例えば、容器に入れ、掘削において保管すること) Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
 D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ混合又は混合 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
 D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ再包装 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
 D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管 Storage pending any of the operations in this list

回収作業 (第11欄) RECOVERY OPERATIONS (block 11)

- R1 燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (リサイクル条約及び OECD 決定) 一主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU) Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use primarily as a fuel or other means to generate energy (EU)
 R2 溶剤の回収利用又は再生 Solvent reclamation/regeneration
 R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
 R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of metals and metal compounds
 R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of other inorganic materials
 R6 酸又は塩基の再生 Regeneration of acids or bases
 R7 汚染の除去のために使用した成分の回収 Recovery of components used for pollution abatement
 R8 触媒からの成分の回収 Recovery of components from catalysts
 R9 使用済み油の精製又はその他の再利用 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
 R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
 R11 R1 から R10 までの作業から得られた残物の利用 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
 R12 R1 から R11 までの作業に提供するための廃棄物の交換 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
 R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の蓄積 Accumulation of material intended for any operation in this list

こん包の形態 (第7欄) PACKAGING TYPES (block 7)

1. ドラム缶 Drum 2. 木樽 Wooden barrel 3. ジェリー缶 Jerrican 4. 箱 Box 5. 袋 Bag 6. 混合こん包 Composite packaging 7. 圧縮容器 Pressure receptacle
 8. ばら積み Bulk 9. その他 (明細を記入すること) Other (specify)

運搬輸送手段 (第8欄) MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = 道路 Road T = 鉄道 Train/rail S = 海路 Sea A = 空路 Air W = 内水航路 Inland waterways

物理的特性 (第13欄) PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

1. 粉状又は粉 Powdery / powder 2. 固状 Solid 3. 高粘性性糊状 Viscous / paste 4. 泥状 Sludgy 5. 液状 Liquid 6. ガス状 Gaseous
 7. その他 (明細を記入すること) Other (specify)

H 番号及び国際連合分類区分 (第14欄) H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN class	H-code	特性 Characteristics
1	H1	爆発性 Explosive
3	H3	引火性の液体 Flammable liquids
4.1	H4.1	可燃性の固体 Flammable solids
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物 Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	酸化性 Oxidizing
5.2	H5.2	有機過酸化物 Organic peroxides
6.1	H6.1	毒性 (急性) Poisonous (acute)
6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質 Infectious substances
8	H8	腐食性 Corrosives
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	毒性 (遅発性又は慢性) Toxic (delayed or chronic)
9	H12	生態毒性 Ecotoxic
9	H13	処分後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物 Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

詳細に関しては、特に廃棄物の同定 (第14欄) に関連するリサイクル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びリサイクル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができます。Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention

サンプル
処分者が複数者の場合

別紙 1

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類
Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1. 通達番号 Corresponding to notification No: ID 03X - 00Y19		2. 移動番号/総回数 Serial/total number of shipments: 10 / 50	
3. 輸出者 Exporter - notifier Registration No: ABC HOLDINGS LTD. 氏名/名称 Name: ABC HOLDINGS LTD. 住所/所在地 Address: ROOM1000, ABCD BUILDING, 10 ABCD ROAD, INDONESIA 連絡責任者氏名 Contact person: ABCD EFGH Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8911 E-mail: Abcd@abc.com		4. 輸入者 Importer - consignee Registration No: METI CO., LTD. 氏名/名称 Name: METI CO., LTD. 住所/所在地 Address: 1-3-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者氏名 Contact person: TARO KEIZAI Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: kenzai@meti.com	
5. 実際の運搬量 Actual quantity: Tonnes (Mg): 500,000 m ³ :		6. 実際の移動日 Actual date of shipment: 03.09.2019	
7. 全てのこの包の形態 Packaging 形態 Type(s) (1): こん包数 Number of packages: 特別な取扱の指示 Special handling requirements: (2) Yes: ☐ No: ☒			
8. (a) 第一運搬者 1 st Carrier: (3) 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: INTERNATIONAL COMPANY 住所/所在地 Address: FLAT A, INDUSTRIAL PARK, INDONESIA 連絡責任者 Contact person: IJK LMNO Tel: 123-4567-9901 Fax: 123-4567-9999 E-mail: ijk@int.com		8. (b) 第二運搬者 2 nd Carrier: 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: METI LOGISTICS 住所/所在地 Address: 1-2-3, MONGAI, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: JIRO KEIZAI Tel: 03-3501-1500 Fax: 03-3501-1500 E-mail: jiro@meti.com	
		8. (c) 第三運搬者 3 rd Carrier: 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: METI EXPRESS 住所/所在地 Address: 1-2-3, GINZAGAI, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: HANAKO KEIZAI Tel: 03-3500-1500 Fax: 03-3500-1500 E-mail: hanako@meti.co.jp	
運搬者が3者より多い場合 More than 3 carriers (4) ☐			
運搬手段 Means of transport (1): R, S 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature: IJK LMNO (※輸出運搬者サイン要)		運搬手段 Means of transport (1): R 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:	
9. 全ての発生者-生産者 Waste generator(s) - producer(s) (5) 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: INDONESIA RECYCLE COMPANY LIMITED 住所/所在地 Address: FLAT 1-B, INDUSTRIAL PARK, INDONESIA 連絡責任者氏名 Contact person: PQRS TUW Tel: 123-4578-9012 Fax: 123-4578-9013 E-mail: xxxxyz@co.com 発生場所 Site of generation (6): SAME AS ABOVE		12. 廃棄物の名称及び組成 Designation and composition of the waste (7) Sludge	
10. 処分施設 Disposal facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒ 登録番号 Registration No: 施設名 Name: SEE ATTACHED SHEET NO.1 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 実際の処分/回収場所 Actual site of disposal/recovery (8): SEE ATTACHED SHEET NO.1		13. 物理的特性 Physical characteristics (1): 4	
11. 全ての処分又は回収作業 Disposal/recovery operation(s) 分類コード D-code / 分類コード R-code (1): R4 15. 輸出者による申告 Exporter's - notifier's / generator's - producer's (16) declaration: 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務事項が履行されていること、該廃棄物に対して適用される保険又は金融的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 氏名/名称 Name: ABC HOLDINGS LTD. 日付 Date: 02. 09. 2019 署名 Signature: ABCD EFGH (※輸出者のサイン要)		14. 廃棄物の同定 Waste identification 関連する分類記号欄に記入。*印は必須事項 (if irrelevant codes) (required to state) (i) ハーゼル条約附属書 VII (又は該当する場合 附属書 D) (Base/Annex VII (or IX if applicable)): A1050 (ii) OECD 分類コード (1)に該当しない場合) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC 廃棄物一覧 EC list of wastes: (iv) 輸出国の法域による分類コード National code in country of export: (v) 輸入国の法域による分類コード National code in country of import: (vi) その他 (明細を記述のこと) Other (specify): (vii) Y 番号 Ycode: *Y17 (viii) H 番号 Hcode: (16) H11 (ix) 国際連合分類区分 UNclass (16) 9 (x) 国際連合番号 UN Number: (xi) 国際連合品名 UN Shipping name: (xii) 輸出入統計品目 Customs code (16) (16) * 123456	
16. 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄 For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required			
17. 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合) 日付 Date: 氏名/名称 Name: 署名 Signature: Shipment received by importer - consignee (if not facility):			
処分施設又は回収施設の記入欄 TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY			
18. 廃棄物の受領 Shipment received 処分施設 at disposal facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☐ 引渡しを受けた日付 Date of reception: 受入 Accepted ☐ 拒否 Rejected: ☐ *ただしに権限のある当局に連絡すること Immediately contact competent authorities 引渡しを受けた量 Quantity received: Tonnes (Mg): m ³ : 処分を予定している日付 Approximate date of disposal/recovery: 処分の方法 Disposal/recovery operation (1): 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名 Signature:		19. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名及び押印 Signature and stamp:	

(1) 次のページの略語及び分類記号一覧を参照すること。 See list of abbreviations and codes on the next page.
(2) 必要な場合は詳細を添付すること。 Attach details if necessary.
(3) 運搬者が3者より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。 If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a, b, c).
(4) 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項 Required by the Basel Convention.
(5) 複数の場合、一覧を添付すること。 Attach list if more than one.

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)			
20. Country of export - dispatch or customs office of exit The waste described in this movement document left the country on: Signature: Stamp:		21. Country of import - destination or customs office of entry The waste described in this movement document entered the country on: Signature: Stamp:	
22. Stamps of customs offices of transit countries			
Name of country: Entry:		Name of country: Entry:	
Exit:		Exit:	
Name of country: Entry:		Name of country: Entry:	
Exit:		Exit:	

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略称及び分類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第11欄)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立)
- D2 Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液体又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、鹽道ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な地層への注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液体又は泥状の廃棄物をくぼ、池、池又は湖に貯留すること)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立 (例えば、ふたをきた、かつ、地盤と取り囲まれから隔離されている覆われた細胞が互いに隔離され、環境と隔離されていること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、焼却、中和、沈降)
- D10 Incineration on land 地上における焼却
- D11 Incineration at sea 海洋における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に容器を埋め込んで保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ混合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第11欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Base/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用 (直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (シーゼル条約及びOECD決定) 一主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収再利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済み油の再製油又はその他の再利用
- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改善に役立つ土壌処理
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1からR10までは掲げる作業から得られた残渣の利用
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1からR11までは掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) 包装の形態 (第7欄)

1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrycan ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋 6. Composite packaging 複合包装 7. Pressure receptacle 圧縮容器
8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他 (詳細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運輸輸送手段 (第8欄)

- R - Road 道路 T - Train/rail 鉄道 S - Sea 海路 A - Air 空路 W - Inland waterways 内河航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第13欄)

1. Powdery/powder 粉末状 2. Solid 固体状 3. Viscous/paste 高粘度性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液体 6. Caseous ガス状
7. Other (specify) その他 (詳細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) Hコード及び国際連合分類区分 (第14欄)

UN class	H-code	Characteristics 特性
1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or mixtures liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は混合物
4.3	H4.3	Substances or mixtures which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は混合物
5.1	H5.1	Oxidizing 酸化性
5.2	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物質
6.1	H6.1	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
6.2	H6.2	Infectious substances 病原体をうつし、やすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H9	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H10	Toxic (delayed chronic) 毒性 (遅延性又は慢性)
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding and/or emitting, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分後の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関しては、特に廃棄物の特定 (第14欄) に関連するローゼン条約の付属書VIII及びIXの分類記号、OECD決定の分類記号及びY記号については、OECD及びローゼン条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができます。

ATTACHED SHEET No.1

BLOCK10:処分施設

処分施設 Disposal Facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒

施設名 Name : KEIZAI BUSINESS CO., LTD

住所／所在地 Address : 10-11-12, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

連絡責任者氏名 Contact Person : SABURO KEIZAI

Tel : 03-3501-1512

Fax:03-3501-1512

E-mail : keizaisaburo@co.jp

実際の処分／回収の場所 Actual Site of disposal/recovery : SAME AS ABOVE

処分施設 Disposal Facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒

施設名 Name : KEIZAI Environment BUSINESS CO., LTD

住所／所在地 Address : 13-14-15, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

連絡責任者氏名 Contact Person : SHIRO KEIZAI

Tel : 03-3501-1513

Fax:03-3501-1513

E-mail : keizaishiro@co.jp

実際の処分／回収の場所 Actual Site of disposal/recovery : SAME AS ABOVE

処分施設 Disposal Facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒

施設名 Name : KEIZAI RECOVERY

住所／所在地 Address : 7-8-9, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

連絡責任者氏名 Contact Person : METI KEIZAI

Tel : 03-3501-1511

Fax:03-3501-1511

E-mail : metikeizai@co.jp

実際の処分／回収の場所 Actual Site of disposal/recovery : SAME AS ABOVE

(参考 8-3)輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 2）（様式）

別紙 2

<運搬・処分に係る記載事項>

※輸入移動書類の交付後、貨物の運搬及び処分に係る事業者におかれては、それぞれ該当欄に必要事項を記載してください。記載事項が多く本欄に記載することが困難な場合は、必要事項を記載した別紙を添付することが可能です。

【運搬に係る記載事項】輸入特定有害廃棄物等の全ての運搬事業者は、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

・引渡しを受けた日付

交付申請時に、あらかじめ、相手国からの輸入移動書類や輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 1）に記載している「運搬者名」を記載しておいたり、（記入する者が複数となる場合には）必要となる項目名や行間を設けておいたりすることも可。

【処分に係る記載事項】輸入特定有害廃棄物等の処分に係る事業者で、移動書類の第 18 欄及び第 19 欄に記載を行う処分施設以外に、処分を行った処分施設がある場合には、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

・引渡しを受けた日付：

・引渡しを受けた量：

・処分を行った日付：

・処分の方法：

交付申請時に、あらかじめ、相手国からの輸入移動書類や輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 1）に記載している「処分者名」や「処分の方法」を記載しておいたり、（記入する者が複数となる場合には）必要となる項目名や行間を設けておいたりすることも可。

(参考 8-4)輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙 3）（様式）

別紙3

○移動書類の内容に追加、変更等ある場合は以下に記入してください。

○移動書類の内容に追加、変更等ある場合は以下に記入してください。

第2運搬者 2nd Carrier

[Tel:03-3601-1511](tel:03-3601-1511) (輸出国側)

[Tel:03-3501-1511](tel:03-3501-1511) (正)



(参考 8-5)一覽樣式

ATTACHED SHEET NO.

8.(a) 1st Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(b) 2nd Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(c) 3rd Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

8.(d) 4th Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(e) 5th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(f) 6th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

8.(g) 7th Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(h) 8th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(i) 9th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

IX. 貨物の運搬・処分（移動書類の携帯及び記載・署名）

貨物の運搬又は処分を行う際は、輸入移動書類を携帯しなければなりません。

また、輸入移動書類のうち、輸出国からの移動書類又は作成した別紙 1 及び別紙 2 については、運搬・処分時に記載を要する箇所（※）があり、申請者は、記入要領の各該当欄及び箇所を参照し、運搬者・処分者に対し、貨物の引き渡しを受けた際や処分を行った際に、以下の要領に従い、必要事項を遺漏無く記入するよう求める必要があります。

なお、本章に基づき情報を記入した書類等は、第 X 章に従って所定の届出先等に必要な届出等を行ってください。

※ 該当箇所：

- ・輸出国からの移動書類又は別紙 1（参考 9-1 参照）の第 8 欄(a)、(b) 及び (c)の運搬手段及び移動日の記入並びに署名の欄：

全ての運搬者が記入。（ただし、輸出国側で移動書類の交付がない場合（別紙 1 を作成した場合）は、輸出国及び海上輸送を行った運搬者による、引渡しを受けた日、運搬を開始した日及び署名欄の記入は不要。）

- ・輸出国からの移動書類又は別紙 1 の第 18 欄及び第 19 欄；

最終処分者が記入。

- ・別紙 2（参考 9-2 参照）：

輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合（別紙 1 を利用していない場合）には、全ての運搬者が記入。

第 18・19 欄に記載した者以外の処分者（中間処分者）がいる場合には、その者が貨物の受領及び処分について記入。

輸出国からの移動書類又は別紙 1

記入が必要な各欄の記入要領は以下のとおりです。なお、関係する別の欄の記入要領は第Ⅷ章を御参照ください。

第 8 欄(a)、(b) 及び (c)の運搬手段及び移動日の記入並びに署名の欄：

運搬を開始した後に運搬者が行う（参考 9-1～9-3 参照）。運搬が複数日に渡る場合には、引渡しを受けた日付（全ての運搬が完了した日）と運搬を開始した日付をそれぞれ記入してください。また、この記入を行う際、輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合（別紙 1 を利用していない場合）には、別紙 2【運搬に係る記載事項】欄にも、それぞれ漏れなく必要事項（参考 9-2 及び 9-3 参照）を記入する必要があります。

なお、貨物を複数の運搬者が運搬する場合には、それぞれの運搬者が同じ要請に従うとともに、書類の署名も行わなければならない。

ただし、輸出国側で移動書類の交付がない場合（別紙 1 を作成した場合）は、輸出国及び海上輸送を行った運搬者による、引渡しを受けた日、運搬を開始した日及び署名欄の記入は不要です。

第 18 欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入する。なお、本欄に記入を行うのは最終的な処分又は回収施設の 1 者のみとする（参考 9-1～9-3 参照）。中間処理施設など他にも処分を行った施設がある場合は、別紙 2【処分に係る記載事項】欄にそれぞれ漏れなく必要事項（参考 9-3 参照）を記入すること。引渡しを受けた量が、第 5 欄と異なる場合には、簡潔にその理由を余白へ記入すること（計量誤差等、軽微な差異の場合に限る）。

併せて、署名入りの移動書類の写しを、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日（運搬が複数日に渡る場合には全ての運搬が完了した日）から 3 営業日以内に輸出者及び関係国の権限のある当局に送付しなければならないので、漏れなく記入・署名の上で送付すること。送付する写しは、別紙 1（輸出国からの移動書類がある場合は当該移動書類）のページのみでよく、輸入移動書類交付申請書、別紙 2 及び別紙 3 は不要。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設の者等が処分完了の届出を行うまで保有すること。（第 X 章参照）

第 19 欄：処分者が特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する。なお、本欄に記入を行うのは最終的な処分施設の 1 者のみであり、かつ第 18 欄を記入した者と同一でなければならない。中間処理施設など他にも処分を行った施設がある場合は、別紙 2【処分に係る記載事項】欄にそれぞれ漏れなく必要事項（参考 9-3 参照）を記入すること。

なお、処分プロセスにおいて実際に処分された日を特定することが困難な場合は、処分プロセスへの投入日を記載することも可とする。

併せて、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局に送付する必要があるので、漏れなく記入・署名の上で送付すること。この送付は、処分完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこと。

別紙 2

輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合（別紙 1 を利用していない場合）には、別紙 2【運搬に係る記載事項】欄にも、それぞれ漏れなく必要事項（参考 9-2 及び 9-3 参照）を記入する必要があります。

また、第 18・19 欄に記載した者以外の処分者（中間処分者）がいる場合には、その者が貨物の受領及び処分について記入する必要があります（参考 9-3 参照）。

（参考）運搬・処分時に記載をする箇所の記入例

（参考 9-1）処分施設一者、）の別紙 1 を作成した場合の別紙 1
の第 8 欄（運搬手段及び移動日並びに署名の欄）、第 18・19 欄及び別紙
2 の記入例

別紙 1

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類
Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1. 通告番号 Corresponding to notification No: ID 03X — 00Y19		2. 移動番号/総回数 Serial/total number of shipments: 10 / 50	
3. 輸出者 Exporter - notifier Registration No: ABC HOLDINGS LTD. 氏名/名称 Name: ABC HOLDINGS LTD. 住所/所在地 Address: ROOM1000, ABCD BUILDING, 10 ABCD ROAD, INDONESIA 連絡責任者氏名 Contact person: ABCD EFGH Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8911 E-mail: Abcd@abc.com		4. 輸入者 Importer - consignee Registration No: METI CO., LTD. 氏名/名称 Name: METI CO., LTD. 住所/所在地 Address: 1-3-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者氏名 Contact person: TARO KEIZAI Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: kenzai@meti.com	
5. 実量の運搬量 Actual quantity: Tonnes(Mg): 500,000 m ³ :		6. 実量の移動日 Actual date of shipment: 03.09.2019	
7. 全てのこの包の形態 Packaging 形態 Type(s) (1): こん包数 Number of packages: 特別な取扱の指示 Special handling requirements: (2) Yes ☐ No ☒			
8(a) 第一運搬者 1 st Carrier (3): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: INTERNATIONAL COMPANY 住所/所在地 Address: FLAT A, INDUSTRIAL PARK, INDONESIA 連絡責任者 Contact person: UK LMNO Tel: 123-4567-9901 Fax: 123-4567-9999 E-mail: jk@int.com		8(b) 第二運搬者 2 nd Carrier: 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: METI LOGISTICS 住所/所在地 Address: 1-2-3, MONGAI, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: JIRO KEIZAI Tel: 03-3501-1500 Fax: 03-3501-1500 E-mail: jiro@meti.com	
		8(c) 第三運搬者 3 rd Carrier: 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: METI EXPRESS 住所/所在地 Address: 1-2-3, GINZAGAI, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN 連絡責任者 Contact person: HANAKO KEIZAI Tel: 03-3500-1500 Fax: 03-3500-1500 E-mail: hanako@meti.co.jp	
運搬手段 Means of transport (4): R, S 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 15.9.2018 / 15.9.2018			
署名 Signature: Jiro Keizai		署名 Signature: Hanako Keizai	
9. 全ての発生者-生産者 Waste generator(s) - producer(s) (5): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: INDONESIA RECYCLE COMPANY LIMITED 住所/所在地 Address: FLAT 1-B, INDUSTRIAL PARK, INDONESIA 連絡責任者氏名 Contact person: PQRS TUW Tel: 123-4578-9012 Fax: 123-4578-9013 E-mail: xxxxyz@co.com 発生場所 Site of generation (6): SAME AS ABOVE		12. 廃棄物の名称及び組成 Designation and composition of the waste (7): Sludge	
10. 処分施設 Disposal facility (8) ☐ 又は回収施設 登録番号 Registration No: 施設名 Name: KEIZAI RECOVERY CO, SA 住所/所在地 Address: 1-20-3, GINZAGAI, K 連絡責任者 Contact person: METI KEIZAI Tel: 0428-123-4567 Fax: E-mail: meti-keizai@keizai.co.jp 実量の処分/回収の場所 Actual site of disposal/recovery			
11. 全ての処分又は回収作業 Disposal/recovery 分類コード D-code / 分類コード R-code (9):			
15. 輸出者による申告 Exporter's - notifier's / 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確である。 I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned.			
氏名/名称 Name: ABC HOLDINGS LTD.		日付 Date: 02. 09. 2019 署名 Signature: ABCD EFGH (※輸出者のサイン要)	

輸出国側で移動書類の交付がない（別紙 1 を作成した）場合には、輸出国及び海上輸送を行った運搬者の引渡しを受けた日、運搬を開始した日並びに署名の欄は空欄。

別紙 1 を作成したが、国際様式に準拠していない輸出国が交付した移動書類がある場合には、別紙 1 に添付する当該移動書類にて当該欄の記載を確認するとともに、国内運搬の運搬者は、添付する当該移動書類の 2nd Carrier 及び 3rd Carrier にも記入及び署名を行うことが必要。

第 5 欄と異なる場合には、その理由を簡潔に記載。（計量誤差等、軽微なものに限る。）

輸出国側で移動書類の交付がない（別紙 1 を作成した）場合（＝日本のみでバーゼル規制に係る場合）は、輸入者が輸出者に代わりサインをすることも可。

氏名/名称 Name には社名を記入。

氏名/名称 Name には社名を記入。

引渡しを受けた日付 Date of receipt: 30. 09. 2018
引渡しを受けた量 Quantity received: Tonnes (Mg): 500,000 m³:
処分を予定している日付 Approximate date of disposal/recovery:
処分の方法 Disposal/recovery operation (10):
氏名/名称 Name: KEIZAI RECOVERY CO,
日付 Date: 25. 09. 2018
署名 Signature: Meti Keizai

拒否 Rejected*: ☐ 署名及び押印 Signature and stamp: METI KEIZAI 印

上記の欄は完了済み。 Above has been completed.

<運搬・処分に係る記載事項>

※輸入移動書類の交付後、貨物の運搬及び処分に係る事業者におかれては、それぞれ該当欄に必要事項を記載してください。記載事項が多く本欄に記載することが困難な場合は、必要事項を記載した別紙を添付することが可能です。

【運搬に係る記載事項】 輸入特定有害廃棄物等の全ての運搬事業者は、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

別紙1を作成した場合には、別紙1に引渡しを受けた日付を記載するので、当該項目は、記載不要

・引渡しを受けた日付

【処分に係る記載事項】 輸入特定有害廃棄物等の処分に係る事業者で、移動書類の第18欄及び第19欄に記載を行う処分施設以外に、処分を行った処分施設がある場合には、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

処分者が一者の場合には、当該項目は、記載不要

・引渡しを受けた日付：

・引渡しを受けた量：

・処分を行った日付：

・処分の方法：

(参考 9-2) 処分施設一者、輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合の第 8 欄

(運搬手段及び移動日並びに署名の欄)、第 18・19 欄及び別紙 2 の記入例

Movement document for transboundary movements/shipments of waste	
1. Corresponding to notification No:	
2. Serial/total number of shipments: 10 / 50	
3. Exporter - notifier Registration No: Name: ABC HOLDINGS Address: ROOM1000, ABCD HOUSE, 10 ABCD ROAD, HONGKONG, CHINA Contact person: ABCD EFGH Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: abcd@co.jp	
4. Importer - consignee Registration No: Name: METI CO.,LTD Address: 1-3-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN Contact person: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity: Tonnes (Mg): 50000 m³	
6. Actual date of shipment: 01.09.15	
7. Packaging: Type(s) (1): 5,6,7 Number of packages: 100	
Special handling requirements: (2) Yes: ☐ No: ☒	
8. (a) 1st Carrier (3): Registration No: Name: INTERNATIONAL COMPANY Address: FLAT A, HK HOUSE, HK ROAD, HK, CHINA Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: xxxxxx@co.jp	
8. (b) 2nd Carrier: Registration No: Name: METI LOGISTICS Address: 1-2-3, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOYO, JAPAN Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: keizai@co.jp	
8. (c) Last Carrier: Registration No: Name: METI FACTORY Address: 4-5-6, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOYO, JAPAN Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: keizai@co.jp	
----- To be completed by carrier's representative -----	
Means of transport (1): R, S Date of transfer: 01.09.15 Signature: XXXXXX	
Means of transport (1): R Date of transfer: 15.09.15 Signature: Taro Keizai	
Means of transport (1): R Date of transfer: 05.10.15 Signature: Shiro Keizai	
9. Waste generator(s) - producer(s) (4, 5, 6): Registration No: Name: HONGKONG COMPANY LIMITED Address: FLAT B, HK HOUSE, HK ROAD, HK, CHINA Contact person: EFGH ABCD Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: xxxxxx@co.jp Site of generation (2): SAME AS ABOVE	
10. Disposal facility ☐ or recovery facility ☒ Registration No: Name: KEIZAI RECOVERY Address: 7-8-9, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, Contact person: METI KEIZAI Fax: 03-3501-1511 Tel: 03-3501-1511 E-mail: 03-3501-1511 Actual site of disposal/recovery (2): SAME AS ABOVE	
11. Disposal/recovery operation(s) D-code / R-code (1): R4	
12. Designation and composition of the waste (2): Sludge	
13. Physical characteristics (1): 2	
14. Waste identification (fill in relevant codes) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable): A1050 (ii) OECD code (if different from (i)): (iii) EIC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code: Y17 (viii) H-code (1): H11 (ix) UN class (1): 9 (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS): 1234.56	
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declaration: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. Name: ABC HOLDINGS LTD. Date: 15.08.15 Signature: ABCD EFGH	
16. For use by any person involved in the transboundary movement	
17. Shipment received by importer - consignee (if not required) Signature:	
18. Shipment received at disposal facility Date of reception: 23.10.15 Quantity received: Tonnes (Mg): 50000 Approximate date of disposal/recovery: 28.10.15 Disposal/recovery operation (1): R4 Name: KEIZAI RECOVERY Date: 23.10.15 Signature: Meti Keizai	
19. I certify that the disposal described above has been completed. Name: KEIZAI RECOVERY Date: 20.10.15 Signature and stamp: Meti Keizai 印	

(1) See list of abbreviations and codes on the next page
(2) Attach details if necessary
(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c).
(4) Required by the Basel Convention
(5) Attach list if more than one
(6) If required by national legislation

第 5 欄と異なる場合には、その理由を簡潔に記載。(計量誤差等、軽微なものに限る。)

氏名/名称 Name には社名を記入。

氏名/名称 Name には社名を記入。

＜運搬・処分に係る記載事項＞

※輸入移動書類の交付後、貨物の運搬及び処分に係る事業者におかれては、それぞれ該当欄に必要事項を記載してください。記載事項が多く本欄に記載することが困難な場合は、必要事項を記載した別紙を添付することが可能です。

【運搬に係る記載事項】 輸入特定有害廃棄物等の全ての運搬事業者は、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：
METI LOGISTICS

・氏名又は名称：
METI FACTORY

・引渡しを受けた日付
15.09.15

・引渡しを受けた日付
15.09.15

交付申請時に、あらかじめ、相手国からの輸入移動書類や輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙1）に記載している「運搬者名」や（記入する者が複数となるので）必要となる項目名（左の例示の下線部）を記載しておいた場合の例（日付のみ、手書き）。交付申請時に、あらかじめ記載していない場合には、左の例示の下線部も、手書きとなる。

【処分に係る記載事項】 輸入特定有害廃棄物等の処分に係る事業者で、移動書類の第18欄及び第19欄に記載を行う処分施設以外に、処分を行った処分施設がある場合には、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

処分者が一者の場合には、当該項目は、記載不要

・引渡しを受けた日付：

・引渡しを受けた量：

・処分を行った日付：

・処分の方法：

○移動書類の内容に追加、変更等ある場合は以下に記入してください。

第2運搬者 2nd Carrier

Tel:03-3601-1511 (輸出国側)

Tel:03-3501-1511 (正)

(参考 9-3) 処分施設が複数者、輸出国側の移動書類をそのまま利用した場合の第 8

欄 (運搬手段及び移動日の記入並びに署名の欄)、第 18・19 欄及び別紙 2 の記入例

Movement document for transboundary movements/shipments of waste		
1. Corresponding to notification No:		2. Serial/total number of shipments: 10 / 50
3. Exporter - notifier Registration No: Name: ABC HOLDINGS Address: ROOM1000, ABCD HOUSE, 10 ABCD ROAD, HONGKONG, CHINA Contact person: ABCD EFGH Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: abcd@co.jp		4. Importer - consignee Registration No: Name: METI CO., LTD Address: 1-3-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN Contact person: Tel: Fax: E-mail:
5. Actual quantity: Tonnes (Mg): 50000 m³: 7. Packaging Type(s) (1): 5, 6, 7 Number of packages: 100 Special handling requirements: (2) Yes: ☐ No: ☒		6. Actual date of shipment: 01.09.15
8.(a) 1st Carrier (3): Registration No: Name: INTERNATIONAL COMPANY Address: FLAT A, HK HOUSE, HK ROAD, HK, CHINA Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: xxxxxxx@co.jp	8.(b) 2nd Carrier: Registration No: Name: METI LOGISTICS Address: 1-2-3, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOYO, JAPAN Tel: 03-3601-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: keizai@co.jp	8.(c) Last Carrier: Registration No: Name: METI FACTORY Address: 4-5-6, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOYO, JAPAN Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: keizai@co.jp
Means of transport (1): R, S Date of transfer: 01.09.15 Signature: XXXXXX		
9. Waste generator(s) - producer(s) (4, 5, 6): Registration No: Name: HONGKONG COMPANY LIMITED Address: FLAT B, HK HOUSE, HK ROAD, HK, CHINA Contact person: EFGH ABCD Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: xxxxxxx@co.jp Site of generation (2): SAME AS ABOVE		
10. Disposal facility ☐ or recovery facility ☒ Registration No: Name: Address: SEE ATTACHED SHEET No.1 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (2)		
11. Disposal/recovery operation(s) D-code / R-code (1): R4		
12. Designation and composition of the waste (2): Sludge		
13. Physical characteristics (1): 2		
14. Waste identification (fill in relevant codes) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable): (ii) OECD code (if different from (i)): A1050 (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code: Y17 (viii) H-code (1): H11 (ix) UN class (1): 9 (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS): 1234.56		
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declaration: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. Name: ABC HOLDINGS LTD. Date: 15.08.15 Signature: ABCD EFGH		
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required		
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): Date: Name: Signature:		
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY		
18. Shipment received at disposal facility Date of reception: 23.10.15 Quantity received: Tonnes (Mg): 50000 m³: Approximate date of disposal/recovery: 28.10.15 Disposal/recovery operation (1): R4 Name: KEIZAI RECOVERY Date: 23.10.15 Signature: Meti Keizai		
19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. Name: KEIZAI RECOVERY Date: 20.10.15 Signature and stamp: Meti Keizai		

(1) See list of abbreviations and codes on the next page
(2) Attach details if necessary
(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a, b, c).

(4) Required by the Basel Convention
(5) Attach list if more than one
(6) If required by national legislation

ATTACHED SHEET No.1

BLOCK10:処分施設

処分施設 Disposal Facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒

施設名 Name : KEIZAI BUSINESS CO., LTD

住所／所在地 Address : 10-11-12, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

連絡責任者氏名 Contact Person : SABURO KEIZAI

Tel : 03-3501-1512

Fax:03-3501-1512

E-mail : keizaisaburo@co.jp

実際の処分／回収の場所 Actual Site of disposal/recovery : SAME AS ABOVE

処分施設 Disposal Facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒

施設名 Name : KEIZAI Environment BUSINESS CO., LTD

住所／所在地 Address : 13-14-15, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

連絡責任者氏名 Contact Person : SHIRO KEIZAI

Tel : 03-3501-1513

Fax:03-3501-1513

E-mail : keizaishiro@co.jp

実際の処分／回収の場所 Actual Site of disposal/recovery : SAME AS ABOVE

処分施設 Disposal Facility ☐ 又は回収施設 or recovery facility ☒

施設名 Name : KEIZAI RECOVERY

住所／所在地 Address : 7-8-9, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

連絡責任者氏名 Contact Person : METI KEIZAI

Tel : 03-3501-1511

Fax:03-3501-1511

E-mail : metikeizai@co.jp

実際の処分／回収の場所 Actual Site of disposal/recovery : SAME AS ABOVE

ATTACHED SHEET NO. 2

8.(a) 1st Carrier⁽³⁾: Registration No: Name: INTERNATIONAL COMPANY Address: FLAT A, HK HOUSE, HK ROAD, HK, CHINA Tel: 123-4567-8901 Fax: 123-4567-8901 E-mail: xxxxxxxx@co.jp		8.(b) 2nd Carrier: Registration No: Name: METI LOGISTICS Address: 1-2-3, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOYO, JAPAN Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: keizaiiro@co.jp		8.(c) 3rd Carrier: Registration No: Name: METI FACTORY Address: 4-5-6, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOYO, JAPAN Tel: 03-3501-1511 Fax: 03-3501-1511 E-mail: keizainenko@co.jp	
Means of transport (1): R,S Date of receipt/transfer: Signature:		Means of transport (1): R Date of receipt/transfer: Signature:		Means of transport (1): R Date of receipt/transfer: Signature:	

8.(d) 4th Carrier⁽²⁾: Registration No: Name: KEIZAI Environment BUSINESS CO.,LTD Address: 13-14-15, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO,JAPAN Contact person: SHIRO KEIZAI Tel: 03-3501-1513 Fax: 03-3501-1513 E-mail: keizaishiro@co.jp	8.(e) 5th Carrier: Registration No: Name: Address: Tel: Fax: E-mail:	8.(f) 6th Carrier: Registration No: Name: 原則、個別の移動時において、予定されている 運搬者が相手国から送付された Movement Document 本編内で書き切れない場合に必要な 様式・記載例となります。
Means of transport ⁽¹⁾ : R Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport: Date of receipt: Signature:	Signature:

8.(g) 7th Carrier⁽¹⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(h) 8th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(i) 9th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

<運搬・処分に係る記載事項>

※輸入移動書類の交付後、貨物の運搬及び処分に係る事業者におかれては、それぞれ該当欄に必要事項を記載してください。記載事項が多く本欄に記載することが困難な場合は、必要事項を記載した別紙を添付することが可能です。

【運搬に係る記載事項】輸入特定有害廃棄物等の全ての運搬事業者は、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称： <u>METI LOGISTICS</u>	・氏名又は名称： <u>METI FACTORY</u>	・氏名又は名称： <u>KEIZAI Environment BUSINESS CO., LTD</u>
・引渡しを受けた日付 <u>15.09.15</u>	・引渡しを受けた日付 <u>05.10.15</u>	・引渡しを受けた日付 <u>22.10.15</u>

交付申請時に、あらかじめ、相手国からの輸入移動書類や輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙1）に記載している「運搬者名」や（記入する者が複数となるので）必要となる項目名（上の例示の下線部）を記載しておいた場合の例（日付のみ、手書き）。交付申請時に、あらかじめ記載していない場合には、上の例示の下線部も、手書きとなる。

【処分に係る記載事項】輸入特定有害廃棄物等の処分に係る事業者で、移動書類の第18欄及び第19欄に記載を行う処分施設以外に、処分を行った処分施設がある場合には、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称： <u>KEIZAI BUSINESS CO., LTD</u>	・氏名又は名称： <u>KEIZAI Environment BUSINESS CO., LTD</u>
・引渡しを受けた日付： <u>16.09.15</u>	・引渡しを受けた日付： <u>08.10.15</u>
・引渡しを受けた量： <u>50,000 Tonnes (Mg)</u> <u>(40,000 Tonnes (Mg))</u>	・引渡しを受けた量： <u>40,000 Tonnes (Mg)</u> <u>(30,000 Tonnes (Mg))</u>
・処分を行った日付： <u>28.09.15</u>	・処分を行った日付： <u>15.10.15</u>
・処分の方法： <u>R4(fragmentation, sorting)</u>	・処分の方法： <u>R4(fragmentation, sorting)</u>

次工程に引き渡した量が引渡しを受けた量と異なる（中間処分者にて回収をした）場合は、括弧書きで回収後の次工程に引き渡した量を記載すること。

交付申請時に、あらかじめ、相手国からの輸入移動書類や輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙1）に記載している「処分者名」、「処分の方法」や（記入する者が複数となるので）必要となる項目名（上の例示の下線部）を記載しておいた場合の例（実際の日付や量のみを手書き）。交付申請時に、あらかじめ記載していない場合には、上の例示の下線部も、手書きとなる。

○移動書類の内容に追加、変更等ある場合は以下に記入してください。

第2運搬者 2nd Carrier

Tel:03-3601-1511 (輸出国側)

Tel:03-3501-1511 (正)

X. 受領及び処分完了の通知、処分完了の届出

受領及び処分完了の通知

貨物の引き渡しを受けたとき及び貨物の処分を行ったときは、バーゼル法第13条の規定に基づき、輸入移動書類に係る貨物の（最終）処分を行う者は、その旨を次により通知しなければなりません。

（１）通知に必要な書類

① 貨物の引き渡しを受けたとき

イ 輸入特定有害廃棄物等の受領通知書

（様式：参考 10-1 参照）

記入例：参考 10-4 のサンプル①参照）

ロ 輸入移動書類 [写し（※１）]（参考 9-1～9-3 参照）

② 貨物の処分を行ったとき

イ 輸入特定有害廃棄物等の処分完了通知書 [原本]

（様式：参考 10-2 参照）

記入例：参考 10-4 のサンプル②参照）

ロ 輸入移動書類 [写し 1 通（※１）]（参考 9-1～9-3 参照）

（※１）様式第 5（輸入移動書類）の別紙 1（輸出国からの移動書類がある場合は当該移動書類）のページのみでよく、輸入移動書類交付申請書、別紙 2 及び別紙 3 は不要。

（２）通知先

- ・当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方（輸出者）
- ・当該輸入特定廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

※ 2 輸出国側からの移動書類の発出がない場合には、不要

（３）通知手段

① 貨物の引き渡しを受けたとき

通知先に書類を送付すればよく、郵送、ファックス、メールなど手段は問わない。

② 貨物の処分を行ったとき

通知先に書類を送付すればよく、郵送、ファックス、メールなど手段は問わない。

（４）通知期限

① 貨物の引き渡しを受けたとき

正当な事由のない限り、引き渡しを受けた日（運搬が複数日に渡る場合は、全ての運搬が完了した日）から 3 営業日以内

② 貨物の処分を行ったとき

正当な事由のない限り、貨物の処分完了後、速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内

処分完了の届出について

輸入移動書類に係る貨物の（最終）処分を行ったときは、バーゼル法第 12 条の規定に基づき、輸入移動書類の交付を受けた者等（基本的には最終の処分作業を行う輸入移動書類の第 10 欄の処分施設の者、ただし、最終の処分作業を行ったことを遅滞なく把握できる場合には輸入移動書類の第 4 欄の輸入者や輸入移動書類の交付を受けた者も可能）は、遅滞なくその旨を次により届け出なければなりません。

（１）届出に必要な書類

- ① 輸入移動書類に係る処分届出書 [1 通]
(様式：参考 10-3 参照)
記入例：参考 10-4 のサンプル③参照)
- ② 輸入特定有害廃棄物等の受領通知書 [写し 1 通]
(様式：参考 10-1 参照)
記入例：参考 10-4 のサンプル①参照)
- ③ 輸入特定有害廃棄物等の処分完了通知書 [写し 1 通]
(様式：参考 10-2 参照)
記入例：参考 10-4 のサンプル②参照)
- ④ 輸入移動書類 [原本 (※ 3)] (参考 9-1～9-3 参照)

(※ 3) 処分完了届出時には、別紙 2 及び別紙 3 も含めた原本を提出すること。

なお、最終処分施設は、その際、(1) の①から④の一式について写しをとり、5 年間保管する必要があります（特定有害廃棄物等の規制に関する法律施行規則第 8 条第 3 項に規定）。

（２）届出先（※住所等は第Ⅻ章参照）

経済産業大臣及び環境大臣

- ・ 経済産業省 貿易経済安全保障局貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当
- ・ 環境省地方環境事務所（最終の処分作業を行う処分施設の所在地を所管する地方環境事務所）

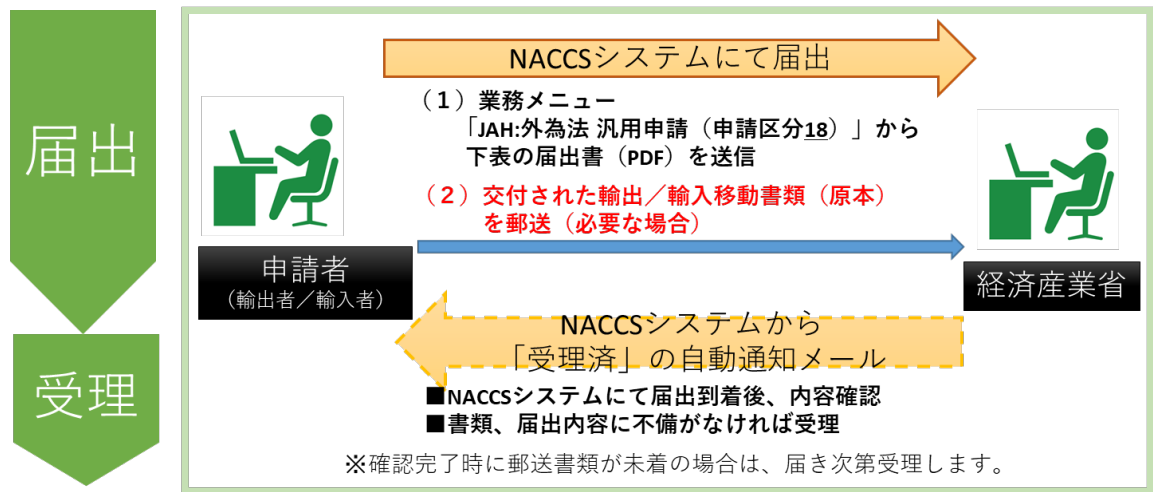
* 両大臣宛には別々に届出を行うこと。なお、上記（１）の④については、原本を経済産業大臣宛の届出に用い、環境大臣宛には写しを用いること。

【参考】電子申請（NACCSシステムによる届出）方法

上記の届出書類は、NACCSシステムから提出することが可能です（経済産業省への提出に限る）。

※（１）の④については、原本の提出（郵送）が必要です。

輸出／輸入移動書類に係る届出（NACCS）の流れ



汎用申請区分	汎用申請手続名称	様式
18	パーセル移動書類届出等	輸出移動書類等の汚損等の届出（様式第2）
		紛失した輸出移動書類等の回復の届出（様式第4）
		輸入移動書類の記載内容と異なる運搬に関する届出（様式第6）
		輸出移動書類に係る届出（様式第1）
		輸入移動書類に係る処分届出（様式第2）
		輸入移動書類に係る届出（様式第3）
		その他届出（任意様式）

(参考) 受領及び処分完了の通知、処分完了届出の様式及び記入例

(参考 10-1) 輸入特定有害廃棄物等の受領通知書

様式第4 (第8条第1項関係)

Notification on the Receipt of Hazardous Wastes/Other Wastes 輸入特定有害廃棄物等の受領通知書 Date 年月日 To: Exporter 輸出者 To: Competent Authorities of States of Export and Transit 輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積 地域又は経由地の権限のある当局 From: Name: 氏名又は名称 Address: 住所又は所在地 Contact Person: 連絡責任者氏名 Tel: Fax: e-mail: I inform herewith the receipt of the hazardous wastes/other wastes, as follows. 輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたので、次のとおり通知します。	
Notification No. 通告番号	
Serial/total number of shipments 移動番号／総回数	/
Date of receipt of waste 引き渡しを受けた日付	

- 備考
- 1 本通知書は英文のタイプ印書で記入すること。
 - 2 氏名又は名称の欄は、法人にあってはその代表者の氏名についても記入すること。
 - 3 本通知書により通知するときは、署名を行った輸入移動書類又は移動書類の写しを添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考 10-2) 輸入特定有害廃棄物等の処分完了通知書

様式第5 (第8条第2項関係)

Notification on the Disposal/Recovery of Hazardous Wastes/Other Wastes 輸入特定有害廃棄物等の処分完了通知書	
Date 年月日	
To: Exporter 輸出者	
To: Competent Authorities of States of Export and Transit 輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積 地域又は経由地の権限のある当局	
From: Name: 氏名又は名称 Address: 住所又は所在地 Contact Person: 連絡責任者氏名 Tel: Fax: e-mail:	
I inform herewith the completion of the disposal/recovery of the hazardous wastes/other wastes , as follows. 輸入特定有害廃棄物等の処分が完了したので、次のとおり通知します。	
Notification No. 通告番号	
Serial/total number of shipments 移動番号／総回数	/
Date of the completion of the disposal/recovery of the waste 処分を行った日付	

- 備考 1 本通知書は英文のタイプ印書で記入すること。
2 氏名又は名称の欄は、法人にあってはその代表者の氏名についても記入すること。
3 本通知書により通知するときは、署名を行った輸入移動書類又は移動書類の写しを添付すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考 10-3) 輸入移動書類に係る処分届出書

様式第2 (第6条関係)

輸入移動書類に係る処分届出書 年 月 日 経済産業大臣 環境大臣 殿 届出者 氏名又は名称及び 代表者の氏名： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： 電話番号： FAX番号： e-mail： 輸入特定有害廃棄物等の処分を、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1項第1号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。	
輸入移動書類の交付を受けた番号及び日付	交付番号： 交付年月日： 年 月 日
輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付 (輸入の相手方等へ通知を行った日付)	年 月 日 (年 月 日)
輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付 (輸入の相手方等へ通知を行った日付)	年 月 日 (年 月 日)

- 備考 1 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第8条第1項及び第2項に定める通知書の写しを添付して提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考 10-4)受領及び処分完了の通知、処分完了届出の記入例
様式第4 (第8条第1項関係)

Notification on the Receipt of Hazardous Wastes/Other Wastes 特定有害廃棄物等の受領通知書	
サンプル① 受領通知書 Date 18/09/2015 ^{or} <u>26/10/2015</u> 年月日	
輸出者 To: Competent Authorities of States of Export and Transit 輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局	参考 9-1・9-2 の移動書類の記載に従って記載した場合 Territorial Control Office
通知をする者は、最終処分をした者。	From: Name: METI KEIZAI (President) KEIZAI RECOVERY 氏名又は名称 Address: 7-8-9, KAZUMIGASEKI, CHIYODA-ku, Tokyo JAPAN 住所又は所在地 Contact Person: METI KEIZAI 連絡責任者氏名 Tel: + 81-3-501-1511 Fax: + 81-3-501-1511 e-mail: metikeizai@co.jp
I inform herewith the receipt of the hazardous wastes/other wastes, as follows. 輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたので、次のとおり通知します。	
輸入移動書類別紙1の第1欄を記入	
Notification No. 通告番号	輸入移動書類別紙1の第2欄を記入
Serial/total number of shipments 移動番号/総回数	10 / 50
輸入移動書類別紙のMDの第18欄のDate of receptionを記入	
Date of receipt of waste 引き渡しを受けた日付	16/09/2015 ^{or} <u>23/10/2015</u>
備考 1 本通知書は英文のタイプ印書で記入すること 2 氏名又は名称の欄は 3 本通知書により通知 4 用紙の大きさは、日 参考 9-1・9-2 の移動書類の記載に従って記載した場合 参考 9-3 の移動書類の記載に従って記載した場合	

様式第5（第8条第2項関係）

Notification on the Disposal/Recovery of Hazardous Wastes/Other Wastes 輸入特定有害廃棄物等の処分完了通知書	
Date 16/10/2015 or 16/11/2015 年月日	
サンプル② 処分完了通知書 参考 9-1・9-2 の移動書類の記載に従って記載した場合 参考 9-3 の移動書類の記載に従って記載した場合	
10. Competent Authorities of States of Export and Transit 輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局	Environmental Protection Department Environmental Compliance Division Territorial Control Office
From: Name: METI KEIZAI (President) KEIZAI RECOVERY 氏名又は名称	
Address: 7-8-9, KAZUMIGASEKI, CHIYODA-ku, Tokyo JAPAN 住所又は所在地	
Contact Person: METI KEIZAI 連絡責任者氏名 Tel: + 81-3-501-1511 Fax: + 81-3-501-1511 e-mail: metikeizai@co.jp	
I inform herewith the completion of the disposal/recovery of the hazardous wastes/other wastes as follows. 輸入特定有害廃棄物等の処分が完了したので、次のとおり通知します。	
Notification No. 通告番号	輸入移動書類別紙1の第1欄を記入
Serial/total number of shipments 移動番号／総回数	輸入移動書類別紙1の第2欄を記入 10 / 50
Date of the completion of the disposal/recovery of the waste 処分を行った日付	輸入移動書類別紙1の第19欄のDateを記入 28/09/2015 or 30/10/2015
備考 1 本通知書は英文のものを提出する。 2 氏名又は名称の欄 3 本通知書により通 4 用紙の大きさは、	
参考 9-1・9-2 の移動書類の記載に従って記載した場合	
参考 9-3 の移動書類の記載に従って記載した場合	

様式第2（第6条関係）

サンプル③
処分完了届出書

輸入移動書類に係る処分届出書

2015年 10月 20日
2015年 ^{or} 11月 20日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出を行う者は、基本的には最終の処分作業を実施した者。ただし、最終の処分作業を行ったことを遅滞なく把握できる場合には輸入移動書類の交付を受けた者が届出を行うことも可能。

届出者

氏名又は名称及び 経済回収株式会社

代表者の氏名： 経済 産業

住所又は所在地：東京都千代田区霞が関1-3-1

連絡責任者氏名： 経済 産業

電話番号：03-3501-1511

FAX番号：03-3501-1511

e-mail: metikeizai@co.jp

輸入特定有害廃棄物等の処分を、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1項第1号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた番号及び日付

交付番号：20XX 貿 審 入 管 第****号

輸入移動書類別紙1の第18欄のDate of receptionを記入
年月日：2015年9月14日

2015年9月16日 ^{or} 2015年10月23日

輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付
(輸入の相手方等へ通知を行った日付)

様式第4の受領通知書のDateを記入

(2015年9月18日) ^{or} (2015年10月26日)

輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付
(輸入の相手方等へ通知を行った日付)

2015年9月28日 ^{or} 2015年10月30日

(2015年10月16日) ^{or} (2015年11月16日)

輸入移動書類別紙1の第19欄のDateを記入

定有

通知書の写しを添付して提出すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6条第1項及び第2項に

様式第5の処分完了
通知書のDateを記入

XI. その他各種手続き

輸入移動書類の交付を受けた者等（※）は、次の場合には、遅滞なく、以下に記載する様式を利用して経済産業大臣及び環境大臣に届け出る必要があります。

（※） 輸入移動書類の交付を受けた者又はバーゼル法第 11 条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引き渡しを受けた者

1. 交付された輸入移動書類を汚損又は失った場合

輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければなりません。

なお、経済産業大臣が公布した輸入移動書類を汚損又は失った場合には、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができます。ただし、輸入移動書類の再交付を受けた後、失った輸入移動書類を回復するに至った場合には、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。（様式：参考 11-1, 11-2, 11-3 参照）

2. 法第 10 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったとき

この場合、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、経済産業大臣に届出し、輸入移動書類の書き換えを行う必要があります。（様式：参考 11-4 参照）

3. 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき 及び 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき

これらの場合、併せて交付された輸入移動書類を添付して届け出る必要があります。（様式：参考 11-5 参照）

提出先

○本章の手続きに係る書類の提出先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

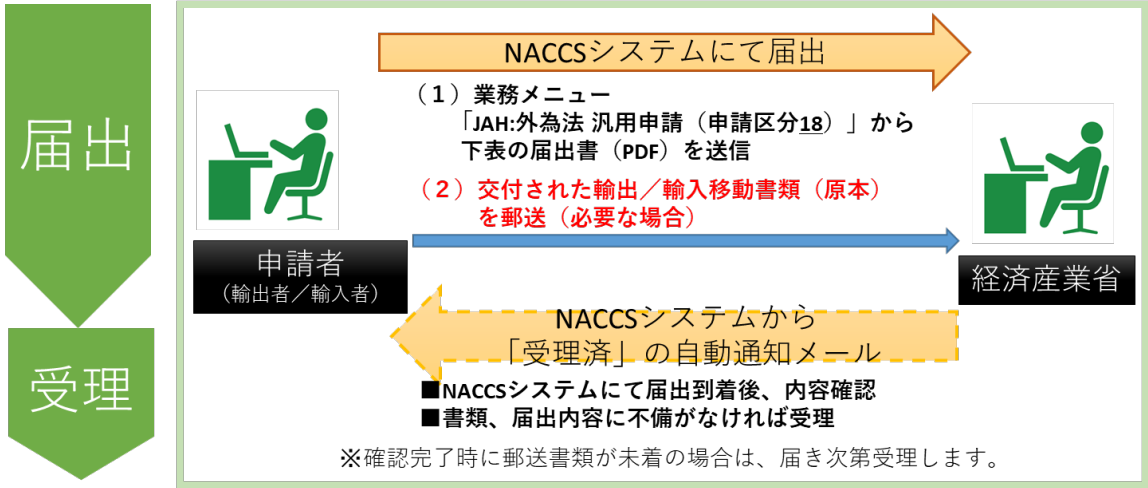
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

電 話：03-3501-1659（直通）

※上記提出先は、輸入承認の条件下で交付された「輸入移動書類」に係る提出に限ります。

参考：電子申請（NACCSシステムによる届出）方法
 上記の届出書類は、NACCSシステムから提出することが可能です。
 ※一部、原本の提出（郵送）が必要な書類があります。

輸出／輸入移動書類に係る届出（NACCS）の流れ



汎用申請区分	汎用申請手続名称	様式
18	パーセル移動書類届出等	輸出移動書類等の汚損等の届出（様式第2）
		紛失した輸出移動書類等の回復の届出（様式第4）
		輸入移動書類の記載内容と異なる運搬に関する届出（様式第6）
		輸出移動書類に係る届出（様式第1）
		輸入移動書類に係る処分届出（様式第2）
		輸入移動書類等に係る届出（様式第3）
		その他届出（任意様式）

（参考）その他各種手続の様式や記入例

（参考 11-1）輸入移動書類の（汚損／紛失）に関する届出書（様式）

様式第 2 （第 2 条関係）

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」を二重線で消してください。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

~~移動書類~~ 汚損
輸出 移動書類 の 紛失
輸入 移動書類 に関する届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
届出者 法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

~~移動書類~~ 汚損された
下記の輸出 移動書類 が失われたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
輸入 移動書類

関する法律 第 5 条第 3 項
第 9 条第 2 項 （法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。）

の規定により届け出ます。

記

輸出 移動書類の交付番号 輸入	
輸出 移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出 移動書類が汚損された年月日 輸入 移動書類が失われた	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
(3) 輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が輸入する当該特定有害廃棄物等に係る移動書類が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
(4) 移動書類の汚損、紛失については、交付番号、交付年月日については、記載の必要はないものとする。

(参考 11-2)輸入移動書類の再交付に関する申請書（様式）

様式第 3（第 2 条関係）

※整 理 番 号	
※再 交 付 番 号	
※再交付年月日	年 月 日

輸出
輸入 移動書類の再交付に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称
住所又は所在地
法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

下記の輸出
輸入 移動書類の再交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の

規制に関する法律 第 5 条第 3 項
第 9 条第 2 項 の規定により申請します。

記

輸出 輸入 移動書類の交付番号	
輸出 輸入 移動書類の交付年月日	年 月 日
輸出 輸入 移動書類が汚損された年月日 失われた	年 月 日

- 注(1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

(参考 11-3)輸入移動書類の回復に関する届出書（様式）

様式第 4 （第 3 条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

~~移動書類~~
輸出移動書類の回復に関する届出書
輸入移動書類

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
届出者 法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」を二重線で消してください。

~~移動書類~~
下記の輸出移動書類を回復したので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
輸入移動書類

関する法律 第 5 条第 4 項
第 9 条第 3 項 (~~法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。~~)

の規定により届け出ます。

記

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」及び（法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。）を二重線で消してください。

輸出移動書類の交付番号 輸入移動書類	
輸出移動書類の交付年月日 輸入移動書類	年 月 日
輸出移動書類の再交付を受けた年月日 輸入移動書類	年 月 日
輸出移動書類を回復した年月日 輸入移動書類 移動書類	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
(3) 本届には、回復した輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
(4) 移動書類の回復の際には、交付番号、交付年月日、再交付を受けた年月日については記載の必要がないものとする。

(参考 11-4)記載内容と異なる運搬に関する届出書 (様式)

様式第 6 (第 5 条関係)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※書換年月日	年 月 日

輸入移動書類

の記載内容と異なる運搬に関する届出書

移動書類

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称

住所又は所在地

届出者 法人にあってはその代表者の氏名

担当者名

電話番号 ()

下記の輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類について、記載された内容と異なる運搬を行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 10 条第 4 項 (法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

記

輸入移動書類 の交付番号		
輸入移動書類 の交付年月日	年 月 日	
輸入移動書類 又は移動書類 に記載された 内容と異なる 運搬の内容		
輸入移動書類 又は移動書類 に記載された 内容と異なる 運搬を行った 理由	当該特定有害廃棄物等の運搬又は処分について特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 10 条第 3 項第 1 号の規定に基づく政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けたため。	
	適用された法律	
	適用された規定	
	当該特定有害廃棄物等の運搬又は処分について特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 17 条第 2 項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたため。	
	命令の根拠となった法律	
	命令の根拠となった規定	
	命令年月日	
	命令権者名	
命令の内容		

注 (1) ※印欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。

(3) 本届出書には、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類を添付すること。

(参考 11-5)輸入移動書類に係る届出書 (様式及び記入例)

様式第3 (第7条関係)

輸入移動書類 移動書類に係る届出書	
経済産業大臣 環境大臣 殿	年 月 日 届出者 氏名又は名称及び 代表者の氏名： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： 電話番号： FAX番号： e-mail：
移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」を二重線で消してください。 輸入特定有害廃棄物等 { の運搬を行わないこととなった の処分を行わないこととなった を 失 っ た } ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制 に関する法律第12条第1項第2号又は第3号（法第16条において準用する場合を含む。）の規定により、 輸入移動書類 移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。	
輸入移動書類の交付を受けた番号 及び日付	交付番号 ： 交付年月日： 年 月 日
輸入特定有害廃棄物等 { の運搬を行わないこととなった の処分を行わないこととなった を 失 っ た } 理由	
輸入特定有害廃棄物等に関する今後の 計画	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第7条関係)

サンプル

輸入移動書類
~~移動書類~~に係る届出書

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」を二重線で消してください。

2020年 10月 1日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出者

氏名又は名称及び ○○○○株式会社

代表者の氏名 : ○○ ○○

住所又は所在地 : 東京都千代田区霞が関1-3-1

連絡責任者氏名 : △△ △△

電話番号 : ××-××××-××××

FAX番号 : ××-××××-××××

e-mail : ○○○○@○○○○

該当しない項目に、二重線
「=」を記入下さい

輸入特定有害廃棄物等 { の運搬を行わないこととなった
の処分を行わないこととなった } ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制
を失った

に関する法律第12条第1項第2号又は第3号(法第16条において準用する場合を含む。)の規定により、
輸入移動書類
~~移動書類~~を添付して、次のとおり届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた番号 及び日付	交付番号 : 交付年月日 : 年 月 日
輸入特定有害廃棄物等 { の運搬を行わないこととなった の処分を行わないこととなった } 理由 を失った	左欄に該当しない項目に二重線(「=」)を、右 欄に「届け出る理由」を記入ください。
輸入特定有害廃棄物等に関する今後 の計画	今後の特定有害廃棄物等の輸出 計画(予定)を記入下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

XII. 問合せ先

問合せ先等

○各章の内容に関するお問合せ等は、それぞれ下記までお願いします。

	経済産業省		環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当 参事官室	その他の機関等
	貿易管理部 貿易審査課	GX グループ 資源循環経済課		
I. パーゼル法の制度・規制対象物		○	○	
II. 事前相談について				
相談窓口		○（注1）		○（注1）
制度のお問合せ		○	○	○（注2）
III. 輸入の手続きの概要	○	○	○	
IV. 環境省における 通告内容の確認			○	
V. 外為法の輸入承認				
申請窓口	○			
VI. 通告内容の変更について	○（注3）		○	
VII. 輸入移動書類 交付申請窓口	○			
VIII. 処分完了の届出・通知		○		
提出先	○	○		○（注4）
V～VIIIに関する制度 のお問合せ（共通）	○	○	○	

注1：地方環境事務所及び経済産業省業務委託先。事前相談の窓口の詳細については、II章の「事前相談の窓口・相談方法について」をご覧ください。

注2：地方環境事務所のみが対象です。

注3：輸入承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合のみ

注4：環境省における提出先は、最終の処分作業を行う処分施設の所在地を所管する地方環境事務所となっています。また、輸入した特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合は、提出先は環境省（地方環境事務所）のみとなります。

連絡先・所在地

○各担当部署の連絡先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

経済産業省 GX グループ 資源循環経済課

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電 話：03-3501-4978

電子メール：bzl-basel@meti.go.jp

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話：03-5501-3157（直通）

電子メール：env-basel@env.go.jp

地方環境事務所

- 北海道
〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 3 階
北海道地方環境事務所
(電話) 011-299-3738
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-2 3 仙台第二合同庁舎 6 階
東北地方環境事務所
(電話) 022-722-2871
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階
関東地方環境事務所
(電話) 048-600-0814
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部地方環境事務所
(電話) 052-955-2132
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-7 5 桜ノ宮合同庁舎 4 階

近畿地方環境事務所
(電話) 06-6881-6502

- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 11階
中国四国地方環境事務所
(電話) 086-223-1584
- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-3-3 高松サンポート合同庁舎南館 2階
四国事務所
(電話) 087-811-7240
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟 4階
九州地方環境事務所
(電話) 096-322-2410

関連ウェブサイト

環境省：廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入に関するページ

<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/>

経済産業省 特定有害廃棄物等の輸出入管理のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/index.html

◆手続き関係法規

○特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律（抜粋）

（平成四年十二月十六日法律第百八号）

（輸入の承認）

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条約付属書ⅣBに掲げる処分作業（以下「再生利用等」という。）を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りではない。

2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

（輸入移動書類の交付等）

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容（同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付したもの）と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書（以下「輸入移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）

第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十七条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に

規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

５ 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の譲渡等）

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

（輸入移動書類に係る届出）

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。

三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

２ 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物（第十七条第二項において単に「廃棄物」という。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

（通知）

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

（手数料）

第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 輸出移動書類の交付を受けようとする者

二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者

三 輸入移動書類の交付を受けようとする者

四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（抜粋）
（平成五年九月三日政令第二百八十二号）

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第四条 法第十条第三項第一号（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、同号の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（手数料）

第十五条 法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の第四欄に定める金額）とする。

別表第一 （第四条関係）

	法律	規定
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで
二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二
三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条
四	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十四号）	第十一条第二項（高圧ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高圧ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条

別表第四 （第十五条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千円	一万六百元

二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百円	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円
六	第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千円	三万九千円
七	第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万七千七百円
八	第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千円
十	第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（抜粋）

（平成五年十月七日総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

（経済産業省令、環境省令で定める地域）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める地域は、別表第一の中欄に掲げる地域とする。

（経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等）

第二条 法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等は、別表第一の中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる特定有害廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十条（同法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者が輸出をしようとする当該確認に係るもの及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第〇号）第五条に規定するものを除く。）とする。

（輸出移動書類に記載すべき事項）

第三条 法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

第四条 法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（輸入移動書類及び移動書類に記載すべき事項）

第五条 法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

2 法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

（輸入移動書類に係る届出）

第六条 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物処理法第二条第一項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第二による届出書により、第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

第七条 輸入移動書類の交付を受けた者等が法第十二条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合、又は再生利用等目的輸入事業者等が移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行わないこととなったとき若しくは移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったときは、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（通知）

第八条 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類（この条において「輸入移動書類等」という。）に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

2 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類等に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類又は移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令 （平成五年十月七日通商産業省令第六十一号）

（輸出移動書類の交付）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付しなければならない。

（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請）

第二条 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2 法第五条第三項又は第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

（紛失した輸出移動書類等の回復の届出）

第三条 法第五条第四項又は第九条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

（輸入移動書類の交付）

第四条 法第九条第一項の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請について法第九条第一項の確認をしたときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類として申請者に交付しなければならない。

（輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出）

第五条 法第十条第四項の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

○特定有害廃棄物等の輸入承認について

輸入注意事項19第11号(19. 3. 6)

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。）

なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。

イ バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合

ロ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第24条第2項に規定する特定外国船舶であって、その輸入につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第8条の規定を適用しないこととされたもの

2 適用地域

全地域（台湾を除く。）

3 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1の様式によるもの） 1通
- ③ 輸入契約書の写し 1通
- ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
- ⑤ 上記1に規定する物（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書IV Bに掲げる処分作業を行うものに限る。）の経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の加盟国からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 1通
- ⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通
- ⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通
- ⑧ その他必要と認められる書類

（注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

(2) 提出先

貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午前 11 時 45 分まで及び午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入承認基準

(1) OECD 加盟国からの輸入の場合（条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うものに限る。）

上記 1 に規定する物（条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うものに限る。）の輸入であって OECD 加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の薬物・劇物に該当する場合は、毒劇法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。

③ その他 OECD の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) 上記（1）以外（OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であって（1）に該当しないもの）の輸入の場合

上記 1 に規定する物（（1）に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国（地域を含む）からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。

- ④ その他条約の適確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

5 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。

6 条約の締約国等

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第５号・輸入注意事項２０２１第４号）」を確認のこと。

バーゼル法該当貨物の 輸入承認申請手続き等について

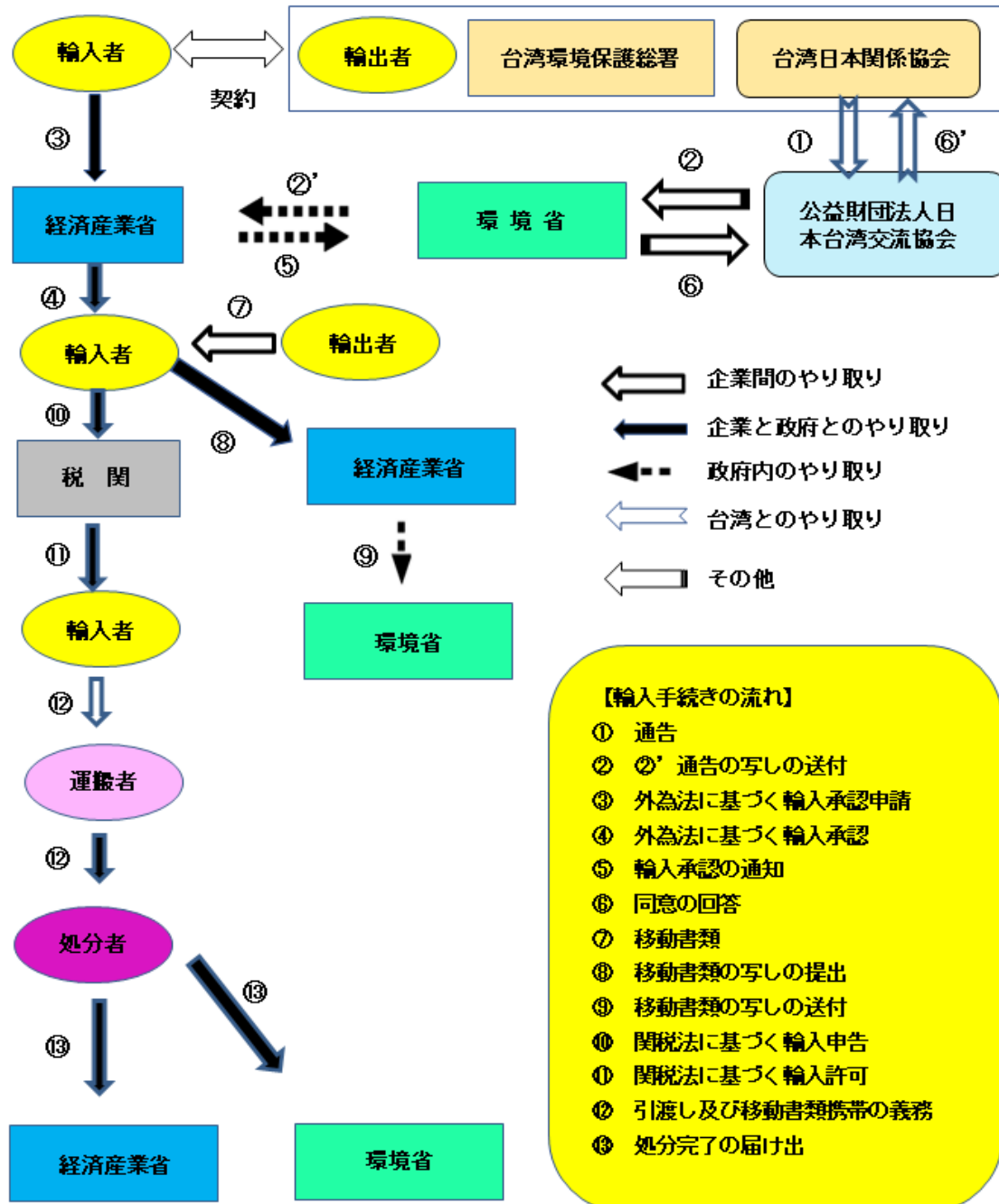
<台湾編>

- I. 輸入するときの手続きの流れ
- II. 通告内容の確認
- III. 輸入承認の申請手続き
- IV. 処分完了の届出について
- V. 経済産業省ホームページ

<資料>

- ・ 輸入承認申請書
- ・ 別紙1「輸入承認申請理由書」
- ・ 輸入承認申請理由書の記入上の注意
- ・ 輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表
- ・ 別紙2「台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書」
- ・ 移動書類に係る処分届出書

I. 輸入するときの手続きの流れ



Ⅱ．通告内容の確認

台湾から環境省に対して事前通告が届くと、環境省から輸入者に対して事前通告の内容についての確認依頼の連絡が届きます。その際、環境省から以下の資料の送付が求められます。なお、当該貨物が廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物にも該当し、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証を取得している場合については、下表の②～⑨の書類について、省略することができます。

- (1) 契約書（輸出者と輸入者、輸入者と処分者との契約。環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていることが必要です。）
- (2) 輸出国の発生施設での発生工程図
- (3) 日本での処理工程及び処理施設概要（工程図、処理施設のパンフ等）
- (4) 貨物のカラー写真（鮮明でない場合がありますので、メールでご送付ください。）
- (5) 銀行保証書、海上火災保険等
- (6) 貨物のフロー図
- (7) 成分分析表

原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。

これらの書類は、輸入承認申請の際にも参考資料としてご提出ください。この他、審査に必要となる書類等の提出をお願いすることもありますので、ご協力ください。

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室
住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電 話：03-5501-3157（直通）

Ⅲ. 輸入承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾から輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第52条の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

また、NACCSシステム（外為法関連業務）を利用した電子申請も可能です。

（ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html ）

1. 輸入承認の申請

輸入承認申請の際には（１）の各書類を提出してください。また、輸入承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に（２）の各書類を提出してください。

（１）輸入承認申請の際に提出が必要な書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通 （両面印刷のこと）
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1） 1通
- ③ 輸入契約書の写し 1通
- ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
- ⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通
- ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通
- ⑦ その他必要と認められる書類
例えば、以下の書類が必要となる場合があります。
特別有効期間設定申請書（承認の有効期間が6ヵ月以上の場合又は6ヵ月未満の場合） 1通

（注）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

（２）各通関に提出が必要な書類

- ⑧ 台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書（別紙2） 1通
- ⑨ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3（6）の規定に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとします。） 1通
- ⑩ 輸入承認証（裏面を含む）の写し 1通 ※電子申請による承認を受けた場合は提出不要。

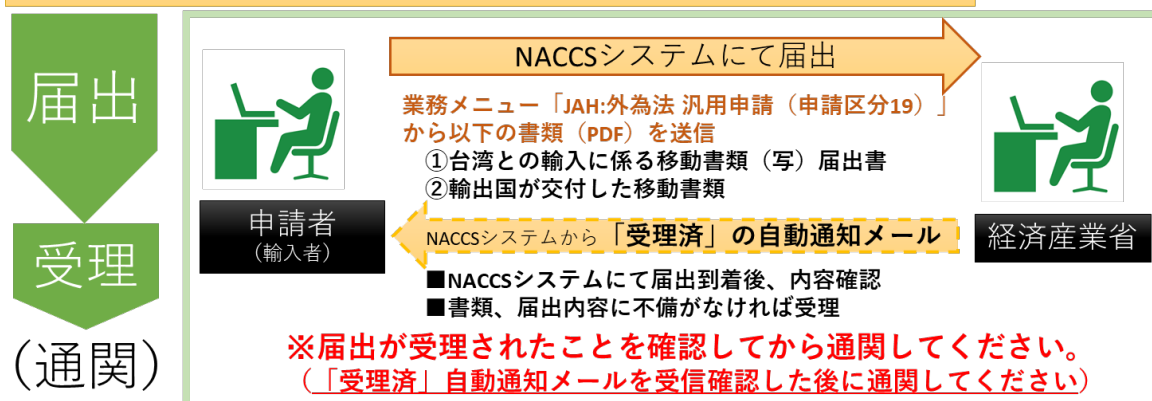
(3) 提出先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話：03-3501-1659（直通）

【参考】電子申請（NACCSシステムによる届出）方法

(2) の書類は、NACCSシステムから提出することができます。

台湾との輸入に係る移動書類届出（NACCS）の流れ



2. 輸入承認の基準

輸入の承認は、当該申請が次の(1)から(6)までに該当する場合に限り行うものとします。

廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸入の許可を受ける必要のあるもの（上記1の(1)の⑥に該当するもの）については、同法に基づく環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとします。

(1) 次のいずれかに該当していること。

- ① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

(2) 台湾以外からの輸入でないこと。

(3) 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。

(4) 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

- ① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
- ② 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
- ③ その他必要な事項に適合していること。

(5) その他2005年12月1日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(6) 輸入承認申請の内容が上記1の(1)の②から⑦までの提出書類の内容と一致していること。

3. 輸入承認の条件

輸入承認を行う場合は、次の条件を付します。

- (1) 通関前に台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。なお、移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸入承認証の数量の範囲内であること。
- (2) 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、移動書類の原本を携帯し、かつ、同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措置すること。
- (3) 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- (4) 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

IV. 処分完了の届出について

輸入承認手続を経て特定有害廃棄物等を輸入した者は、当該貨物の処分が完了したときは、法令に基づき、速やかに経済産業省及び環境省へ次の書類をそれぞれに届け出てください。

(1) 届出に必要な書類

- ① 移動書類に係る処分届出書 1通
- ② 移動書類の写し 1通
- ③ 輸入承認証（裏面を含む）の写し 1通
※電子申請による承認を受けた場合は提出不要。

(2) 届出先

【環境省】最終の処分作業を行う処分施設の所在地を所管する地方環境事務所

- 北海道
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所
(電話) 011-299-3738
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階
東北地方環境事務所
(電話) 022-722-2871
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館6階
関東地方環境事務所
(電話) 048-600-0814
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
中部地方環境事務所
(電話) 052-955-2132
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
近畿地方環境事務所
(電話) 06-6881-6502
- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階
中国四国地方環境事務所
(電話) 086-223-1584

- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階
四国事務所
(電話) 087-811-7240
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
九州地方環境事務所
(電話) 096-322-2410

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

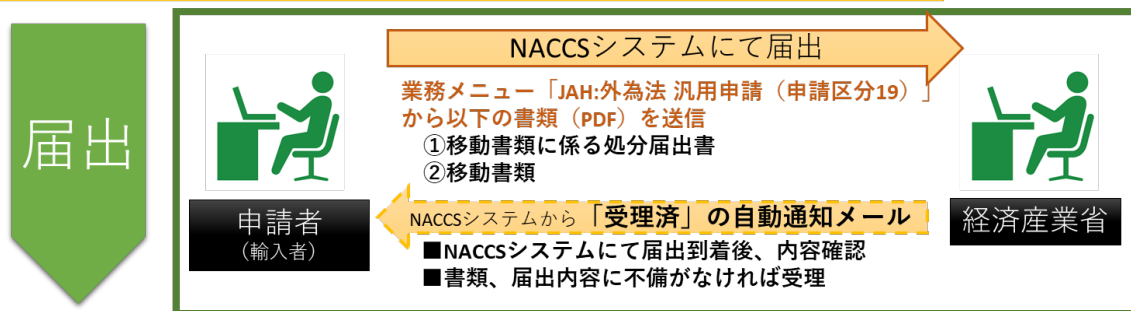
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659 (直通)

参考：電子申請（NACCSシステムによる届出）方法

上記の届出書類は、NACCSシステムから提出することが可能です（経済産業省への提出に限る）。

台湾との輸入に係る処分届出（NACCS）の流れ



V. 経済産業省ホームページ

上記ⅠからⅣまでにつきましては、経済産業省ホームページにおきまして、以下のURLにて、ご案内しています。また、申請様式等につきましてもダウンロードしていただけるようになっています。

＜台湾からのパーゼル貨物の輸入申請手続き＞

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/basel_import1_taiwan_2.html

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入（承認・割当）申請書

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名

住 所 資 格

電 話 番 号 申 請 年 月 日

次の
☐ △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
☐ △輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項
 の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
					総額(US\$)
備 考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位（割当額）	※証明書番号
	※期間満了日

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、IIの数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定	
上記「I 申請の明細」欄中	1 2 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※承認番号	※延長後有効期間満了日
※有効期間満了日	

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印（輸入割当て）

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）

日 付

資 格

記名押印

Abstract

1 要輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 透過 関 (輸入承認関係)

税関申告書番号及び 申告年月日	商 品 名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税関押印

3 送銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記載欄（輸入承認関係）

送金年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記録欄

注 (1) 捺印のある欄は、記入しないこと。

(2) 「關稅率表の番号等」欄には、關稅率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。

(3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。

(4) 記載事項は、それを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

輸 入 承 認 申 請 理 由 書

経済産業大臣 殿

申請者

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

申請年月日

住 所

電 話 番 号

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1.輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		2.事前通告： ☐ 一回の通告 ☐ 包括的な通告*1 *1 包括的な通告の有効期限： 年 月 日 ☐ 処分（非回収）作業 ☐ 回収作業*2 *2 事前認定を受けた回収施設への運搬か ☐ はい ☐ いいえ		3.移動回数：
4.輸入者／処分者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		5.特定有害廃棄物の排出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 排出場所： 排出過程：		
6.予定されている全ての運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		7.処分施設： 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： （事前認定を受けた回収施設） 登録番号： 有効期限： 年 月 日		
9.輸出者と処分者との契約合意の日付： 年 月 日	10.別添資料の数：			
11.保険又は金銭的保証の条項の有無 ☐ 有 ☐ 無 *有効期限： 年 月 日 *詳細については、資料を添付すること。		8.処分作業のコード番号： 適用される技術：		
12. こん包の形態：	13.こん包の数：	14.運搬の手段：		
15.特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、科学的組成* 20℃における物理的状态 ☐ 粉末状 ☐ 固体状 ☐ 糊状 ☐ 泥状 ☐ 液状 ☐ 気体状 ☐ その他（ ） *詳細については、資料を添付すること。		17.特別な取扱の指示の有無： 有 ☐ * 無 ☐ *詳細については、資料を添付すること。		
		18.Y番号：		19.H番号：
		20.国際連合分類区分：		21.国際連合番号：
		22.重量及び体積： 外国為替金額の総計：		
16.Waste identification code(廃棄物同定コード) ☐ バーゼル条約附属書Ⅷ： ☐ その他（ ）：				

	23.移動開始予定日： 年 月 日	24.移動終了予定日： 年 月 日
25.権限ある当局、輸出入地点		
台湾（船積港）	日本（入港予定地）	

（注）用紙の大きさは、A列4番とします。

輸入承認申請理由書の記入上の注意事項

<各欄への記入上の具体的注意事項>

（第1、4、6欄）

輸出者、輸入者／処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

（第2欄）

- ・処分作業の種類には、処分（非回収）作業、回収作業のいずれかに該当するか、
- ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるのか、
- ・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、について該当欄に「×」印を記入すること。

また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

（第3欄）

一回の通告（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。

包括的な通告の場合には総移動回数を記入すること。

（第5欄）

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第1欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

（第6欄）

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

（第7欄）

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が輸入者／処分者である場合には、「第4欄に同じ」と記入すること。

(第 8 欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」(「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成 18 年 3 月 27 日付け輸出注意事項 18 第 9 号)に規定する「輸出移動書類(別紙様式 3)で用いるコード表」をいう。以下同じ。)に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術(工程、方法)を記入すること。

(第 9 欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者/処分者(又は処分施設)との間の契約合意の日付を記入すること。

(第 10 欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

(第 11 欄)

輸出者と輸入者/処分者(又は処分施設)との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第 12 欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第 13 欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第 14 欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第 15 欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第 16 欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第 17 欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」場合には、その具体的内容（例：こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと）について資料を添付すること。

(第 18 欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 I に掲げる Y 番号のうち該当するものを記入すること。

なお、該当する Y 番号が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第 19 欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 III に掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する H 番号を記入すること。

なお、該当する H 番号が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第 20 欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及び III の規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 III に掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

なお、該当する国際連合分類区分が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第 21 欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告 (Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)」に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第 22 欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を記入すること。

(第 23 欄)

特定有害廃棄物等の国内での移動開始が予定されている日付を記入すること。

(第 24 欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第 25 欄)

台湾及び日本の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

輸入承認申請理由書の記載で用いるコード表

(第8欄) 処分作業のコード番号	
<u>処分作業 (回収につながらない作業)</u>	
D 1	地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
D 2	土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
D 3	地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
D 4	表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。)
D 5	特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。)
D 6	海洋を除く水域への放出
D 7	海洋への放出 (海底下への挿入を含む。)
D 8	この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1からD 12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。
D 9	この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1からD 12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿)
D 10	陸上における焼却
D 11	海洋における焼却
D 12	永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。)
D 13	D 1からD 12までのいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D 14	D 1からD 12までのいずれかの作業に先立つこん包
D 15	D 1からD 12までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管
<u>回収作業</u>	
R 1	燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
R 2	溶剤の回収利用又は再生
R 3	溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R 4	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R 5	その他の無機物の再生利用又は回収利用
R 6	酸又は塩基の再生
R 7	汚染の除去のために使用した成分の回収
R 8	触媒からの成分の回収
R 9	使用済みの油の精製又はその他の再利用
R 10	農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R 11	R 1からR 10までに掲げる作業から得られた残しの利用
R 12	R 1からR 10までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R 13	R 1からR 10までに掲げるいずれかの作業のための物の集積
(第12欄) こん包の形態	(第14欄) 運搬の手段
1. ドラム缶	R = 道路
2. 木樽	T = 鉄道
3. ジェリカン	S = 海路
4. 箱	A = 空路
5. 袋	W = 内水航路

6. 二重構造容器	
7. 圧力容器	
8. ばら積み	
9. その他（明記すること。）	
（第 18 欄）Y 番号 附属書 I 規制する廃棄物の分類 <u>廃棄物の経路</u> Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物 Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物 Y 3 廃医薬品 Y 4 駆除剤及び植物薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物 Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油 Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物 Y 10 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テフェニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品 Y 11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓 Y 12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 Y 13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 Y 14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの Y 15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物 Y 16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 Y 17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物 Y 18 産業廃棄物の処理作業から生ずる残滓 <u>次に掲げる成分を含有する廃棄物</u> Y 19 金属カルボニル Y 20 ベリリウム、ベリリウム化合物 Y 21 六価クロム化合物 Y 22 銅化合物 Y 23 亜鉛化合物 Y 24 砒素、砒素化合物 Y 25 セレン、セレン化合物 Y 26 カドミウム、カドミウム化合物 Y 27 アンチモン、テルル化合物 Y 28 テルル、テルル化合物 Y 29 水銀、水銀化合物 Y 30 タリウム、タリウム化合物 Y 31 鉛、鉛化合物 Y 32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物 Y 33 無機シアン化合物 Y 34 酸性溶液又は固体状の酸	

- Y 3 5 塩基性溶液又は固体状の塩基
- Y 3 6 石綿（粉じん及び繊維状のもの）
- Y 3 7 有機りん化合物
- Y 3 8 有機シアン化合物
- Y 3 9 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
- Y 4 0 エーテル
- Y 4 1 ハロゲン化された有機溶剤
- Y 4 2 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
- Y 4 3 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y 4 4 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類
- Y 4 5 この附属書（例えば、Y 3 9 及び Y 4 1 から Y 4 4 まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
 - （a）この条約の適用を容易にするため、並びに（b）、（c）及び（d）の規定に従うことを条件として、附属書Ⅷに掲げる廃棄物は、この条約第一条 1（a）の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書Ⅸに掲げる廃棄物は、この条約第一条 1（a）の規定の適用を受けない。
 - （b）附属書Ⅷに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条 1（a）の規定に従い有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。
 - （c）附属書Ⅸに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含むときは、この条約第一条 1（a）の規定に従い、当該廃棄物が有害ない特性を有するものであるとすることを排除しない。
 - （d）附属書Ⅷ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条 1（a）の規定の影響を及ぼすものではない。

附属書Ⅱ 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

- Y 4 6 家庭から収集される廃棄物
- Y 4 7 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓
- Y 4 8 プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）（注 1、注 2）

この条約の第一条 1（a）に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（附属書ⅧA表の関連項目 A 三二一〇参照）

次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用すること（注 3）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注 4）もの

主として（注 5）一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

ポリエチレン（P E）
 ポリプロピレン（P P）
 ポリスチレン（P S）
 アクリロニトリルブタジエンスチレン（A B S）
 ポリエチレンテレフタレート（P E T）
 ポリカーボネート（P C）
 ポリエーテル

主として（注 5）一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂
 フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂
エポキシ樹脂
アルキド樹脂

主として（注５）次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）

パーフルオロエチレンープロピレン（ＦＥＰ）

パーフルオロアルコキシアリカン

テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル（ＰＦＡ）

テトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル（ＭＦＡ）

ふっ化ポリビニル（ＰＶＦ）

ふっ化ポリビニリデン（ＰＶＤＦ）

ポリエチレン（ＰＥ）、ポリプロピレン（ＰＰ）又はポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用すること（注６）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注４）もの

Ｙ４９ 電気及び電子廃棄物（附属書ⅧＡ表の関連項目Ａ—一八参照）（注７）

電気機器及び電子機器の廃棄物

電気機器及び電子機器の廃棄物であって、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの

電気機器及び電子機器の廃棄物であって、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含み又はこれらにより汚染された部品（例えば、特定の回路基板、特定の表示機器）を含まないもの

電気機器及び電子機器の廃部品（例えば、特定の回路基板、特定の表示機器）であって、附属書Ⅱの他の項目又は附属書Ⅹの項目に該当する場合を除くほか、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの

電気機器及び電子機器の廃棄物又は廃部品の処理から生ずる廃棄物（例えば、寸断又は破砕から生ずる断片）であって、附属書Ⅱの他の項目又は附属書Ⅹの項目に該当する場合を除くほか、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの

注１ Ｙ４８の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。

注２ 締約国は、Ｙ４８の規定に関し、一層厳しい要件を課することができる。

注３ 溶剤として使用しない有機物の再生利用若しくは回收利用（附属書ⅣＢ表Ｒ３）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にＲ３に規定する作業を行い、及び契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）

注４ 「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注５ 「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注６ 溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回收利用（附属書ⅣＢ表Ｒ３）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にＲ３に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）

注７ Ｙ４９の規定は、二千二十五年一月一日に効力を生ずる。

(第 19、20 欄) 国際連合分類区分及び H 番号

国際連合 分類区分	H 番号	有害特性
1	H 1	爆発性
3	H 3	引火性の液体
4・1	H 4・1	可燃性の固体
4・2	H 4・2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4・3	H 4・3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5・1	H 5・1	酸化性
5・2	H 5・2	有機過酸化物
6・1	H 6・1	毒性（急性）
6・2	H 6・2	病毒をうつしやすい物質
8	H 8	腐食性
9	H 10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H 11	毒性（遅発性又は慢性）
9	H 12	生態毒性
9	H 13	処分の後、何らかの方法により、H 1 から H 12 までの特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

別紙2

台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾からの輸入に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項）の3（6）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電話番号（担当）

記

1. 輸出者

氏名又は名称：

住所：

2. 輸入者／処分者

氏名又は名称：

住所：

3. 処分施設

氏名又は名称：

住所：

4. 特定有害廃棄物等の名称：

5. 輸入承認証

承認番号：

承認日：

数量：

6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量／移動数量	通関数量

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、A列4番とする。

様式

移動書類に係る処分届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 環 境 大 臣 殿	
氏名又は名称及び住所並びに法人に 届出者 あつてはその代表者の氏名並びに電 話及びファクシミリの番号	
担当者名 電話番号 ファクシミリ番号	
特定有害廃棄物等の処分を行ったので、有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財 団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（２００５年１２月１日）の的確かつ円滑な実 施を図るために必要な事項（経済産業省・環境省告示第１２号）３の（８）の規定により、移 動書類の写しを添付して届け出ます。	
輸入承認番号及び輸入承認日	
移動書類の写しを提出した日付	
特定有害廃棄物等の処分を行った 日付、処分の場所及び処分の方法	処分プロセスにおいて、実際に処分さ れた日を判別することが困難である 場合には、処分プロセス投入日を記載 することも可能。

- 備考 １ 輸入承認証（裏面を含む）の写しを添付して提出すること。
 ２ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

